

平成 23 年度 大学機関別認証評価  
自己評価報告書・本編  
[日本高等教育評価機構]

平成 23(2011)年 6 月  
沖縄国際大学



目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色 .....	1
II. 沿革と現況 .....	3
III. 「基準」ごとの自己評価 .....	7
基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的 .....	7
基準 2. 教育研究組織 .....	11
基準 3. 教育課程 .....	20
基準 4. 学生 .....	40
基準 5. 教員 .....	53
基準 6. 職員 .....	61
基準 7. 管理運営 .....	67
基準 8. 財務 .....	74
基準 9. 教育研究環境 .....	81
基準 10. 社会連携 .....	89
基準 11. 社会的責務 .....	95
IV. 特記事項 .....	101
1. FD の取組み .....	101
2. エコアクション 21 の認証・登録 .....	107
3. 海外インターンシップの取組み .....	113



## I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色

### 1. 建学の精神・基本理念

沖縄国際大学は、米国から日本への施政権返還という沖縄の社会状況の中で、琉球政府認可による2つの私立大学を統合して設立した大学である。当時の困難な社会状況の中で、いかにして地域の振興、地域の人材育成を達成するかとの強い思いが、本学「設立趣意書」に「沖縄の私立大学」として強調され、統合新設される大学の使命を「住民と社会が常に叫び、常に求めてきた真の自由と、自治の確立の執拗な追求」としている。

本学は、設立趣意書で謳った「真の自由と、自治の確立」を建学の精神・基本理念とし、地域住民と社会から多くの支持と共感を得ることなしには存立基盤を持ちえないうとして、「地域に根ざし、世界に開かれた大学」をキャッチフレーズに、教育・研究の推進を進めてきた。創立30年を経た平成15(2003)年を機に、沖縄の地域ニーズに応えることが本学の存立基盤であることを改めて確認し、建学の精神と理念について明確に定めることとした。

#### 沖縄国際大学の建学の精神と理念

##### 建学の精神

「真の自由と、自治の確立」

##### 理念

沖縄国際大学は、沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える学術文化を創造する。そして豊かな心で個性に富む人間を育み、地域の自立と国際社会の発展に寄与する。

建学の精神及び理念は3つのキーワードに集約される。「平和・共生」の思想は沖縄県の歴史体験から、「個性・創造」の発想は教育の原則から、「自立・発展」の視点はローカルとグローバルの双方向性が求められる時代の要請に応え、導き出されたものであり、本学教育課程の運営基盤となっている。

### 2. 使命・目的

「学則」第1条では、「沖縄国際大学は、学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成することをその目的とする」と定めている。地域密着型を大学の理念、基本姿勢とする本学では、平成22(2010)年6月、理事会において「建学の精神」を簡明かつ平易に読み解き、地域の現状と課題から導出される大学の使命・目標を定めた。

なお、この使命・目標は平成23(2011)年1月19日に「大学協議会」で策定したディプロマ・ポリシー（学位授与方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）の3つのポリシーの礎となっているこ

とは言うまでもない。

### 沖縄国際大学の使命と教育目標、地域連携・研究目標

#### 本学の使命

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- (1) アジアの十字路口に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁の魁となる人材を育成します。
- (2) 沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

#### 本学の教育目標

- (1) アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。
- (2) 「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。
- (3) 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

#### 地域連携・研究目標

- (1) 地域協働、産学官連携を推進します。
- (2) 地域における生涯学習の拠点にします。
- (3) 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

### 3. 大学の個性・特色

「設立趣意書」において「沖縄の私立大学」であることを強調するとともに、沖縄の地域のニーズに応えることを求めている。沖縄県は他府県に比べ、地理的、歴史的、文化的な面で個性的であり、画一化に対して沖縄としてのアイデンティティの危機を絶えず抱いてきた。このような地域の自己主張・要請に応えていくことが本学に期待されており、地域の要請に応える形で共通科目及び各学科の専門科目において、個性的な科目編成と教育実践を行い、本学の使命・目標の実現に取り組んでいる。

共通科目は、本学の教育理念である「国際化」、「情報化」、「地域化」に対応する9つの科目群で編成しており、「沖縄関係科目群」では、沖縄の文化、歴史、自然、経済など地域に密着した学びを実践することができる。長年に亘る日本政府の大きな課題である「普天間基地」については、共通科目の「テーマ科目群」として設定しており、基地と沖縄社会の諸課題について考える機会を設けている。

各学部学科におけるカリキュラムにおいても、地元企業人・行政実務者を起用した地域理解の視点や英語のネイティブ・スピーカーによる教育、全学的に設定している情報関連科目など、本学の教育理念を体現する教育課程編成を行っている。

## Ⅱ. 沿革と現況

### 1. 本学の沿革

本学は、昭和 47(1972)年 2 月 24 日、当時の琉球政府の認可を得て、翌 2 月 25 日に設置され、同年 4 月 1 日に沖縄国際大学、同短期大学部が開学した。また、同年 4 月 23 日には開学式及び第 1 回入学式を挙行し、地域に開かれた大学として歩みを始めた。

次いで、昭和 47(1972)年 5 月 15 日、沖縄の本土復帰に伴い「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」(昭和 46 年 12 月 31 日法律第 129 号)第 94 条第 1 項〔沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和 47 年 4 月 28 日政令第 106 号)第 1 条第 2 項〕により、日本の法律に適合した大学となった。

米国の施政権下にあった沖縄には、私立の沖縄大学と国際大学が設置されており、沖縄大学と国際大学の両校は、復帰に伴い、日本の大学設置基準に照らして問題があるということから、統合へ向けて両大学での話し合いが進められた。その結果、両校の「理事会」で統合整備計画が成立し、昭和 47(1972)年 2 月 24 日、琉球政府私立大学委員会によって沖縄国際大学の新設が承認された。

本学の設立基金としては、文部省（現文部科学省）から沖縄県私立大学統合施設整備費補助金 10 億円が交付され、さらに日本私学振興財団（現日本私立学校振興・共済事業団）から特別長期融資 4 億 4,000 万円の提供を受け、創立当初の事業〔昭和 49(1974)年 3 月 1 日現在校地 110,403 m<sup>2</sup>、校舎 18,464.37 m<sup>2</sup>、体育施設も整備〕を完成した。

開学当初、沖縄大学から学生 493 人、教員 18 人、職員 21 人、国際大学から学生 1,315 人、教員 30 人、職員 34 人が移籍し、新入学生 1,176 人、新採用教員 20 人、新採用職員 2 人をもって歴史の第一歩を踏み出した。現在では、4 学部 10 学科、大学院 3 研究科 5 専攻の学部・研究科により構成し、学生（大学院生含む）5,852 人、専任教員 132 人、専任事務職員 85 人（いずれも平成 23(2011)年 5 月 1 日現在）にまで発展し、今後も、地域に根ざし、地域の屋台骨を支える専門的人材の育成と、世界に開かれた大学として、更なる躍進を目指している。

### 沖縄国際大学の沿革

#### 昭和 47(1972)年

- 2 月 学校法人沖縄国際大学設立
- 4 月 沖縄国際大学・同短期大学部  
開学・第 1 回入学式
- 5 月 「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」により学校教育法に規定する大学となる

#### 昭和 48(1973)年

- 3 月 第 1 回卒業式
- 7 月 校章制定
- 9 月 3号館、5号館竣工

#### 昭和 49(1974)年

- 9 月 本館、図書館、体育館竣工

#### 昭和 52(1977)年

- 3 月 校旗樹立

#### 昭和 53(1978)年

- 4 月 南島文化研究所設立

#### 昭和 54(1979)年

- 1 月 校歌制定

#### 昭和 55(1980)年

- 10 月 7 号館竣工

#### 昭和 60(1985)年

- 3 月 課外活動棟竣工

#### 昭和 61(1986)年

9月 9号館竣工  
昭和63(1988)年  
5月 厚生会館竣工  
平成元(1989)年  
6月 東海大学(台湾)と学術交流協定締結  
平成2(1990)年  
11月 厦門大学(中国)海外函授学院との学術交流協定締結  
平成3(1991)年  
4月 産業総合研究所設立  
4月 韓南大学(韓国)と国際交流協定締結  
平成4(1992)年  
3月 ヨソック大学(タイ)と国際交流協定締結  
10月 新5号館竣工  
平成5(1993)年  
1月 札幌学院大学と単位互換協定  
4月 ベイラー大学(米国)と国際交流協定締結  
平成7(1995)年  
3月 文学部第2部、教養部廃止  
7月 国際交流センター、情報センター設置  
7月 沖縄県私立大学協会加盟大学間における単位互換協定締結  
10月 アルスター大学(英国)と国際交流協定締結  
平成9(1997)年  
1月 放送大学と単位互換協定締結  
3月 名城大学と単位互換協定締結  
4月 大学院地域文化研究科開設  
4月 大学基準協会維持会員  
6月 厦門大学と国際交流協定締結  
11月 札幌学院大学と単位互換協定締結  
11月 沖縄法政研究所設立  
平成10(1998)年  
4月 大学院地域産業研究科開設  
6月 外国語センター設置  
9月 新図書館竣工  
平成11(1999)年  
3月 京都学園大学と単位互換協定締結  
3月 桜美林大学と単位互換協定締結  
4月 地域文化研究科に英米言語文化専攻開設

12月 短期大学部廃止  
平成12(2000)年  
9月 東村セミナーハウス竣工  
平成13(2001)年  
4月 文学部(国文学科、英文学科、社会学科)を総合文化学部(日本文化学科、英米言語文化学科、社会文化学科)に名称変更  
4月 総合文化学部に人間福祉学科開設  
10月 熊本学園大学と単位互換協定締結  
平成14(2002)年  
4月 法学部法学科を法学部法律学科へ名称変更し、法学部に地域行政学科開設  
平成15(2003)年  
3月 講堂兼体育館改築竣工  
4月 大学院法学研究科開設、地域文化研究科に人間福祉専攻開設  
4月 エクステンションセンター設置  
12月 カイロ大学(エジプト)と国際交流協定締結  
平成16(2004)年  
4月 経済学部(経済学科、地域環境政策学科)及び産業情報学部(企業システム学科、産業情報学科)開設  
4月 日本臨床心理士資格認定協会より「第2種大学院」指定  
8月 本館ビルに米軍ヘリコプター墜落炎上  
平成17(2005)年  
3月 大学基準協会より機関別認証評価認定  
6月 レンヌ第2大学(フランス)と国際交流協定締結  
12月 松山大学と単位互換協定締結  
平成18(2006)年  
2月 マッコーリー大学(オーストラリア)と学術交流協定締結  
11月 本館改築竣工  
平成19(2007)年  
3月 福建師範大学(中国)と中国語研修学生派遣に関する協定締結  
平成20(2008)年  
3月 法学部第2部廃止

沖縄国際大学

4月 日本臨床心理士資格認定協会より「第1種大学院」指定	平成21(2009)年 3月 13号館竣工
4月 ヘンダーソン州立大学(米国)と国際交流協定締結	9月 商経学部第2部廃止 平成22(2010)年 12月 エコアクション21認証・登録

2. 本学の現況

- ・大学名 沖縄国際大学
- ・所在地 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号
- ・学部及び大学院の構成と学生数、教員数

①学部

学 部 名	学 科 名	学 生 数				
		1年	2年	3年	4年	合計
法学部	法律学科	135	131	132	147	545
	地域行政学科	136	135	122	144	537
	計	271	266	254	291	1,082
経済学部	経済学科	144	143	132	153	572
	地域環境政策学科	143	148	135	162	588
	計	287	291	267	315	1,160
産業情報学部	企業システム学科	144	145	149	158	596
	産業情報学科	143	136	140	169	588
	計	287	281	289	327	1,184
総合文化学部	日本文化学科	143	136	119	141	539
	英米言語文化学科	149	147	187	153	636
	社会文化学科	99	97	108	112	416
	人間福祉学科	204	191	167	204	766
	社会福祉専攻	(111)	(122)	(95)	(124)	(452)
	心理カウンセリング専攻	(93)	(69)	(72)	(80)	(314)
計	595	571	581	610	2,357	
合 計		1,440	1,409	1,391	1,543	5,783

②大学院(修士課程)

研 究 科 名	専 攻 名	学 生 数		
		1年	2年	合計
地域文化研究科	南島文化専攻	5	18	23
	英米言語文化専攻	4	2	6
	人間福祉専攻	7	7	14
	計	16	27	43
地域産業研究科	地域産業専攻	3	6	9
	計	3	6	9

沖縄国際大学

法学研究科	法律学専攻	6	10	16
	計	6	10	16
合 計		25	43	68

③教員数

学 部 名	学 科 名	教 員 数		
		専任 (兼担)	兼任	合計
法学部	法律学科	13	9	22
	地域行政学科	14	42	56
	計	27	51	78
経済学部	経済学科	12	6	18
	地域環境政策学科	12	12	24
	計	24	18	42
産業情報学部	企業システム学科	13	24	36
	産業情報学科	12	17	29
	計	25	41	66
総合文化学部	日本文化学科	12	26	38
	英米言語文化学科	15	55	70
	社会文化学科	12	35	47
	人間福祉学科 社会福祉専攻 心理カウンセリング専攻	17	34	51
	計	56	150	206
小 計		132	260	392
地域文化研究科	南島文化専攻	(14)	12	
	英米言語文化専攻	(9)	6	
	人間福祉専攻	(13)	9	
	計	(36)	27	
地域産業研究科	地域産業専攻	(21)	1	
法学研究科	法律学専攻	(12)	0	
小 計		(69)	28	
総合研究機構	南島文化研究所	(1)		
	沖縄法政研究所	(1)		
小 計		(2)		

・職員数

専任職員	非常勤職員	臨時・嘱託職員	派遣職員	合計
85	8	82	2	177

### Ⅲ. 「基準」ごとの自己評価

#### 基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

##### 1-1 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されていること。

###### (1) 1-1 の事実の説明（現状）

###### 1-1-① 建学の精神・大学の基本理念が学内外に示されているか。

「設立趣意書」の中では、「特に「沖縄の私立大学」として自らを堅持し、その自己主張を広く世に展開させていく所以は、それが四半世紀にもおよぶ現代沖縄の歴史の中で、その住民と社会が常に叫び、常に求めてきた真の自由と、自治の確立の執拗な追求と全く同質的なものだからである。」と「真の自由と自治の確立」の精神こそが本学存立の意義であると強く強調している。

創立 30 周年を機に改めて「建学の精神」を確認し、これからの大学の方向性を定め、周知するため、理念の明確化と学内外への周知・普及の方策について「自己点検・評価委員会」に諮問した。同委員会は、「教授会」への意見聴取を通して成文化を進め、「教授会」の議を経て、「大学協議会」で承認し、「理事会」において報告された。以上の審議過程から全学的な共通理解と周知・普及を図ることができている。

学生や父母、本学志願者、地域社会に対しては、大学案内、学報、学生便覧、その他の広報誌等、また、本学のウェブサイトを通じて学内外に示しているほか、入学式や卒業式の学長講話等を通じて説明を行っている。

また、建学の精神「真の自由 自治の確立」とキーワード「平和・共生、個性・創造、自立・発展」を石碑に刻み、日々通学する学生や本学を訪れる人々に建学の精神や理念を確認できるようにしている。

###### (2) 1-1 の自己評価

建学の精神、理念、キーワードは、全学的な審議・検討の過程を経ることで、共通理解を得、「部局館長会」や「大学協議会」、「教授会」、「課長会」を通じて全教職員への周知を図っている。また、新任教職員に対しては、初任研修会など機会あるごとに、「設立趣意書」を確認しながら本学設立の経緯や本学の歴史についての説明を行っている。

なお、平成 22(2010)年度には、第 2 回 SD(Staff Development) 研修会において、設立事務に携わった職員 OB を招いて本学の設立の経緯及び「建学の精神」についての研修を行い、周知を図った。また、学生及び学外に対しては、学生便覧 や学報、本学ウェブサイト等に掲載し、周知を図っている。

さらに、国際化や情報技術の進展がめざましい中、平成 22(2010)年 6 月「理事会」において「建学の精神」を簡明かつ平易に読み解き、地域の現状と課題から導出される「大学の使命・目標」を定めた。

以上のことから、本学の建学の精神は、本学関係者及び地域社会に対してウェブサイト等を通して周知を行っているが、地域特性を鑑みてアジアを中心とした各国言語での公表・周知を図ることについても重要である。

### (3) 1-1の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神が、設立当時の沖縄の歴史と社会状況の中で、その住民と社会が常に求めてきた「真の自由と自治の確立の執拗な追求」であることを今後も機会あるごとに確認し、共通の理解を進めていく。現行施策を継続していくことはもとより、大学祭や公開講座、シンポジウムなどの機会を通じても周知を図っていく。

また、オープンキャンパスや入試広報等においても、本学の建学の精神、理念のより一層の浸透を促す方策を検討していくほか、本学の使命・目標についての周知を図っていく。

なお、アジアを中心とした各国言語での公表・周知については、平成 23(2011)年度には中国語と韓国語への翻訳とウェブサイトへの掲載を、平成 24(2012)年度以降に海外姉妹校等の母国語を中心とした多言語化についての検討を行う。

## 1-2 大学の使命・目的が明確に定められ、かつ学内外に周知されていること。

### (1) 1-2の事実の説明（現状）

#### 1-2-① 建学の精神・大学の基本理念を踏まえた、大学の使命・目的が明確に定められているか。

建学の精神「真の自由と自治の確立」と、本学の基本理念「沖縄の伝統文化と自然を大切にし、人類の平和と共生を支える学術文化を創造する。そして豊かな心で個性に富む人間を育み、地域の自立と国際社会の発展に寄与する」を踏まえ、本学の目的及び使命・目標についても定めている。

「学則」第1条では「沖縄国際大学は、学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成することをその目的とする」と明示している。

また、「大学院学則」第2条では「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成することを目的とする」としている。

「学則」に明示した目的を受けて、さらに学部学科ごとの人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的（基準3で詳述する）についても明確に定めているほか、平成 22(2010)年度には本学の使命・目標を次のように定めた。

### 使命、教育目標、地域連携・研究目標

#### 使命

沖縄国際大学は沖縄の発展に貢献するために

- (1) アジアの十字路口に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁の魁となる人材を育成します。
- (2) 沖縄の個性を発揮させる研究・地域連携を行います。

#### 教育目標

- (1) アジアを中心とする国際社会と対話し、理解し発信する能力を育成する教育をします。

(2) 「沖縄」を見つめ探求し、地域と協働する経験を蓄積させる教育をします。

(3) 夢を描き実現する力、環境変化に適応できる力、すなわち人間力を培う教育をします。

#### **地域連携・研究目標**

(1) 地域協働、産学官連携を推進します。

(2) 地域における生涯学習の拠点にします。

(3) 沖縄の発展に寄与する研究を推進します。

#### **1-2-② 大学の使命・目的が学生及び教職員に周知されているか。**

本学の使命・目標及び目的は、大学ウェブサイト、学生便覧、大学案内、パンフレット等に掲載し、学生及び教職員がいつでも閲覧可能となっており周知がなされている。また、オリエンテーション等を通じて各学部学科の特色と共に使命・目標についても説明している。

#### **1-2-③ 大学の使命・目的が学外に公表されているか。**

建学の精神及び理念、本学の使命・目標及び目的等の学外への公表は、大学ウェブサイトによって行っており、さらに印刷冊子等を通してステークホルダーや地域への周知に努めている。大学案内及び印刷冊子は、大学説明会や県内高等学校長協会等の懇談会においても配布公表し、周知に努めている。

#### **(2) 1-2の自己評価**

大学の使命・目標及び目的については、使命及び教育目標や地域連携・研究目標を定め、また、目的を「学則」及び「大学院学則」の中で定めている。また、人材の養成及び教育研究上の目的についても学部学科ごとに定めている。学内外への公表及び周知についてもウェブサイトへの掲載や学生便覧、大学案内などの印刷配布により適切に行っている。

ただし、本学ウェブサイトでは、使命・目標について、早急に多言語での公表、周知に着手することが課題である。

#### **(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）**

創立30年を機に改めて確認した「設立趣意書」に基づく建学の精神及び理念、キーワード、さらに時代の進展と社会のニーズに対応し、平成22(2010)年度に定めた使命・目標は、いずれも学内の論議を経て定義していることから、学内教職員への周知は図られているが、学生に対してはさらに周知を高めていく必要がある。そのために学生便覧等学生への配布冊子の掲載方法等について工夫を図っていく。学外に対しては、ウェブサイトへの掲載を継続しつつ、掲載の方法や十分な周知について創意工夫に努める。また、今後も高校生やその父母などを対象とした大学説明会、入試説明会などのあらゆる機会を通じて、理解と周知を図っていく。

なお、課題として掲げた多言語化については、平成 23 (2011)年度には中国語及び韓国語への翻訳とウェブサイトへの掲載による公表と周知を、平成 24(2012)年度以降に海外姉妹校の母国語を中心とした多言語化を図っていく。

### **【基準 1 の自己評価】**

建学の精神とそれに基づく基本理念及び使命、教育目標、地域連携・研究目標は、明確に定め、周知に努めている。

学内外への公表・周知に関しては、「部局館長会」や「大学協議会」、「教授会」等による全学的な論議を経ていることから、学内の共通理解を得ている。また、ウェブサイトや学内イントラネットでの公表や、研修会等を通じても周知している。

学外へは大学案内やパンフレット等の印刷頒布やウェブサイトへの掲載をはじめ、大学説明会、高等学校関係者との懇談会などを通じて周知を図っている。

ただし、前述のように、本学ウェブサイトにおいて、多言語化による公表、周知について、早急に対応着手することが課題である。

### **【基準 1 の改善・向上方策（将来計画）】**

使命・目標は、「設立趣意書」に示された建学の精神を踏まえ、時代の要請に応えるべく、簡明かつ平易に読み解く作業が必要となるが、全学的な論議を重ねながら学内外の信頼と評価が得られるよう確認作業を継続していく。

建学の精神・理念等の公表・周知に関しては、今後も現行施策を継続していくとともに、さらに学内外へ広く理解・周知に努めていく。

課題として掲げた多言語化については、平成 24(2012)年度よりウェブサイトにおいて多言語での公表と周知に向け取り組んでいく。

基準 2. 教育研究組織

2-1 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

(1) 2-1 の事実の説明（現状）

2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

図 2-1-1 教育研究組織

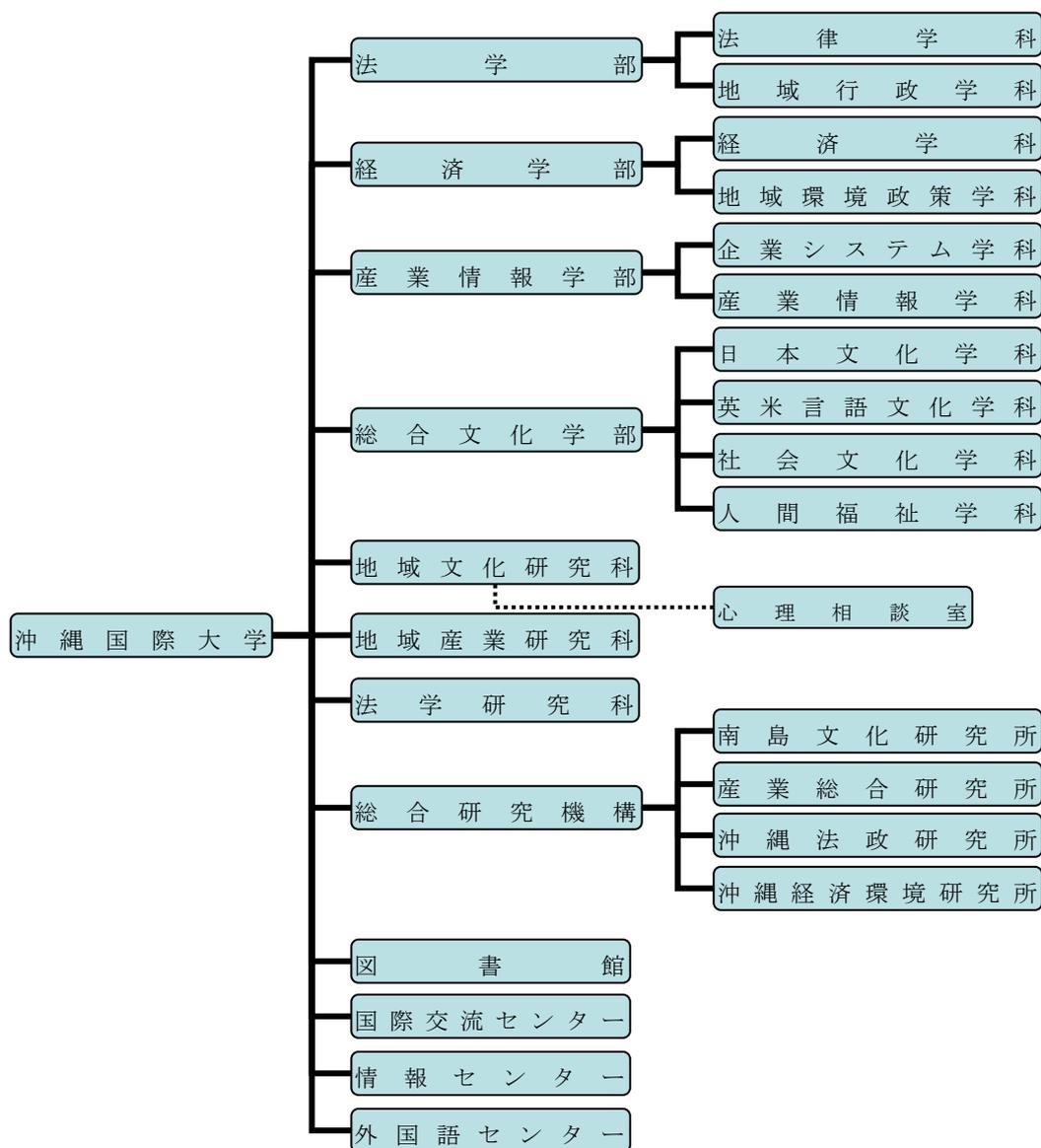


図 2-1-1 は、本学の基本的な教育研究組織を示したものである。

「学則」第 1 条に「沖縄国際大学は、学問研究の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成することをその目的とする」と定め、同 3 条に

より法学部（法律学科、地域行政学科）、経済学部（経済学科、地域環境政策学科）、産業情報学部（企業システム学科、産業情報学科）、総合文化学部（日本文化学科、英米言語文化学科、社会文化学科、人間福祉学科）の4学部10学科を設置している。平成23(2011)年5月1日現在、在籍学生5,783人（収容定員4,716人）、教員数132人で構成している。

また、大学院に関しては、「沖縄国際大学大学院学則」第2条に「本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力並びに高度の能力を養うとともに、広く国際的な人材を育成することを目的とする」と定め、同第4条により地域文化研究科に南島文化専攻修士課程、英米言語文化専攻修士課程、人間福祉専攻修士課程を設置し、並びに地域産業研究科に地域産業専攻修士課程を、法学研究科に法律学専攻修士課程を設置し、3研究科5専攻を設置している。平成23(2011)年5月1日現在、在籍学生68人（収容定員82人）、教員数69人（全て学部と兼担）で構成している。

大学院の学部との連携においては、地域文化研究科は総合文化学部、地域産業研究科は経済学部と産業情報学部、並びに法学研究科は法学部を基礎として、それぞれの基礎となる学部の専任教員が兼担している。

次に、本学における各種付属教育・研究機関等の概要は、表2-1-1のとおりである。それぞれ教育・研究活動の支援と地域社会への貢献に寄与している。

表 2-1-1 教育・研究活動の支援と地域社会への貢献をサポートする付属機関

付属機関名	設置目的
総合研究機構	4研究所の横断的な連携を促し、学際的な研究を推進することにより研究の総合的な深化を図ることを目的として設置（平成21年4月）。
南島文化研究所	琉球孤の島々を対象とする学問研究の発展に寄与することを目的として設置（昭和53年4月）。
産業総合研究所	国際的・総合的視点から、産業に関する理論的・実証的研究を行い、学術の振興並びに産業社会の発展に寄与することを目的として設置（平成3年4月）。
沖縄法政研究所	沖縄及び周辺地域における法律、政治及びそれに関する諸問題の研究を目的として設置（平成9年11月）。
沖縄経済環境研究所	国際的・学際的な立場から沖縄という島嶼地域をフィールドに、経済や環境に関する共同研究を行い、学問の研究発展と同時に、その成果を地域住民と共有することを目的として設置（平成21年4月）。
図書館	教育及び研究に必要な資料を収集、整理、保管して、本学の教職員、学生及び一般の利用に供与（昭和47年4月）。
国際交流センター	国際交流事業の策定等国際交流事業全般を行う（平成7年7月）。
情報センター	学術教育研究システムの整備、計画立案及びシステムの管理運営を目的に設置（平成7年7月）。

外国語センター	外国語、外国語としての日本語、外国文学・文化、外国語教授法の研究並びに外国語の教育の充実・促進を図ることを目的に設置（平成10年6月）。
心理相談室	①心理臨床に関する教育・研究を行い、心理臨床の専門家を育成する。②地域社会の要請に基づいた心理相談業務等を目的に設置（平成15年12月）。

**2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。**

各学部には、所属の専任教員で構成する「教授会」を置き、学部規則の審議、教育課程の編成、学生の入学・退学・転学・休学及び卒業、賞罰、研究、教員の人事、そのほか重要事項について審議決定している。

各教授会を主軸としながら、全学的な教学事項の審議機関としては、「全学教授会」（「学則」第37条）、「教授会」との調整及び全学に関わる教学事項を審議するための「大学協議会」（「学則」第38条）のほか、全学調整機関としての「部局館長会」（「部局館長会規程」）等がある。

大学院の各研究科会との調整、大学院全体の教学事項の審議機関として「大学院委員会」（「大学院学則」第8条）を設置している。

表 2-1-2 全学的な教学事項の審議機関

審議機関 (設置規程)	審議事項	構成員等
全学教授会 (学則第37条)	正常な教学運営に著しく支障をきたす事項、副学長、教務部長、学生部長及び図書館長等の部局館長の選出に関する事項の審議	本学専任の教授、准教授、講師
大学協議会 (学則第38条)	本学の教育研究に関わる最上位の審議決定機関として位置づけ、各学部教授会との調整及び全学に関わる教学事項の審議	学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、各学部から選出された教員2人、の協議員
大学院委員会 (大学院学則第10条)	(1) 学位授与に関する事項、(2) 本大学院学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項、(3) 本大学院の人事、予算、行事、施設等の大学院全体に関わる事項の審議	学長、研究科長、各学部長、教務部長、研究科会の教授の中から選出された者2人
部局館長会 (部局館長会規程)	学長の諮問に応じ、全学的な立場において、学部及び部局館運営の調整等	学長、副学長、常務理事、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長

「大学協議会」は、本学の教育研究に関わる最上位の審議決定機関として位置づけられている。その構成員は、学長、副学長、各学部長、教務部長、学生部長、図書館長、各学部から選出された教員2人の協議員で組織している。「大学協議会」は、各教授会の議決の調整機関であり、再審議と変更勧告の機能を有しており、大学全体としての最終的な意思統一を図る役割を果たしている。

また、大学院全体に関わる事項を審議することを目的として、各研究科会の上位に位置づける「大学院委員会」を設置している。各研究科会が研究科運営に関する事項を審議するのに対して、「大学院委員会」は、学長、各研究科長、各学部長、教務部長、各研究科会の教授の中から選出された教員2人から構成し、(1)学位授与に関する事項、(2)本大学院学則及び諸規程の制定、改廃に関する事項、(3)本大学院の人事、予算、行事、施設等の大学院全般に関する重要事項、(4)その他大学院に関する重要な事項を審議する。

各付属機関等の運営は、対応する委員会の審議に基づいて行われる。各委員会の構成員は、各教授会に所属する専任教員もしくは各委員会が所管する専門事項に詳しい専任教員から選出しており、このことにより教育研究組織間の有機的な関連性を確保している。

表 2-1-3 付属機関等の運営組織

委員会の名称	委員会の構成員	構成員を定めた規程
図書委員会 (図書館)	図書館長、図書課長、各学科から選出された者各1人及び図書館学担当教員1人	図書委員会規程第3条
総合研究機構会議 (総合研究機構)	機構長・副機構長、所長、各研究所の所員代表1人、教務部長、教務事務部長、研究支援課長	総合研究機構規則第10条
国際交流委員会 (国際交流センター)	センター所長、副学長、教務部長、学生部長、図書館長、センター統括事務部長、センター課長、各学部教授会から選出された者それぞれ2人、日本語教育担当教員1人、所長が推薦し、委員会が特に必要と認めた者若干名	国際交流センター規程第7条
情報センター運営委員会 (情報センター)	所長、副学長、教務部長、学生部長、図書館長、事務局長、各学部から選出された教員各1人、総務部長、教務事務部長、センター統括事務部長、センター職員若干名、所長が推薦し、委員会が特に必要と認めた者若干名	情報センター規程第9条
外国語センター所員会 (外国語センター)	センター所長、所員、所長が推薦し、所員会が特に必要と認めた者	外国語センター規程第8条
心理相談室運営委員会	室長、副室長、研究員、室員、相談員の代表者1人、地域文化研究科長、学務課長、その他室長が必要と	心理相談室運営規程第13条

(心理相談室)	認めた者	
---------	------	--

表 2-1-4 各種専門委員会

委員会の名称	委員会の任務	委員会の構成
教務委員会	各学部に通ずる教務事項に関する審議	教務部長、各学科長、教務事務部長、学務課長及び教学課長
共通科目運営委員会	共通科目に係るカリキュラム編成及び実施等共通科目に関する審議	教務部長、各学科長、各科目群責任者各1人（ただし、外国語科目群については英語及び英語以外の外国語から各1人）、教務事務部長
教職課程運営委員会	教職課程のカリキュラム及び科目の履修方法、教育実習実施に関する事項等の審議	総合文化学部長、教務部長、教職専門科目担当教員、教職課程主任（1人）、各学科から選出された者各1人、教務事務部長
キャリア支援委員会	就職に関すること、キャリアアップのための講座に関する事項の審議	学生部長、学部学科から選出された者各1人、キャリア支援課長、校友会事務局長
インターンシップ運営委員会	インターンシップの計画、実施、評価等に関する事項の審議	学生部長、教務部長、各学科長、キャリア支援委員
厚生補導委員会	学生の奨学援護、健康管理、学生生活動等厚生補導に関する事項の審議	学生部長、各学科学生主任、学生課長
入学試験管理委員会	学生募集、入学試験要項等入学試験に関する事項の審議	学長、副学長、常務理事、学部長、部局館長、各学科から1人、センター統括事務部長、入試センター課長
研究助成費審査委員会	研究助成費の適正配分及び交付等に関する事項の審議	教務部長、各学科から選出された者各1人

また、教育研究組織における学部並びに大学院共通の委員会として「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD委員会」と記す）等を設置し、各学部や各研究科から委員を選出することにより、組織間の関連性を保っている。なお、「FD委員会」は教務部長、研究科長、学部長、専門部会部会長、教務部長指名委員各研究科及び各学部1人で構成し、教育内容及び方法についての組織的な研究・研修等FD推進のための諸活動等をその任務としている。

## (2) 2-1の自己評価

教育研究上の目的達成のための組織構成（学部、学科、研究科、附属機関等）は、「学則」をはじめとする規程に基づき設置しており、組織相互の関連性も担保している。

個別専門事項を審議するための各種専門委員会は、多岐にわたって設置されており、重複する内容を審議する会議や年間開催回数が少ない会議、業務日程等の承認行為が主となっている委員会等が存在していることから、現行の各種委員会等の再検討を行う必要がある。

### **(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）**

本学の目的の達成と時代の要請に応えるため、教育研究組織の最適な在り方を常に念頭に置き、更なる組織強化を図るための点検と整備に努め、組織運営を行う。

各種専門委員会等の整理統合については、教学水準の維持・向上に注力できる組織運営を具現化するため「学内会議体等見直し委員会（仮称）」を設置し、委員会設置の目的や開催時期・回数などより、委員会の所掌内容を再構築し、効率的・効果的な整理統合に向けて検討している。

## **2-2 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。**

### **(1) 2-2の事実の説明（現状）**

#### **2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。**

本学では、大学設置基準の大綱化以降、人文・社会・自然科学科目と固定化されていた科目体系を改革し、平成7(1995)年4月から専門科目との有機的関連を目指した「共通科目」を設置し、一貫性ある大学教育を通して「理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成する」ことに取り組んでいる。

平成23(2011)年度の共通科目は、9つの科目群で構成しており、科目群によってはゼミを開設するなど、さらに深く学習したい学生のニーズに応じている。なお、共通科目群の科目担当にあたっては、主として共通科目を担当する教員を配置すると共に、教員全員が共通科目に係わるという基本的方針の下で運用している。

本学における教養教育（共通科目）の運営は、全学的な「共通科目運営委員会」が担っている。委員構成は、教務部長を委員長として、各学科長、各科目群責任者各1人（ただし、外国語科目群については英語及び英語以外の外国語から各1人）、教務事務部長等で構成している。各科目群責任者は各科目群の担当教員を統括し、各学科長は、共通科目と専門科目との連携を視点を履修モデルを提案し、教務部長は大学全体の教育という観点からそれぞれ役割を分担しており、教養教育の理念・目標に則った共通科目の適宜な運用を行い、また、専門科目と共通科目の有機的かつ効果的な連携に努めている。

#### **2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。**

本学の教養教育の運営は、全学的な「共通科目運営委員会」が担っており、その委員は各科目群責任者に加え、各学科長が委員としてカリキュラムを立案し、専門教育と教養教育の有機的かつ効果的な連携に配慮した運営を行っている。

「共通科目運営委員会」で審議した共通科目のカリキュラム編成や運営等に関する議案は、「教務委員会」で専門科目との関連や全学的運用の観点から審議し、「部局館

長会」の調整を経て「教授会」において審議した上で、学長を議長とする「大学協議会」で審議決定している。以上のプロセスから運営上の責任体制も確立している。

## **(2) 2-2 の自己評価**

現在の教養教育は、本学の特色を体現するよう配置しており、建学の精神及び目的等に照らして、この目的を達成するための教養的教育の組織上の措置をとっている。

本学の教養教育の運営については、「共通科目運営委員会」「教務委員会」が担っており、各科目群責任者、学科長が委員となり専門教育と教養教育の有機的関連性に配慮した運営を行っている。

## **(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）**

教養教育の改善・向上に向けて、平成 22(2010)年度に「共通科目・表 2 教員に関する検討委員会」を立ち上げ、カリキュラム編成・運用等教養教育の改革に向けた検討を行った。本検討委員会からの答申に基づき、平成 23(2011)年度には「共通教育機構準備委員会」を設け、全教員が共通科目に関わるという基本的方針を再確認し、本学の特徴である共通ゼミの充実、新たなニーズによるキャリア教育科目群の開設等を検討しており、本学の教育理念を基本とし、時代と社会の要請に合致した教養教育を推進していく。

## **2-3 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。**

### **(1) 2-3 の事実の説明（現状）**

#### **2-3-1 ① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。**

教育研究に係る学内意思決定機関の各組織は、表 2-1-2、表 2-1-3 で示したとおり、「学則」や学内規程等に基づいて整備している。本学の教育研究全般に関する重要事項を決定する意思決定機関は、学部では「大学協議会」であり、大学院では「大学院委員会」である。

教育研究に関する審議機関として、各種専門委員会等を組織している（表 2-1-4 参照）。それぞれの専門委員会ですべての事項を審議し、「部局館長会」において報告・調整した上で、「教授会」で審議している。大学院に関しては、「研究科会」で審議した後、「大学院委員会」で審議決定している。

なお、「大学協議会」は毎月 2 回開催し、全学的な調整機関である「部局館長会」は、毎週定例で開催している。また、「教授会」は、毎月 2 回開催し、学部学科に関する教学及び研究に関する事項について審議決定を行っている。大学院の「研究科会」は、必要に応じて開催しているが、概ね 1 か月に 1 回以上開催し、大学院研究科の運営全般を審議している。

それぞれの意思決定（調整）機関は、必要に応じて会議を開催することも含め、十分に機能を果たしている。

### 2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

全学的な問題については、「部局館長会」で調整した後に、「教授会」（大学院の場合は研究科会）において審議し、その結果を踏まえて「大学協議会」で決定した事項が全学的な決定となる。

学習者の要求等個別的な問題については、「FD 委員会」の下に実施している授業評価アンケートや、学科長・アカデミックアドバイザー等を通じて、各種委員会で審議した後、先に述べたとおり「部局館長会」での報告・調整の後、「教授会」、「大学協議会」等の審議プロセスを経て決定・執行している。

#### (2) 2-3 の自己評価

学内意思決定機関は前述のとおり運用し、また、それぞれが会議を定期的に行っており、学習者の要望に対応できるよう十分な組織機能を果たしている。

また、学習者の要望を汲み上げる授業評価アンケートは継続的に行っているが、学期途中における逐次改善を行いにくい点が課題であり、改善を要する。

#### (3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学の意思決定機関の組織は、大学の使命・目標及び学習者の要求に対し、概ね良好な組織整備と適切な運用を行っているが、今後とも諸環境の変化に対応できるよう組織整備を進めていく。

「FD 委員会」の下に実施している授業評価アンケートは、担当教員のほか、学部長、学科長、共通科目の科目群責任者に対しても通知され、教育内容・制度の改善に活用することとなっている。しかし、授業評価アンケート結果が、事後の授業改善にどのように効果を発揮しているか、また、結果として改善しているか等全体的評価は今後の課題である。

なお、授業評価アンケートについては、本学「FD 支援プログラム」の指定プロジェクトとして平成 22(2010)年度に「FD 委員会」で検討し、学期途中においても学習者の要望等を聞くことのできる「リフレクション・シート」を今年度より試験的に実施するなど、改善に着手している。

#### [基準 2 の自己評価]

各教育研究組織は、各関連規程によって役割や審議事項等を規定し、規程に沿って運用していることから適切である。

本学の教育研究を支える運営上の組織を整備し、特段の問題なく運営している。委員会の多くは学部長や学科長、各学部学科から選出しており、「教授会」を主軸にし、組織間の横断的な連携がとれている。

教育研究に関わる意思決定機関の組織についても、最高意思決定機関としての「大学協議会」や「大学院委員会」、「教授会」並びに「研究科会」、各種委員会等も適切に運営している。

**【基準 2 の改善・向上方策（将来計画）】**

教育研究組織は、使命・目標を達成するため、概ね適切に整備しているが、組織間の連携を今後も密にしながら、より効率的・効果的な組織運営を図っていく。

教養教育については、「共通科目・表 2 教員に関する検討委員会」からの答申に基づき、「共通教育機構準備委員会」において、「共通教育機構（仮称）」の設置を目指し、(a)「共通教育機構（仮称）」の設置に関わる諸規程の草案作成、(b)平成 24(2012)年度カリキュラムの作成（カリキュラムの見直し）、(c)教職課程の位置づけ・運営の詳細に関わる草案作成の 3 グループを設け検討に着手している。

### 基準 3. 教育課程

#### 3-1 教育目的が教育課程や教育方法等に十分反映されていること。

##### (1) 3-1 の事実の説明（現状）

#### 3-1-1 ① 建学の精神・大学の基本理念及び学生のニーズや社会的需要に基づき、学部、学科又は課程、研究科又は専攻ごとの教育目的が設定され、学則等に定められ、かつ公表されているか。

本学では、「学則」第1条に「沖縄国際大学は、学問の基本理念に基づき、広く社会に教育の場を提供し、人間性の涵養と科学的知識の啓発につとめ、理性的教養と歴史の進展に深く洞察力を保持する人材を育成することをその目的とする」と定めている。

また、「学則」第3条2項において「学部学科の人材の養成に関する目的及びその他の教育研究上の目的を定める」こととなっており、「履修ガイド」の巻頭及び、ウェブサイト等においてこれを明記していることから、周知が図れる状態となっている。専門教育の基となる学部学科、大学院研究科の教育研究上の目的は表 3-1-1 のとおりに定めている。

なお、本学の教育課程は共通科目と専門科目からなっており、両科目間の有機的かつ効果的な連携を目指し、理性的教養と歴史の進展に深い洞察力を保持する人材を育成することに取り組んでいる。

表 3-1-1 学部学科及び研究科の教育研究上の目的

学部学科・研究科	教育研究上の目的
法学部	国家と法・政治と社会のあり方を考究することを通じて正義・衡平感覚を涵養することを教育研究上の目的とし、豊かな知識と見識を身につけた人材を養成する。
法律学科	わが国の法制度の理解を教育研究上の目的とし、論理的に考えて妥当な結論を導ける人材を養成する。
地域行政学科	21 世紀の高度化かつ多様化する社会において必要とされる基礎的スキルを習得させることを教育研究上の目的とし、法律を基礎に行政・民間部門における政策の企画、実務処理のできる人材を養成する。
経済学部	社会経済の自立と持続そして発展に寄与することを教育研究上の目的とし、社会の経済と環境について専門的知識を有する教養ある人材を養成する。
経済学科	社会経済の自立と国際社会の発展に寄与することを教育研究上の目的とし、世界的視野と理論的思考能力を兼備した人材を育成する。
地域環境政策学科	持続的な地域社会の発展に貢献することを教育研究上の目的とし、環境と経済に関する幅広い専門的知識を有し、それぞれの活動の場で主体的、指導的に活躍できる人材を育成する。
産業情報学部	情報化、国際化が進展する潮流の下、「個性と創造性の尊重」、「自

	律的学習態度の育成」、「倫理観等人間性教育の重視」、「基礎理論・基本技術に基づく専門教育と研究の高度化」、そして、「地域の自立と国際性の涵養」等を教育研究の目的とし、IT（情報技術）を用いた高度な情報活用能力等の陶冶を通じて、地域産業分野を活性化し又は創造できる情報化人材の育成、並びに、企業経営における高度な経営情報分析能力や国際的ビジネス感覚等を身につけたビジネススペシャリスト等を養成する。
企業システム学科	「マーケティング及び経営学、会計学の各分野の論理的・体系的思考能力の修得」、「学際的で国際的な広い視野の涵養」、「情報処理技術を用いた実践的方法論を駆使できる能力の向上」等を教育研究上の目的とし、企業環境の変化に柔軟に対処できる基礎知識と応用力、そして、高度な情報処理分析能力・国際的な感覚を併せ持つビジネスのプロを養成する。
産業情報学科	「産業社会に必要な実践的な情報化教育」、「産業の情報化を推進し又は情報の産業化を先導し得る先進的な教育研究」、「沖縄地域の産業振興並びに国際社会の発展への寄与」等を教育研究上の目的とし、情報化が進展する中、産業社会が必要とする専門的知識と情報技術のスキル等を身につけ、柔軟かつ総合的な判断が行える人材、そして、高度情報化社会をリードし、ビジネスの創出など、産業の振興を担える人材を養成する。
総合文化学部	人間・社会・文化を総合的に理解することを教育研究上の目的とし、豊かな知性と感性を持つ人材を養成する。
日本文化学科	日本文化及び琉球文化の理解を教育研究上の目的とし、現代社会の国際化・情報化に対応する人材を育成する。
英米言語文化学科	英語圏の言語・社会・文化を総合的・多角的に理解することを教育研究上の目的とし、国際化・情報化の流れの中でその役割を十分に果たすことのできる人材を養成する。
社会文化学科	比較文化的観点に立脚し、フィールドワークに基づいた南島地域研究を教育研究上の目的とし、地域理解能力と社会的コミュニケーション能力に長けた、問題解決型の人材を養成する。
人間福祉学科	多様化する現代社会の仕組みと人間の心の働きの理解を教育研究上の目的とし、社会福祉学や心理学の理論を基礎とする実践的な教育を通して、21世紀の高度化・国際化する社会の福祉、医療、教育等の諸分野で活躍できる幅広い教養と技能を身につけた人間性豊かな人材を養成する。
大学院	幅広い視野に立ち、精深な学識を授けるとともに、各専分野における研究能力を高めることによって、高度専門職業人としての資質を磨き、地域社会や国際社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

	<p>地域産業研究科</p>	<p>精深かつ科学的、体系的な知識を授けることにより、地域産業振興の原動力となり得る高度の専門知識を有する人材を育成し、地域経済社会の発展に資することを目的とする。</p>
	<p>法学研究科</p>	<p>幅広い視野に立ち、法律学の各分野における研究能力を高めることによって、法律研究者を育成するとともに、高度専門職業人としての資質を磨き、地域社会や広く国際社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。</p>

**3-1-② 教育目的の達成のために、課程別の教育課程の教育方針が適切に設定されているか。**

本学では、「学則」第 19 条に教育課程の編成方針として学部及び学科ごとに体系的に教育課程を編成することを定めている。そのため、教育研究上の目的を達成するために「教授会」において教育課程の編成方針を定め、その上で、基本的な教育・研究組織（それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織）である学科ごとに運営している。

まず、全学的な方針としては、「学則」に基づき各課程の教育方針を定めていたが、平成 22(2010)年度に既存の教育課程編成方針の見直しを行い、カリキュラム・ポリシーを下記のとおり定めている。

**カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）**

本学は、建学の精神、理念および本学の使命に基づき、本学の教育目標を実現し、「真摯に学ぶことのできる人物」を育成するため、以下の方針に基づいて正課教育を編成するとともに、正課外教育を展開します。

1. 社会人として自立するために必要な広範かつ基本的な知識・技能を身に付け、良識を養うための共通科目の提供。
2. 自らが専攻する学問的関心を喚起し、専門知識を系統的に習得させるための専門科目の提供。
3. 専門職業人として社会貢献できる能力を習得させるための専門的な知識と実践的な経験に基づく資格科目の提供。
4. 多様な他者との関わりの中で、社会性や国際性を育むための就業体験、国際交流、地域貢献・協働等の機会を与える正課教育や正課外教育・活動の提供。

**共通科目**

共通科目については、本学の教育理念に基づき「国際化」、「情報化」、「地域化」に対応する 9 つの科目群（①人間・文化科目群②社会・生活科目群③自然・環境科目群④国際理解科目群⑤情報科学科目群⑥沖縄関係科目群⑦テーマ科目群「普天間基地」

⑧健康・スポーツ科目群⑨外国語科目群)を開設し、人間社会全般に係る知識を修得し、理性的教養と豊かな人間性を有する人材の養成を図っている。

### 学部学科の専門科目

各学部学科においても、それぞれの教育研究上の目的を達成するために必要な科目を開設し、体系的に教育課程を編成している。以下、学科ごとに示す。

表 3-1-2 学部学科の教育方針

学部学科		専門科目の概要
法学部	法律学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県で唯一の法学部としての、法曹人・準法曹人の養成</li> <li>・国際化・情報化社会に対応できる人材の養成</li> <li>・実践や体験を重視した法学教育</li> </ul>
	地域行政学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県で唯一の法学部としての、地域社会に貢献できる公務員・企業人・市民の養成</li> <li>・実践・体験を通して法律・行政・沖縄について活かした知識の修得</li> <li>・日本と沖縄が直面する社会的課題に対応できる人材の養成</li> </ul>
経済学部	経済学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教養・基礎教育の重視</li> <li>・自由で柔軟な専門科目の選択</li> <li>・体系的に経済学の理論と実践を学習できるカリキュラム</li> </ul>
	地域環境政策学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目の自由かつ柔軟な選択による進路の探究</li> <li>・沖縄、日本、世界の最新の経済動向と環境問題を学ぶ</li> <li>・体系的なカリキュラムによって経済学の基礎理論と応用・実践を学習</li> <li>・地域経済と環境経済を考える広く深い視野を育成</li> <li>・国際化・情報化に対応した実践的な科目を配置</li> </ul>
産業情報学部	企業システム学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業活動・ビジネスに焦点をあてた実学志向の教育</li> <li>・高度情報化社会・国際化時代に対応したカリキュラム</li> <li>・マーケティング・経営・会計を専門的・体系的に学べるコース制の導入</li> </ul>
	産業情報学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報技術が産業の創出や発展において果たす役割を追求する実学志向の教育</li> <li>・ユビキタスコンピューティング、電子商取引などにも対応したカリキュラム</li> <li>・産業経済・情報技術を専門的・体系的に学べるコース制の導入</li> </ul>
化学部	総合文 日本文化学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎学力の重視</li> <li>・コースに応じた専門性の充実</li> <li>・日本文化、琉球文化に対する深い理解</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ITを活用した情報発信力の重視</li> <li>・実践的教育の充実</li> </ul>
	英米言語文化学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コースに応じた専門性の充実</li> <li>・国際社会に通用する語学力の重視</li> <li>・国際化・情報化時代に対応する基礎的な情報処理能力及び実践的な英語能力の養成</li> <li>・国際的に活躍する日本語教員の育成</li> <li>・教員免許の資格取得の実現</li> </ul>
	社会文化学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コースに応じた専門性の充実</li> <li>・沖縄に暮らす人々の生き様に影響を与えた周辺地域（日本本土、中国、台湾、東南アジアなど）の人間集団の生き様との比較も視野に入れた教育課程の編成</li> <li>・実践的英語能力の養成</li> <li>・現場を重視するフィールドワークの実践</li> <li>・教員免許の資格取得の実現</li> </ul>
	人間福祉学科	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉専門従事者の養成</li> <li>・心理学的な見識を持つ人材の養成</li> <li>・精神保健福祉士の養成</li> <li>・ボランティア活動の重視</li> <li>・実習・体験学習の重視</li> <li>・生涯学習と社会人教育の重視</li> </ul>

### 大学院研究科の専門科目

研究科、専攻及び領域の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、各研究科、専攻及び領域ごとに体系的な教育課程を編成している。さらに、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう配慮している。

### 3-1-③ 教育目的が教育方法等に十分反映されているか。

本学では、3-1-①で示した教育研究上の目的を達成するため、教育課程において、教育目的を達成するために必要な科目を教育方法へ体系的に反映している。

### 共通科目

共通科目のなかに、9つの科目群を設置し、学術分野ごとに授業科目の系統的な整備・充実を行い、広範かつ多様な学習機会を簡明に提示し、学生の学習ニーズに多面的に対応し得るよう努めている。

共通科目の開設科目については、履修機会の弾力化を図るとともに効果的な学習を行えるようにするため、半期開講の2単位科目を基本としている。また、なるべく授業内容を具体的に示すような科目名称を用いるなど、授業内容がより明確になるよう

努力している。

### 学部学科における専門科目

学部学科における専門科目においても、3-1-①で示した教育研究上の目的を達成するため、各学部学科及び大学院の各研究科において、教育方法等に反映している。

以下、学科ごとに示す。

表 3-1-3 学部学科における教育方法

学部学科		専門科目の概要
法学部	法律学科	司法書士・税理士・行政書士といった法律の専門資格保有者を招聘し、具体的・実的な業務を講義で説明してもらい、学生の学習計画に役立てている。さらに、裁判所見学や模擬裁判などを行い、実践的な学習方法を取り入れている。
	地域行政学科	市町村長、地方議会議員、行政職員を招聘し、行政の現場経験を講義してもらい、学生の興味関心を喚起している。また、キャリア教育として、地方自治体や官公庁のみならず、民間企業でのインターンシップも経験させ、卒業後の将来設計を幅広く考える機会を与えている。
経済学部	経済学科	1年次の「基礎演習」は高校教育から大学教育への導入教育としての役割を持っている。また、就職意識醸成のため2年次では「基礎演習」及び「キャリアデザイン論」（経済学部共通）を開設し、働くことの意義、企業の実態などを知り、キャリアアップに何が必要かを学んでいる。2年次以上は少人数による演習により、対話型双方向授業を実施している。専門科目では各分野の経済問題を中心に問題解決能力の向上を図っている。
	地域環境政策学科	教育目的を達成するためにまず、少人数クラスで編成される演習でフィールドワークを多く取り入れ、地域経済と自然環境を肌で感じる機会を与えている。カリキュラムでは、経済学系の科目を充実させる一方、自然科学、法律、教育など幅広い分野で環境問題を考えさせる科目を提供している。
産業情報学部	企業システム学科	企業経営に必要な最先端の知識やビジネス・スキルを専門的に学ぶため、2年次からマーケティング、経営、会計の3つのコースに分かれ、県内で活躍する実務家を含む各分野の専門家による多彩な講義を履修し、実際のビジネスの現場に携わる方々の生の声を聞く機会を与えている。
	産業情報学科	経済・経営の基本的な仕組みと情報技術をバランス良く学べるカリキュラムを用意し、2年次から産業情報、情報戦略の2つのコースに分かれ、学生の専門性を高めている。さらに、学外講師を招いての講義や資格取得を支援する講義を提供し、充

		実したキャリア教育を実施している。
総合文化学部	日本文化学科	1年次では、言語表現力・読解力・情報リテラシーの向上に努めている。また、大学祭での民話劇の上演を通して、実践的な言語コミュニケーション能力の育成にも努めている。 2年次以降は、少人数制のゼミナールを中心に、日本文化・琉球文化領域における専門性を個々の関心に応じて育むことができるカリキュラムを設けている。
	英米言語文化学科	1年次から4年次まで一貫した少人数ゼミ形式とコース別選択制により高い教育効果を図っている。また、ネイティブ・スピーカーとのコミュニケーションを重視した実践的英語教育を行っている。
	社会文化学科	フィールドワークにより、実際の人々の暮らしを調査している。人の生き様の実態に触れると同時に、実践的な資料収集等の方法も学んでいる。 少人数制のゼミ教育制を重視し、ゼミ担当教員の指導で自ら選択した専門分野の専門性を磨いている。
	人間福祉学科	心理検査、心理学実験、臨床面接などの実習及び福祉関連施設での実習を重視した教育内容となっている。 演習や実習等の専門ゼミでは実習現場との密接な関係を保ちながら学べるようになっている。

### 大学院研究科における専門科目

上記 3-1-②で示した、教育課程の編成方針に基づき、各研究科、専攻及び領域において、それぞれの教育目的を達成するために必要な科目を開設し、これとともに学位論文の作成等に関する指導計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。

#### (2) 3-1の自己評価

9科目群で構成する共通科目については、高大接続の円滑化、国際化、情報化、地域化に対応し、不偏的人間形成、研究能力の開発、社会人としての必要な教養の実現を図るべく科目の開設と構成を行っており、カリキュラム・ポリシーに沿って編成している。

各学部学科及び研究科においては、本学の建学の精神と理念を踏まえ、それぞれの教育研究上の目的、教育課程の編成方針があり、それに基づき適切な科目が開設され、学習効果を十分発揮できるよう教育方法の工夫がなされている。また、大学院においては、学位論文の指導体制が整備されており、教員と学生との間で双方向型の授業が展開している。

従来より、建学の精神、理念に基づき、社会の環境変化に対応すべく、具体的なカリキュラム編成等において見直しを行ってきたところであるが、平成 22(2010)年6月、「理事会」において「建学の精神」を現代的に読み解き、社会の環境変化に対応しつ

つ、地域の現状と課題に応え、社会への約束としての「大学の使命・目標」を定め、さらに3つのポリシーの制定に至った。

### **(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）**

本学の使命・目標の実現に向けて、今後も各学部とも教育研究上の目的の達成状況の検証、点検・評価を行いつつ改善向上方策を検討する。また、今後とも社会や学生のニーズに応じて、より良いカリキュラムの編成に努める。

平成22(2010)年度、制定した3つのポリシーにより、人材育成に関する本学全体での共通認識が生まれた。さらに「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD委員会」と記す）では、平成23(2011)年度、学科ごとの3つのポリシー制定を予定している。より明確かつ時代の要請を斟酌したポリシーの策定を目指している。

なお、共通科目のカリキュラム編成等を目的として現在、「共通教育機構（仮称）」の設置準備を進めており、その中で共通教育の見直しを図っており、共通教育のあり方などについても、カリキュラム・ポリシーに基づいた共通科目の運用についての草案作成の検討に着手している。

## **3-2 教育課程の編成方針に即して、体系的かつ適切に教育課程が設定されていること。**

### **(1) 3-2の事実の説明（現状）**

#### **3-2-① 教育課程が体系的に編成され、その内容が適切であるか。**

教育課程は、本学のカリキュラム・ポリシーに基づき、各課程において体系的に編成している。共通科目については、学生の学習意欲に沿った科目選択ができるほか、学科の専門科目とも有機的かつ効果的な連携を目指し編成している。また、学部学科については、以下に示すとおりである。

なお、学部学科の専門領域を越えた学びのニーズに応えるため、自由選択科目を設けている。

### **共通科目**

共通科目は、建学の精神、理念に基づき、以下の9つの科目群によって構成している。

- ① 人間・文化科目群…人間文化に関する学問を通じて、個々人の自覚を促し、自律的、主体的に生き、人間らしい心のあり方、社会やジェンダーの課題、歴史や文化などの事象について“見る目”、“考える力”を養う。
- ② 社会・生活科目群…複雑な構造を持つ社会のメカニズムと、その文化や生活との関連性を解説するための知見を修得する。
- ③ 自然・環境科目群…環境問題を、万人共通の課題と理解し、本科目群の履修を通して、持続可能な社会の発展を図る為に自然といかに関わっていくべきかを考える。
- ④ 国際理解科目群…異文化に対する理解及び国際関係の理解を通じてグローバルな課題の認識と洞察力を養う。
- ⑤ 情報科学科目群…情報通信技術のみならず情報化社会に関する知識や、専門科目で

必要となる基本的な情報処理能力を養う。

- ⑥ 沖縄関係科目群…「日本」の中の「沖縄」だけでなく、アジアという地域的な広がりの中で「沖縄」を理解すべく多様な科目を提供し、これらの科目を履修することで、「沖縄」のみならずアジア的世界への関心を広げる契機とする。
- ⑦ テーマ科目群（「普天間基地」）…普天間基地に隣接した大学として「普天間基地」をテーマに設定している。基地問題の理解はもちろんのこと、社会現象を見る際の多角的視点や多様な考察能力を養うことにつなげる。
- ⑧ 健康・スポーツ科目群…体育・スポーツに関する理論と実践の修得、身体運動とスポーツ文化に関する幅広い教養、総合的な判断力、そして豊かな人間性を育成し、「人間を考える体育・スポーツ」の実践をめざす。
- ⑨ 外国語科目群…専門教育への橋渡しとなる語学力の基礎を培い、外国語による表現力を高め、コミュニケーション能力を養う。

### 学部学科における専門科目

表 3-2-1 学部学科における教育課程の内容

学部学科		内容
法学部	法律学科	基礎法学、実定法学の両分野における広範な専攻領域を持つ専任教員により、それぞれ必修である1・2年次の初年次教育、3・4年次の専門演習を通じて、学生自身による研究発表や自主的な討論を中心に、学生相互及び教員との交流を通じて、自然にリーガル・マインドが身につくような個別指導を行っている。
	地域行政学科	1年次の必修科目には、法律学の修得に必要ないわゆる憲民刑の基礎科目を配置し、法学部生としての基礎作りをしている。2年次以降では、法律科目に加えて、政治学、行政学、国際関係論、経済・財政学分野等の科目を幅広く配置し、地域の行政課題を考え、解決策としての政策を構想できるような能力を育てることを目指している。
経済学部	経済学科	1年次では共通科目を中心とした履修と初年次教育を実施、2年次から専門基礎知識を修得するための必修科目を設置、3年次から専門科目を幅広く学べるよう他学科も含め、各自の興味に応じて選択できる。4年次では卒論指導を行っている。 幅広い教養・知識を学ぶことから専門性を深化させるようなカリキュラム編成、基礎から応用へ移行できるような各年次への科目配当に配慮している。
	地域環境政策学科	1年次では共通科目を中心とした履修と初年次教育を実施、2年次にはフィールドワークを中心とする少人数形式の演習を必修とする。3・4年次では学生の興味を持った分野で専門的に学び、卒業論文を仕上げる。経済と環境の両立を目指す社

		会において活躍できる人材を育成するためのカリキュラム編成に配慮している。
産業情報学部	企業システム学科	2年次からはマーケティング分野、経営分野、会計分野の3コースに分かれている。これらの分野の総合的な理解を得ることができ、また、特定の分野について専門的な深い理解を得ることも可能なカリキュラムを編成している。すなわち、ビジネスのゼネラリストとして最低限必要な知識を修得するための科目の上に、マーケティング、経営、会計のスペシャリストとして望まれる高度な専門科目を設置している。
	産業情報学科	産業経済分野と経営情報分野を融合したカリキュラムを編成し、産業と情報の新しい関係をコーディネートする多様な人材を育成することを目指す。少人数教育による課題解決型授業を実践し、コンピュータ教室を利用した情報処理技術やデータ分析などの実践的な演習科目を多数設定している。さらに、早期卒業制度を導入し、社会のニーズに対応している。
総合文化学部	日本文化学科	「日本文化コース」、「琉球文化コース」、「人文情報コース」の3つのコースがある。1年次は基礎学力、知識の修得・大学生活への適応、2年次は研究リテラシーの修得により各コースについての入門的知識を身につける、3年次はコースを決定すると同時に研究テーマの決定・プレゼンテーション技能の習得・進路適性の判断、4年次には卒業研究の完成・進路の決定と各学年の目標を明確にして科目を年次配置している。 また、日本語教員の資格が取得できる日本語教員副専攻課程、沖縄で唯一の図書館司書資格取得のための課程と学校図書館司書教諭資格取得のための課程を開設している。
	英米言語文化学科	英語コミュニケーションコース、英語教育コースの2つのコースがある。各コースにおいて、基礎的科目、コース共通専門教育科目、コース別専門教育科目、資格取得に必要な科目があり、基礎的科目には、幅広く教養を養う共通科目と基礎語学力を養う外国語科目がある。コース別専門教育科目は、英語教育に関する専門教育科目と実践的英語に関する専門教育科目及び基礎演習と専門演習から構成しており、コースの専門に応じた知識・技能を習得できる。また、中学・高校教員、日本語教員及び図書館司書、博物館学芸員の資格取得のための科目も配置し、プロとしての教員養成を目指している。
	社会文化学科	1年次のフレッシュマンセミナーで大学の学問の基礎を学び、2年次には文化コース、社会コースの2つのコースから選択し、4年次まで3年連続の専門ゼミで専門性を段階的に深めていく。また、ゼミ担当の指導教員の下、2年次には必修の実

	<p>習科目としてフィールドワークを実践する。各コースにおいて、共通科目、専門科目、自由選択科目があり、専門科目はコース別にそれぞれ必修科目、選択科目を配置している。選択科目は他コース開設科目と資格関連科目を配置している。</p> <p>また、学科の学びに結びつく博物館学芸員資格取得のための課程と社会調査士資格取得のための課程を開設している。</p>
<p>人間福祉学科</p>	<p>&lt;社会福祉専攻&gt;</p> <p>共通科目、専門科目、自由選択科目があり、専門科目は専門基礎必修科目と選択必修科目及び選択科目で構成している。また、選択科目は社会福祉系、医療福祉系、地域福祉系、国際福祉系、精神保健系、福祉技術系の6つの専門領域があり、社会福祉に関する福祉問題に効果的に対応できる専門的人材を育成するという考え方を基礎としている。</p> <p>&lt;心理カウンセリング専攻&gt;</p> <p>共通科目、専門科目、自由選択科目があり、専門科目は専門基礎必修科目と選択必修科目及び選択科目で構成している。それぞれの領域・分野では初年度で基礎を学んで、幅広い教養を身につける。専門領域の研究方法や考え方の基礎を1・2年次に配置し、3・4年次で専門領域を深く学ぶことによって、体系的に必要な知識・技術を習得することができるように編成している。</p>

### 大学院研究科における専門科目

各研究科において、それぞれの専攻及び領域の専門性に即して体系的に編成したカリキュラムとなっている。また、本学大学院では、大学院生への利便性の観点から Semester 制を導入している。

具体的には、第1 Semester では専門領域と指導教員の確定、第2 Semester では研究課題の意義、研究方法をまとめた「修士論文概要」の提出、第3 Semester では先行研究業績の精査と修士論文中間発表、第4 Semester では修士論文作成及び提出、最終試験となっている。

### 3-2-② 教育課程の編成方針に即した授業科目、授業の内容となっているか。

共通科目及び専門科目においては、それぞれ編成方針に即した授業科目、授業内容を開設している。学科については以下に示すとおりである。

#### 共通科目

設置している科目群と学則上開設している科目数は次のとおりである。人間・文化科目群 26 科目、社会・生活科目群 21 科目、自然・環境科目群 12 科目、国際理解科目群 25 科目、情報科学科目群 9 科目、沖縄関係科目群 19 科目、テーマ科目群 8 科目、健康・スポーツ科目群 26 科目、そして、外国語科目群（英語） 8 科目及び外国語科目

群（英語以外の外国語）40科目となっている。

共通科目の科目群ごとに演習を開設し、各科目群が掲げる学習目標をより深く学習したい学生のニーズにも応えることができるよう配慮している。専門科目においては、「専門演習Ⅰ・Ⅱ」の履修が必修となっているが、共通科目群の演習を履修することにより、専攻以外の分野で副専攻を持つことが可能となり、学生が複眼的な広がりを持った学習を行える機会を提供している。

## 学部学科における専門科目

### 法学部

#### 法律学科

共通科目（24単位）、専門科目（80単位）、自由選択科目（20単位）を配置しており、編成方針に沿った教育科目となっている。具体的には、「法学概論」、「憲法Ⅰ」、「民法総則」、「刑法総論」、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を必修科目として1・2年次に履修する。これらを基礎として、選択科目のうち、「憲法Ⅱ」及びわが国の主要な法律である「民法」、「商法」、「民事訴訟法」、「刑法各論」、「刑事訴訟法」について体系的に学ぶ。また、これらの科目以外にも、それぞれの関心や問題意識に対応した科目を設け、幅広く学習できる柔軟なカリキュラムとなっている。3・4年次では、必修科目の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」により、法的な議論のできる専門家を目指す。

#### 地域行政学科

共通科目（24単位）、専門科目（80単位）、自由選択科目（20単位）を配置しており、編成方針に沿った教育科目となっている。具体的には、1年次の「基礎演習」は、大学での勉強の方法を身につけさせるための入門授業を演習形式で行う。並行して行われる「行政実務論」では、机上の学問的知識ばかりでなく、前職・現職の公務員など、政治・行政実務に従事するその分野のエキスパートを講師として招いた講義を展開する。2年次以降は、「地方自治論」や「行政学」など、年次が進むにつれて政策過程論、公共事業論、情報公開法など、問題を提起し、分析し解明する能力、さらにはプランニング能力を養うための、あらゆる角度から対応できるカリキュラムを展開する。

### 経済学部

#### 経済学科

専門的知識を有する教養ある人材を育成するために、共通科目（24単位以上）、専門科目では、必修科目（30単位以上）、自学科開設の専門科目24単位以上を含む選択科目（80単位以上）で専門性を深め、自由選択科目（20単位以上）では、共通、他学部科目も興味に応じて自由に選択できるようになっており、編成方針に沿った教育科目となっている。1年次には高校と大学をつなぐ導入科目としての「基礎演習」でできるだけ早く大学生活に慣れる。「経済学入門」で経済学の面白さや有用性を理解する。2年次では経済学の基礎理論を学ぶ「ミクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」、「マクロ経済学Ⅰ・Ⅱ」が必修科目となっている。また、2年次以上を対象とした「キャリアデザイン論」で仕事や企業の実態について学び、就職意識の早期形成を目指す。3年次からは専門の選択科目を学生の興味・関心分野に応じて取れるよう幅広い選

択科目を提供している。同時に、「専門演習ⅠA・ⅠB」でゼミを選択し、4年次の「専門演習ⅡA・ⅡB」へとつなげ卒業論文としてまとめる。

#### 地域環境政策学科

共通科目（30単位以上）、専門科目（78単位以上）、自由選択科目（16単位以上）を配置しており、編成方針に沿った教育科目となっている。具体的には、まず導入として1年次では、少人数制の「基礎演習」で大学生生活の指導、学習方法の教授を中心に学生と教員のコミュニケーションを密にとる。さらに、最低限のPCスキルを身につけるために「情報リテラシー演習」を必修としている。また、数学・統計学の基礎知識を復習、定着させるべく「環境統計学Ⅰ」を必修としている。

2年次では、経済学・環境政策の専門科目を学びつつ、フィールドワークを主とする演習形式の講義で自らの興味・関心を見つめる機会を与えるため「地域セミナー」を必修としている。2年次では、「地域経済学Ⅰ・Ⅱ」と「環境経済学Ⅰ・Ⅱ」を必修として、地域経済の発展と環境保全の両立について深く学ぶ。同時に、「演習Ⅰ・Ⅱ」においては自ら関心のあるテーマを選択した上で、より焦点を絞って学び、4年次で卒業論文としてまとめ、大学生生活の集大成とする。

#### 産業情報学部

##### 企業システム学科

共通科目（24単位以上）、専門科目（86単位以上）、自由選択科目（14単位以上）を配置しており、編成方針に沿った教育科目となっている。具体的には、2年次からは3コース（マーケティング、経営、会計）に分かれるが、1年次はコース共通で「商学概論Ⅰ・Ⅱ」、「経営学総論Ⅰ・Ⅱ」、「商業簿記Ⅰ」、「フレッシュマンセミナー」を必修とし、ビジネスの基礎を学ぶ。専門課程においては、実学重視を旨とし、キャリア教育が充実しているのが特徴で、社会の第一線で活躍している企業人が講義を行う科目（「eコマース・マーケティング」「ビジネス特別講義」など）を設け、教室の中だけでは得られない実践的な知識や経験を学ぶ。4年次では「卒業論文演習Ⅰ・Ⅱ」でこれまでの学習成果をまとめる。

##### 産業情報学科

共通科目（24単位以上）、専門科目（86単位以上）、自由選択科目（14単位以上）を配置しており、編成方針に沿った教育科目となっている。具体的には、2年次からは2コース（経済情報コース、情報システムコース）に分かれるが、1年次は、コース共通で「産業情報論」、「経済学概論Ⅰ」、「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」を必修とし、産業・経済及び情報の知識、技術をバランス良く学習する。産業情報コースでは、産業経済系の科目を主体として「地域発展論」や「地域産業政策論」などを学び、また、情報系科目では、情報処理技術やその応用解析、シミュレーション等の科目を配置する。情報戦略コースでは、主に情報の知識や技術の科目を学び、情報系の科目としては、「ウェブデザイン演習」、「プログラミング」、「情報処理システム論」、「情報通信ネットワーク論」、「暗号化とセキュリティ」といった科目を体系的に履修し、既存ビジネスとの連携や新規創造を考える。

## 総合文化学部

### 日本文化学科

共通科目（外国語 8 単位含む 28 単位以上）、専門科目では、必修科目（24 単位以上）、コース別選択必修科目（14 単位以上）、コース別選択科目（30 単位以上）を配置し、教育課程の編成方針に沿った幅広い教養と専門性を養うような授業科目となっている。

また、日本語教員の資格が取得できる日本語教育副専攻課程が開設されている。

沖縄県内で唯一の図書館司書資格取得と学校図書館司書教諭資格取得のための課程が開設されている。

### 英米言語文化学科

共通科目（外国語 8 単位含む 28 単位以上）、専門科目では、必修科目（20 単位以上）、コース選択必修科目（40 単位以上）、コース選択科目（16 単位以上）を配置し、教育課程の編成方針に沿った幅広い教養と専門性を養うような授業科目となっている。

特に、「英語コミュニケーションコース」では「Pronunciation Workshop」、「Discussion Skills」、「Debate」など実践的に英語を学べる科目を配置している。「英語教育コース」では従来の英語学、言語学等に加え、「早期英語教育」、「CALL 教授法」などの科目を設置し、英語教育分野の専門知識を養う。

### 社会文化学科

共通科目（外国語 12 単位を含む 32 単位以上）、必修科目（44 単位以上）、選択必修科目（20 単位以上）、選択科目（8 単位以上履修）を配置し幅広い教養と専門性を養う。

また、専門科目では、社会コースで社会学・平和学・環境学、文化コースでは考古学・民俗学・文化人類学・歴史学の分野を設定して、科目を配置している。

### 人間福祉学科

共通科目（28 単位以上）、専門基礎必修科目（社会福祉専攻：28 単位以上、心理カウンセリング専攻：30 単位以上）、専門選択必修科目（社会福祉専攻：22 単位以上、心理カウンセリング専攻：20 単位以上）専門選択科目（26 単位以上）を配置し、幅広い教養とそれぞれの専門領域に応じた深い専門性を養う。

## 大学院研究科における専門科目

各研究科において、「特殊研究」を中心とした選択必修科目と「特論」を中心とした選択科目を、教育目的を達成するための教育課程の編成方針に即して開設し、「研究科会」及び「大学院委員会」において随時授業科目や授業内容の妥当性を精査している。

### 3-2-③ 年間学事予定、授業期間が明示されており、適切に運営されているか。

本学では、「学則」第 15 条から第 18 条に学年・学期及び休業日を定めている。年間行事予定、授業期間、休業期間などの学年暦については、「教務委員会」で協議したのち、「教授会」、「大学協議会」の議を経て決定している。なお、学年暦は、「履修ガイド」、ウェブサイト等に掲載し、教職員及び学生への周知を図っている。

**3-2-④ 単位の認定、進級及び卒業・修了の要件が適切に定められ、厳正に適用されているか。**

本学の卒業要件は「学則」第6条に、4年以上在学し、所定の単位数を修得することを要件としている。なお、卒業に必要な単位数は、共通科目と専門科目を合わせて124単位以上であると定めている（「学則」第22条）。ただし、3年以上の在学で、あらかじめ定められた認定基準を満たしていれば、本人の申請により早期卒業認定（現在、早期卒業制度を行っているのは産業情報学部のみ）を行うこともできる（「学則」第6条第2項）。

卒業判定については、学期ごとに卒業判定会議を開催している。卒業判定会議では、学生の各科目に関する教育効果や目標達成度など、個々の教員による成績判定方法に関して、所属教員相互による評価の機会となっている。なお、本学では、基本的には卒業年次以下での原級留置制度は有していない。

成績評価については、「学則」第29条において、試験の成績を、優、良、可、不可の4段階に分け、優、良、可を合格とし、「学部履修規程」第16条に基づき、成績評価を行っており、点数区分については、表3-2-2のとおり定めている。

最終学年次を除き、一学年の修得単位が16単位未満の者は、除籍の対象となるが、学科長若しくは演習担当教員が面接し就学の意思が確認された場合は、1年間に限り除籍猶予期間を設けている。当該除籍猶予期間内に20単位以上修得できた場合には、除籍処分は取り消される。

なお、単位の認定、進級及び卒業・修了の要件については、各教授会において厳正に行っているが、さらに成績評価に関する公平性と透明性を担保するよう「成績評価確認願」制度も設けている。これは、成績評価について疑義や不満のある学生が、成績通知後1週間以内に所定の手続きをとることにより、教員から成績判定の内容、根拠等の説明を受けることができる制度である。

大学院における修了の要件に関しては、「大学院学則」第42条に「大学院に2年以上在学し、講義24単位以上、演習8単位、合計32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。

単位の認定に関しては、「大学院学則」第40条に「履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする」、「成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする」（第41条）と定めている。さらに「沖縄国際大学学位規程」、「沖縄国際大学大学院における厳正な学位論文審査等に係る行動指針について」（大学院委員会申し合わせ）を設けている。

なお、成績評価は、「大学院学則」第41条に定めている。また、「大学院学則」第56条に基づき、「学部履修規程」第16条の点数区分を準用している。

表 3-2-2 点数区分

点数区分	評価の表示方法	可否
80 点以上	優	合格
70 点以上 80 点未満	良	
60 点以上 70 点未満	可	
60 点未満	不可	不合格

**3-2-⑤ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫が行われているか。**

本学では、「学部履修規程」第 10 条に履修単位数の上限の設定について明記しており、1 年間の登録上限数は 40 単位である。ただし、①共通科目健康スポーツ群の科目、②共通科目外国語の英語以外の外国語科目のⅢ以上の科目、③免許・資格取得科目で卒業要件科目とならない科目、④教科教育法・教科教育法演習、⑤集中講義科目、⑥放送大学及び他大学との単位互換科目については、この制限を受けない。

また、編入生、別学科からの転籍学生、早期卒業候補学生及び最終学年次においては 52 単位までの登録が可能である。学生に配布する「履修ガイド」においても登録単位の上限について説明している。さらに、毎学期行われるオリエンテーションでも説明している。なお、学年暦の編成において、授業回数 15 回に加え、補講日と試験日を確保している。

以上のように単位の実質化を確保できるよう配慮している。

**3-2-⑥ 教育内容・方法に、特色ある工夫がなされているか。**

本学では、共通科目と専門科目において以下のような特色ある工夫を行っている。

**①共通科目「テーマ科目群」の設定**

「テーマ科目群」は、原則 4 年ごとにテーマを見直し、より現代社会に沿ったテーマ設定に努めている。現在は、広大な米軍基地が存在する地域の特性を反映して、「普天間基地」をテーマと定め、「基地と自然環境」、「基地と行政」など 8 科目を開講し、基地問題への理解はもちろん、社会現象を見る際の多角的視点や多様な考察力を養うことを目指している。

**②体験型学習の実施**

全学科を対象とした「海外語学文化セミナー」、「インターンシップ」や学部学科専門科目にも「海外社会福祉演習」、「海外フィールドワーク」がある。日本語教員養成課程の「日本語教育実習」では台湾、中国への実習派遣を実施している。

**③フィールドワークを取り入れた講義**

「地域セミナー」、「民俗学実習」、「環境学実習」、「国際フィールドワーク」など、フィールドワークを取り入れた講義を通じて、座学で修得した知識と実際にフィールドで得た体験との相乗効果により、専門分野をより深く理解することを可能にしている。

また、社会文化学科では、1 年次向けに基礎演習選びの機会を提供するため、フィ

ールドワーク・ツアー(FT)と称して、基礎演習の紹介を兼ねたフィールドワークを2・3年次が中心となって企画・運営を行っている。

#### ④新入生向け宿泊研修 Membership Training(MT)の実施

地域環境政策学科、社会文化学科では、新入生全員に向けて宿泊研修を実施している。本研修は2年次が中心となって、プログラム立案・運営を行うなど学生参画型のプログラムである。主に、自然環境、社会について考えるプログラムとなっている。新入生同士、先輩、教員の交流を深め、新入生が今後、大学生活を送っていく上で有意義な取り組みである。

#### ⑤地域特性を反映した講義

専門科目として、「琉球文化論」、「琉球方言学」、「沖縄経済論」などを提供している。また、共通科目群の中では、沖縄関係科目群を設定し、「沖縄の芸術」、「沖縄の宗教」、「沖縄の観光」など19科目を提供している。

#### ⑥他学科・他学部・他大学の単位認定

他学部学科の科目については自由選択科目として履修し単位を取得することが可能である。また、県内外の大学と単位互換協定を結んでおり、学生の多様な学びを支援している。

#### ⑦実務家講師によるオムニバス講義

「法律実務論」、「行政実務論」、「eコマース・マーケティング」、「ビジネス特別講義」では各界から多様な人材を講師として招聘し講義を行っており、実践的な知識や経験を学ぶ機会を提供している。

#### ⑧産官学連携

産業情報学部は産学協力会を設立するなど、産官学連携に取り組んでいる。教育課程においては、卒業論文の報告会及び表彰式を実施している。そのほか今年度までの実績として、産業総合研究所が県内の企業と協力し、雑誌「沖縄インターネット白書」に製作参加するとともに、「読谷祭り」(読谷村)における企画イベントへの参加など、企業や地域との共同プロジェクトを実施している。

なお、沖縄国際大学の「設立趣意書」、「建学の精神」、「理念」、「使命」、「教育目標」、「地域連携・研究目標」等に見られる「沖縄」というキーワードが、大学院の特色にも顕著に表れている。本学には、沖縄国際大学総合研究機構の下に「南島文化研究所」、「産業総合研究所」、「沖縄法政研究所」、「沖縄経済環境研究所」を設置し、それぞれ地域文化研究科と南島文化研究所、地域産業研究科と産業総合研究所及び沖縄経済環境研究所、法学研究科と沖縄法政研究所が、相互に連携をとりながら研究を行い、その成果を大学院の教育内容へと還元している。

大学院においては、社会人への学び等にも配慮し、昼夜開講制をとり、土曜日に主要科目を配置するなど特色ある工夫を行っている。

#### ⑨アカデミックアドバイザー(AA)制度

本学では、個々の学生に学習指導教員を配置するアカデミックアドバイザー(AA)制度を導入し、学生のあらゆる相談について専任教員が直接対応している。また、AAは、オフィスアワーという学生の相談に対応する時間を設けている。AAの主な役割は以下のとおりである。

- A) オフィスアワーなどを利用して日常的に学生と接触し、円滑かつ充実した学生生活を送れるよう指導する。
- B) オリエンテーションでの指導内容を徹底させる。
- C) 共通科目及び学科のカリキュラムの内容を十分に理解させる。
- D) 履修前に、学生一人ひとりに対して履修指導を徹底させる。
- E) 成績不振者に対して、履修方法等、学習に関する指導をする。
- F) 海外セミナー、短期留学生派遣、奨学金、就職・進学などの推薦状を作成する。
- G) 就職指導をする。
- H) その他大学生活に関するアドバイスをする。

**3-2-⑦ 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を行っている場合には、それぞれの添削等による指導を含む印刷教材等による授業、添削等による指導を含む放送授業、面接授業もしくはメディアを利用して行う授業の実施方法が適切に整備されているか。**

該当なし

## (2) 3-2の自己評価

学部学科とも教育課程の編成方針に基づき、体系的かつ適切に教育課程を設定し、その運営・教育方法等の工夫についても行っている。

単位の実質化を担保するため、履修登録上限単位を設定し、また、15回の講義期間に加え、補講期間及びテスト期間を確保している。年間計画を記載した学年暦は、専任・兼任を問わず教職員への周知を図っている。

全学的に取り組んでいるAA制度においては、AAによる履修指導、学業不振学生に対する指導や休学・退学相談等をオフィスアワーを通じて行っている。

大学院の各研究科でも、教育課程の整備、授業科目及び授業内容の妥当性、単位の認定、修了の要件等について適切かつ厳正に運営している。

## (3) 3-2の改善・向上方策（将来計画）

平成21(2009)年度には、「FD委員会」を中心にFDの自己点検・評価を実施し、組織的取組みを強化している。具体的には「FD委員会」の下に「学部専門部会」、「大学院専門部会」、「FD企画・調査小委員会」を新たに設置した。学生アンケート結果に基づいた授業改善書の導入とそれを活用したFD研修会の実施、FD支援プログラムの実施を平成22(2010)年度より順次実施し、FD活動の実質化を図っている。

大学院においては、今後も授業科目や授業の内容に関して、様々な改善が必要である。また、単位の認定に関しては、現行の「大学院学則」第40条には「履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告により担当教員が行うものとする」、「成績の評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする」と定められているが、これまでは「学部履修規程」を準用することで対応してきたが、大学院生への周知を図るため「大学院履修規程」に明記する等所要の改正を行った。

### 3-3 教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われていること。

#### (1) 3-3 の事実の説明（現状）

#### 3-3-1 ① 学生の学習状況・資格取得・就職状況の調査、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価するための努力が行われているか。

平成 16(2004)年度より、「FD 委員会」の下、兼任教員を含む全教員に授業評価アンケートを実施することを課している。平成 17(2005)年度より前期・後期の 2 回実施しており、各教員に 1 科目以上のアンケートの実施を義務化した。実施した授業評価アンケートの結果は、個々の担当教員にフィードバックするのみならず、学部長、学科長、共通科目の科目群責任者に対しても通知され、それぞれの立場で教育内容・制度の改善に活用することとなっている。さらに、学生からの要望については、各学科長が状況を把握し、学生へ回答し、大学のウェブサイトで公開している。

就職状況の調査については、演習担当教員が学生の状況を調査し、把握に努めている。また、学生の学習状況や意識調査は各学科の責任において特に演習担当教員及び AA を中心に行っている。

大学院においては、平成 19(2007)年より「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」を実施し、目的の達成状況の点検・評価に努めている。

#### (2) 3-3 の自己評価

授業評価アンケート等を実施し、その結果は教務部教学課において集計し、「FD 委員会」などの各種委員会における議論・検討を通じて全学に情報を共有するなど、教育目的の達成度を常に点検・評価することに努めている。

学習者の要望を汲み上げる授業評価アンケートは継続的に行っているが、学期途中においても逐次改善を行えるよう、平成 23(2011)年度から「リフレクション・シート」を試験的に実施するなど、改善に着手している。

インターンシップ実習の際、教員が受け入れ企業を訪問し、学生の実習状況や企業の要望、求人状況等を聴取し、訪問報告書を作成している。さらに、平成 22(2010)年度には企業人事担当者に対し、求める人材像に関するアンケートを行うなど、学生の就職活動に役立てるよう努めている。

なお、大学院では「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」の実施により、教育・研究環境に関して学生の意見を集約することができた。

#### (3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

授業評価アンケートの内容については今後ともより有効に活用するため、常に点検・改善していく。また、平成 22(2010)年度から組織的な取組みとして、FD 体制の強化を図り、授業評価アンケートに基づく授業改善計画の提出、FD 研修会等を実施した。これらの FD 活動を通じてより効果的な教育改善を図れるよう努めている。

就職活動支援については、キャリア教育の強化が必要であるが、大学設置基準の改正を受け、本学においてもキャリア教育の具体的科目設定に向けて検討が始まっている。平成 22(2010)年度は「共通科目・表 2 教員に関する検討委員会」においてキャリ

ア教育についても検討がなされ、平成 23(2011)年度より「共通教育機構準備委員会」を設置し、キャリア教育科目開設を含めた共通科目について検討に着手している。また、理事長の諮問機関である「経営対策委員会」から「キャリア教育の在り方について」の提案がなされており、実施に向けた具体的な検討を行っている。

### **【基準 3 の自己評価】**

学部学科及び大学院研究科の教育目的は、建学の精神に基づいて策定し、教育課程及び教育方法等に反映させている。また、履修登録上限単位の設定や講義期間、試験期間等の適切な設定による学年暦の編成及び履行により、単位の実質化を図っている。成績評価基準については、評価基準を公表し、公平性と透明性を確保している。

### **【基準 3 の改善・向上方策（将来計画）】**

学習の達成状況、就職・進学状況等について今後とも怠りなく把握し、本学の教育目的を達成すべく、教育の質向上を図り、学生の職業生涯における満足度を高められるよう FD 活動等に基づく、カリキュラムの改善やキャリア教育支援を推進していく。

各学科・研究科においては授業評価アンケート等に基づくカリキュラム改善や「FD 委員会」を中心とする授業改善に向けた組織的取組み、キャリア教育の取組み強化を推進していく。

## 基準 4. 学生

### 4-1 アドミッションポリシー（受入れ方針・入学者選抜方針）が明確にされ、適切に運用されていること。

#### (1) 4-1 の事実の説明（現状）

#### 4-1-① アドミッションポリシーが明確にされているか。

本学の建学の精神、理念を表すキーワードは、「平和・共生」、「個性・創造」、「自立・発展」である。本学は、平成 22(2010)年度に大学の使命・目標を定め、それを基に「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」を策定した。本学のアドミッション・ポリシーは下記のとおりである。

#### アドミッション・ポリシー

本学の建学の精神および理念に賛同し、本学の使命に記されている人間像をめざし、本学の教育目標に掲げた能力を伸ばすために必要な「意欲・関心」、「基礎的学力」、「コミュニケーション能力」を身につけた人物を求めます。

アドミッション・ポリシーを含む3つのポリシーは、本学ウェブサイトにおいて周知している。

なお、平成 23(2011)年度には、策定した本学の3つのポリシーを学科ごとのポリシーとして制定する予定である。

#### 4-1-② アドミッションポリシーに沿って、入学者選抜等が適切に運用されているか。

これまで本学では、大学全体のアドミッション・ポリシーは設けていなかったが、「学則」第1条に沿った入学者選抜制度を実施してきた。本学の入学者選抜は、アドミッションズオフィス型入学試験（以下、「AO入試」と記す）、推薦入学試験（一般推薦入学試験、体育推薦入学試験、文化活動推薦入学試験、専門高校・総合学科卒業生推薦入学試験、指定校推薦入学試験）、大学入試センター試験利用入学試験、一般入学試験、編入学試験、社会人特別入学試験、外国人留学生特別入学試験、帰国生特別入学試験などの入学試験種別を設け、入学者の選抜を適切に行っている。

入学者選抜は、各学科の「人材の養成及び教育研究上の目的」に沿って、選抜が行われてきた。AO入試では、学科ごとにアドミッション・ポリシーを定め、アドミッションズオフィス型入学試験委員会を設置し（「アドミッションズオフィス型入学試験委員会規程」）、「アドミッションズオフィス型入学試験実施内規」に沿って書類審査及び面接を行っている。

また、推薦入学試験の文化活動推薦及び体育推薦に関しては、それぞれの活動の推薦基準を「入学試験要項」へ明示しており、小論文と面接によって選抜している。さ

らに体育推薦に関しては、学科面接のほか、クラブ顧問との面接を実施し、「体育推薦志願者評価専門委員会」において、体育推薦制度の理念・目的に照らし、その公正な運用のため、各学部教授会における体育推薦入学者の合否判定に資する基礎的な評価資料を作成している。その他の入試種別における入学者選抜についても、「入学試験管理委員会」の管理の下（「入学試験管理委員会規程」）、運用している。

大学院においては、各研究科の教育目的や人材養成に関する教育研究上の目的を「大学院入学試験要項」に明示し、「一般選抜試験（外国人留学生含む）」、「推薦選抜試験」、「社会人選抜試験」を運用している。選抜方法は、外国語科目と専門科目の試験及び志望理由書、研究計画書、業績報告書に基づいた口述試験を総合的に評価・判定している（法学研究科の口述試験では志望理由書のみ）。

#### 4-1-③ 教育にふさわしい環境の確保のため、収容定員と入学定員及び在籍学生数並びに授業を行う学生数が適切に管理されているか。

平成 23(2011)年度に入学した学部学生数は 1,436 人であり、入学定員の 1.25 倍である。また、学部在籍学生数は、収容定員の 1.22 倍となっている。大学院の状況は、研究科によってばらつきはあるものの、大学院全体では収容定員の 0.83 倍である。

入学者数管理における一般入学試験や大学入試センター利用入学試験での歩留まり率等変動要因の予測や在籍学生数における卒業保留者、中途退学者等の予測の困難など、定員管理における難しい課題は、依然認識せざるを得ない。

本学では、入学定員に対する入学者数の比率を先に挙げた「入学試験管理委員会」において、1.25 倍以内と目標を定め、入学者確保に努めている。

表 4-1-3 入学定員・収容定員及び在籍学生数

学部・研究科	学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員 (a)	在籍学生総数 (b)	b/a
法学部	法律学科	110	3	446	545	1.22
	地域行政学科	110	3	446	537	1.20
	法学部計	220	6	892	1,082	1.21
経済学部	経済学科	115	5	470	572	1.21
	地域環境政策学科	115	5	470	588	1.25
	経済学部計	230	10	940	1,160	1.23
産業情報学部	企業システム学科	115	5	470	596	1.26
	産業情報学科	115	5	470	588	1.25
	産業情報学部計	230	10	940	1,184	1.25
総合文化学部	日本文化学科	110	6	452	539	1.19
	英米言語文化学科	120	18	516	636	1.23
	社会文化学科	80	6	332	416	1.25

	人間福祉学科	155	12	644	766	1.19
	総合文化学部計	465	42	1,944	2,357	1.21
<b>学部計</b>		<b>1,145</b>	<b>68</b>	<b>4,716</b>	<b>5,783</b>	<b>1.22</b>
地域文化研究科	南島文化専攻	10		20	23	1.15
	英米言語文化専攻	3		6	6	1.00
	人間福祉専攻	10		20	14	0.7
	地域文化研究科計	23		46	43	0.9
地域産業研究科	地域産業専攻	10		20	9	0.3
	地域産業研究会計	10		20	9	0.3
法学研究科	法律学専攻	8		16	16	1.00
	法学研究科計	8		16	16	1.00
<b>大学院計</b>		<b>41</b>		<b>82</b>	<b>68</b>	<b>0.83</b>

また、クラスサイズについては、毎年度、時間割編成をする際、ゼミや語学科目などについては、1クラスあたりの受講者数を設定してクラス編成を行い、講義内容等に応じた開講クラス数の設定を行っている。また、履修登録者が200人以上の場合においては、クラスの増設を認めている。

## (2) 4-1の自己評価

本学は、これまで、「学則」第1条及び「大学院学則」第2条に定めた目的に沿って「入学試験管理委員会」を中心に、公正かつ適切な入学者選抜の運営を心掛けてきた。また、「入学試験要項」や「大学案内」において、学部学科、研究科の理念や教育研究上の目的を明記することで、受験生に対して周知している。

入試広報においても、大学説明会やオープンキャンパス、その他の広報手段を用いて学部学科の教育研究上の目的について説明を行っている。

学生数については、在学生数を考慮しながら「入学試験管理委員会」で入学者数を定め、それに基づき各学部学科は入学者選抜を行っている。

入学定員、収容定員ともに管理が行われており、教育にふさわしい環境を確保すべく常に注意を払っている。

## (3) 4-1の改善・向上方策（将来計画）

本学は、平成22(2010)年度、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを定めた。今後、アドミッション・ポリシーを含む3つのポリシーについては、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD委員会」と記す）において学科ごとのポリシー制定を検討している。

本学は、「沖縄における私立大学」として、沖縄の歴史の中で、地域住民と社会が求めてきた真の自由と自治の精神を追求し、県民の大学として支持を得ながら、地域に根ざした大学を目指している。「沖縄における私立大学」という性格は、四方を海に囲まれ本土から遠く隔絶しているという地理的条件のほかに、沖縄固有の歴史、文化、

社会を背景としたこの地域を前提としている。このような背景から、本学志願者の約9割が沖縄県にある高等学校出身者で占めている。このような地域的特性を鑑み、また、経済状況の劇的な変化が望めない状況が予想されることから、当面は在籍者数の収容定員に対する比率を1.25倍とし、確保していきたい。

大学院の収容定員、入学定員及び在籍学生数の管理は概ね適切な運用がなされているが、一部の専攻においては在籍者数の低下が課題となっている。そのため、研究科の当該専攻において、対策を検討している。

#### 4-2 学生への学習支援の体制が整備され、適切に運営されていること。

##### (1) 4-2の事実の説明（現状）

##### 4-2-1 ① 学生への学習支援体制が整備され、適切に運営されているか。

本学では、教員による学習支援として、アカデミックアドバイザー制度を運用している。アカデミックアドバイザー（以下、「AA」と記す）は、各自設定したオフィスアワーの中で、個々の学生の学習目的に沿った履修指導と学生生活における相談等に対応している。また、成績不振学生に対しては、きめ細かい面談を行ったうえ、事務組織と連携し、大学生活の継続に向けた指導を行っている。

本学は導入教育として、実施形態は異なるが、「フレッシュマンセミナー」や「基礎演習」を必修科目とし、大学での学びの支援を行っているほか、学問体系の基礎となる学力を補填するための科目を1年次に必修化している。

また、合宿形式のMT(Membership Training)を実施し、大学生活に適応することを支援している。これは学生のみならず、教員とも懇親を深め、大学教育へのスムーズな移行を目的として行われている。

平成22(2010)年度に「沖縄国際大学教育支援者(TA・SA)制度に関する規程」を定め、TA・SA制度がスタートした。応募学生の中から選ばれた学生が教員の授業のアシスタントを行い、講義の質及び教育効果を高めている。

なお、全学的な学習支援体制については、表4-2-1に示すとおりである。

表 4-2-1 学習支援体制

学生支援体制	支援の概要
学務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・科目履修に関する具体的なサポート。</li> <li>・進級や卒業に関する手続きについてのサポート。</li> <li>・プロジェクターやコンピュータの貸し出し。</li> <li>・国内留学及び国外留学を希望する学生の支援。</li> </ul>
コンピュータ管理室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器の使用法やIT機器の管理。</li> <li>・ヘルプデスクによる支援。</li> </ul>
図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種オリエンテーション・セミナーの実施。1年次対象に図書館オリエンテーションを実施。</li> <li>・2年次以上を対象に論文検索や論文作成のセミナーを実施。</li> </ul>

<p>外国語センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全学生対象の語学学習支援。</li> <li>・留学生に対する日本語教育支援。</li> <li>・各種検定のための講習の実施。</li> <li>・スピーチコンテストや英語合宿の実施。</li> </ul>
<p>国際交流センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協定校からの交換留学生の受入や語学研修生の支援。</li> <li>・協定校への留学生派遣の支援。</li> </ul>
<p>福祉・ボランティア 支援室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害を持つ学生の学習生活支援。</li> <li>・全学生を対象としたボランティア情報の提供及びボランティア活動の場の仲介。</li> <li>・社会福祉士及び精神保健福祉士国家資格に必要な実習支援。</li> <li>・福祉関係国家試験受験対策講座の実施。</li> </ul>

また、障害を持つ学生に対しては、「福祉・ボランティア支援室」や「対面朗読室」等が学習支援を行っており、身体等に障害を有する学生の支援（ノートテイクやパソコンテイク、点字・墨字訳や朗読等）、そして、理解・環境づくりに関する啓発活動も行なっている。なお、教室には、車いす専用の机なども整備している。

学生の学習支援の一環として、本学では学生の学習環境の整備に努めている。学生が利用できる PC 台数は 1,041 台であり、授業時間外でも PC 教室を利用できるほか、図書館にも PC を設置し、自習のための環境を整えるとともに、無線 LAN 環境も整備している。また、5 号館、13 号館には自習室や自習スペースを設け、図書館にもグループ学習室や個別閲覧席を、さらに大学院生には研究個室を設けるなど自習環境も整えている。

大学院では、大学院合格者を対象とした入学前オリエンテーションに加え、下記のような各種の補完的教育プログラムなどを実施している。

学部学士課程の科目履修制度を活用し、修士課程の履修に必要な学修を補完する制度を提供しているほか、沖縄県内 4 大学（沖縄大学、沖縄国際大学、名桜大学、琉球大学）の「人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定」に基づき、他大学院で科目履修の機会を提供しており、希望者には指導教員の指導のもとで履修科目を決定し、受講することができる。

**4-2-② 学士課程、大学院課程、専門職大学院課程等において通信教育を実施している場合には、学習支援・教育相談を行うための適切な組織を設けているか。**

該当なし

**4-2-③ 学生への学習支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。**

学生への学習支援に対する意見などを汲み上げる仕組みとしては、FD 委員会の下、

兼任教員を含む全教員に授業評価アンケートを実施することを課している。実施した授業評価アンケートの結果は、個々の担当教員にフィードバックするのみならず、学部長、学科長、共通科目の科目群責任者に対しても通知し、それぞれの立場で教育内容・制度の改善に活用することとなっている。さらに、学生からの要望については、各学科長が状況を把握し、学生へ回答し、大学のウェブサイトで公開している。

また、全ての教員は「専任教員担当時間規程」において週2時間のオフィスアワーを設けることを定めており、学生の支援はもとより、学生の声を個別に汲み上げ、適切に対応している。

大学院では、平成19(2007)年度から在籍学生を対象とした「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」を実施している。

## (2) 4-2の自己評価

本学の学習支援の体制については、概ね適切に整備・運用している。しかし、学習支援の諸施策について、学生の利用・活用について不十分な面もあるため、その情報の周知を図っていくことが必要である。

退学者対策としては、昨今の厳しい経済状況にあっては更なる対策が求められており、奨学金制度の拡充を図り、経済的な学習支援を行っている。成績不振者による中途退学を減少するため、AAを通して学習・生活指導を行っている。

大学院における学生への学習支援体制は、個別の研究指導及び補完的教育プログラムなども含めて充実している。

## (3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

一部の学科で実施しているMTなどの初年次教育の実践については、その効果を見極めつつ、全学的に実施することを検討していく。

学生の意見等を汲み上げる「授業評価アンケート」及び「大学院教育研究の向上に関するアンケート調査」については、学生に対してアンケートの周知を図り、回収率の向上に務め、学習支援対策の強化に務めていく。

なお、授業評価アンケートについては、指定プロジェクトとして平成22(2010)年度「FD委員会」で検討し、学期途中においても学習者の要望等を聞き、逐次改善につなげる「リフレクション・シート」を今年度より試験的に実施するなど、改善に着手している。

退学者対策としては、奨学金制度の周知方法についてさらに工夫していくほか、複数の奨学金への並行応募など、学生がいずれかの奨学金の受給対象となれるよう今後とも窓口指導を継続していく。成績不振による中途退学者数を減少させるため、AAによる学習・生活指導を継続して行う。

本学の学習支援の体制については、既述のほか、図書館の利用ガイダンスやレポート・論文作成をサポートするワークショップの実施、学科の専門教育に関連した図書を推薦する指定図書コーナーの設置など充実に努めているが、なお学生の利用・活用が、不十分な面もあるため、更なる周知を図っていく。

**4-3 学生サービスの体制が整備され、適切に運営されていること。**

**(1) 4-3 の事実の説明（現状）**

**4-3-① 学生サービス、厚生補導のための組織が設置され、適切に機能しているか。**

本学の学生サービスにおける主たる組織として、教務部学務課、学生部学生課、学生部キャリア支援課、国際交流センター、情報センター、外国語センターを置き適切に機能し、それぞれに委員会を設け、運営している。また、審議機関として、「厚生補導委員会」、「学生相談室運営委員会」など所管する委員会を設け、それぞれの組織が関連しながら適切に機能している。主な業務内容は表 4-3-1 が示すとおりである。

表 4-3-1 学生サービス組織と主なサービス

学生サービスの組織	主な業務内容
学務課	証明書等の発行・諸届の手続き、各種資格取得関係教務サービス、障害を持つ学生の支援、語学学習支援 など
学生課	サークル活動支援、大学祭など学生イベント支援、学生生活相談・健康相談、奨学費支援、学生の地域交流支援、アパート情報紹介、アルバイト情報紹介、その他学生生活支援 など
キャリア支援課	就職活動支援、インターンシップの実施、資格取得支援 など
国際交流センター	留学生の受け入れ、日本語学・文化研修の実施、交換留学・認定留学・私費留学の支援、協定校間の交流事業、留学生の生活支援、など
情報センター	グループウェア等の情報ツールの提供、情報教室の利用支援、無線ネットワークの提供 など
外国語センター	各種検定試験・対策講座、International Plaza の運営実施、スピーチコンテスト・ホームページコンテストの実施、英語合宿や日本語研修の実施 など

**4-3-② 学生に対する経済的な支援が適切になされているか。**

学生に対する経済的な支援については、本学独自の給付型奨学金制度を運用の柱とし、日本学生支援機構（以下、「JASSO」と記す）などの奨学金窓口を設け、学生の経済的な支援を行っている。

特に、世界的な金融危機による経済不況への対応策として、平成 21(2009)年度は後援会や校友会からの寄付を募ると共に、本学予算を 1,300 万円増額し、採用年次を 1 年次からとする改革を行なった。さらに平成 23(2011)年度予算においては、一般奨学金において前年度より 4,148 万円を増額し、「一般奨学金」7,518 万円（奨学費総額 2 億 3,698 万円）の予算措置を講じている。また、平成 20(2008)年度に新設した「兄弟姉妹等支援奨学金」は、平成 22(2010)年度には 101 人に対して給付している。

なお、平成 21(2009)年度には、特段の負担を掛けることなく学生支援の厚意を具体的な形にするため、下限額を定めない奨学資金の寄付制度として「サポート奨学金」制度を整備し、経済的に困窮している学生 3 人に支給した。

表 4-3-2 学生・大学院生に対する本学の経済的支援状況

	2008年	2009年	2010年	2011年
奨学金実績(円)	102,225,000	118,177,500	142,737,500	(予算)192,693,000
本学及び本学関係 奨学金受給者(人)	422	548	718	
日本学生支援機構(JASSO) 奨学金受給者(人)	731	799	730	
全学生数(人)	5,760	5,756	5,703	5,783

※外国人留学生及び留学関係奨学金を除く

外国人留学生に対する支援は、本学独自の減免措置として、平成 21(2009)年度に廃止された政府開発援助授業料減免制度に伴い、外国人留学生全員に授業料相当額の半額を補助している。そのほかにも、留学生向け学外奨学金として、JASSO 私費外国人留学生学習奨励費があり、平成 22(2010)年度には支給対象学生総数 122 人に対し 15 人(大学院生を含む)が受給した。

また、国外協定校への留学や認定留学(SAF(The Study Abroad Foundation)との協定に基づき、加盟大学へ留学し、帰国後単位認定を行う制度)で海外留学をする学生のための奨学金給付制度など、多様な奨学金を用意している。

なお、大学院生に対して設けている本学関係奨学金は、大学院研究奨励奨学金等、5種類があり、いずれも給付型である。また、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超える可能性のある学生については、一定の期間内に計画的に履修し、修了を目指すことができる「長期履修生制度」(「大学院学則」第 14 条第 2 項)を設け、申請が認められた場合、標準修業年限経過後の授業料等を減額するなど経済的負担を軽減する措置をとっている。

#### 4-3-③ 学生の課外活動への支援が適切になされているか。

平成 22(2010)年度は、体育系サークルが 32 種類、文化系サークル 46 種類の計 78 サークルが存在し、登録人数が 1,794 人となっている。学生はサークル活動を通じた交流会やボランティア等の地域貢献活動を行なっている。

また、本学ではスポーツ活動に関するサークルを支援する「体育会」、文化活動に関するサークルを支援する「文化会」を設け、各サークル間の調整を図るとともに遠征や公演などの活動の補助を行っている。なお、校友会・後援会からもサークルに対して補助が行われており、学生の課外活動への支援が行われている。

さらに、ゼミ活動に関しては、福利厚生費や学外ゼミ費を設けている。学外ゼミ費は、講義時間以外に、調査、課外授業、社会見学を企画する場合に発生する諸経費を補助していくものである。新入生歓迎行事、ゼミの調査活動、合宿研修活動、に対しても学外ゼミ費等を設けて活動を支えている。

本学学生又は教職員がスポーツ大会などを行う際には、体育会福利厚生費により必

要経費の一部を補助している。

また、これらの活動の場として、東村にはセミナーハウスを有している。

#### 4-3-④ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等が適切に行われているか。

本学では、健康相談室、ハラスメント相談室、学生相談室を設置している。それぞれ規程に基づき、運営委員会を設け運営している。

健康相談室では、学校保健安全法に基づく定期健康診断の実施、学校医による健康管理のための指導・助言、看護師による怪我や体調不良に対する応急処置を行なっている。

また、キャンパス相談室は、メンタルヘルスの充実を図るため設けており、その傘下にハラスメント相談室と学生相談室を置いている。学生相談室では専門のカウンセラーが学生生活の悩みや迷いの相談を受けるとともに、定期的にティーアワーやお弁当会も開催している。なお、キャンパス相談室には専門相談員が常駐し、ハラスメント防止のための各種活動を行なっている。

表 4-3-1 キャンパス相談室・健康相談室の利用件数

	平成 21 年度	平成 22 年度
キャンパス相談室	179	180
健康相談室	949	580

#### 4-3-⑤ 学生サービスに対する学生の意見等を汲み上げる仕組みが適切に整備されているか。

学生の意見を汲み上げるシステムとして、授業評価アンケートを学期ごとに全学的で実施している。本学の授業評価アンケートでは、授業内容を評価する項目のほか、大学への意見や要望などを学生が自由記述することができるため、学生の問題意識や要求を把握し、検討・対策を講じることが可能となっている。このほか、教務部学務課、学生部学生課窓口においても学生の要望の把握に努めている。

サークル活動に参加している学生の意見や要望を掌握するために、サークル棟にも意見箱を設置し、月 1 回確認・報告を行なっている。さらに、年 1 回セミナーハウスにおいてサークルなどのリーダー研修を実施し、サークル活動に参加する学生の要望の把握にも努めている。

日常の学生生活においては、教員がオフィスアワーを通して、学生からの相談や要望・意見等の把握に努めている。これらの方法で、学生からの意見を汲み上げ、「厚生補導委員会」等を通して情報の共有化や課題の検討改善を行なっている。

### (2) 4-3 の自己評価

学生サービスに関しては、各種委員会や事務組織が連携して、経済的支援、課外活動支援、こころと体の健康に関わる相談体制等のサービスを提供している。

より良い学生生活を提供するために、奨学金制度、課外活動に関する支援、健康管

理・メンタルヘルスケア体制、ハラスメント防止体制など、多面的な支援強化に努めている。

### **(3) 4-3の改善・向上方策（将来計画）**

近年、経済的支援については、奨学金をはじめとして拡充に努めてきたところであるが、平成23(2011)年度は増額し、総額2億3,698万円を奨学費として予算措置を行い、その執行をもって支援に努めている。

既存のキャンパス相談室の更なる充実と併せて新たに、和やかな雰囲気、誰もが入り易い談話室を目指し、「なかゆくいルーム（仮称）」の設置を検討している。相談すること自体を躊躇している学生、学業に打ち込めない学生、ストレスを抱えている学生が気軽にコミュニケーションを行える場所として、設置の検討を進めている。

## **4-4 就職・進学支援等の体制が整備され、適切に運営されていること。**

### **(1) 4-4の事実の説明（現状）**

#### **4-4-1 就職・進学に対する相談・助言体制が整備され、適切に運営されているか。**

本学は、基準1で掲げた使命において「アジアの十字路に位置する沖縄のポテンシャルを活かし、万国津梁の魁となる人材を育成します。」と掲げている。使命に掲げた人材を育成するための大学教育の成果を学生の就職・進学に反映するために、「キャリア支援委員会」を置き、学部学生、大学院生の就職・キャリア支援施策を策定している。「キャリア支援委員会」は、学生部長を委員長とし各学部学科より委員を1人選出する全学的な組織体制となっている。また、サービス窓口としては学生部にキャリア支援課を置いている。個々の学生の就職活動に対して教職員一体となった支援体制が整っている。本学の就職支援・キャリア支援の概要は以下のとおりである。

- ①就職ガイダンス・セミナーの開催
- ②学内企業説明会の開催、就職講演会の開催
- ③公務員・教員採用試験制度説明会の開催、公務員・教員採用試験対策講座実施
- ④就職模擬試験・適性検査模擬試験の実施
- ⑤資格取得支援講座の開講
- ⑥インターンシップの実施
- ⑦「Job Hunting Book（就職手帳）」の発行・配布
- ⑧求人情報・企業情報・就職活動報告書・進学情報・就職関連書籍・資格関連書籍の提供
- ⑨「Live Campus就職システム」（学内イントラネット）による情報提供
- ⑩県外就職支援
  - (1) 県外就職活動補助金：県外就職活動を行なう際の旅費等の一部補助
  - (2) 就職活動サポートセンター（東京都）による支援
- ⑪就職・進学相談、進路カウンセリング、模擬面接、履歴書指導

就職に関する相談・指導及び情報提供は、キャリア支援課で行われている。相談・指導の対応は、職員により適宜行われており、キャリアカウンセラーと共に就職及び進

路相談、模擬面接、履歴書の添削指導などを行っている。さらに、学内で企業説明会を開催し、企業の人事担当者と直接話す機会、OB・OG懇談会や就職内定者活動報告会などを通して、相談・助言できる機会を多様に提供している。

平成22(2010)年度は、のべ10日間の学内合同企業説明会を実施し、参加企業数88社、のべ2,192人の学生が参加した。企業単独の学内説明会や就職対策各種セミナーは、年間を通じて開催し、また、資格取得講座は、25回(種)の講座に延べ500人余の学生が受講した。

また、首都圏での就職活動の拠点として設置した「就職活動サポートセンター」においても、首都圏採用情報の提供やエントリーシート他書類の指導、面接対策等の支援を行なっている。

インターンシップにおける企業との関わりにも関連するが、本学が育成する人材が社会の求める人材要求に込えているか意見交換を行うために「企業と大学との就職懇談会」を開催し、企業との情報交換を図っている。

また、留学及び大学院進学については、演習担当者をはじめとするAAが相談に対応している。

大学院法学研究科ではインターンシップに力を入れており、法律事務所や国、地方公共団体等の公務の現場において、多様な経験を積むことができるようになっている。

学部の県内インターンシップは、92の事業所(企業74、国・地方公共団体14)で行われ、206人が実習を行った。

本学の就職率は、60%であり、業種別卒業後の進路先状況はデータ編表4-14が示すとおりである。

#### 4-4-② キャリア教育のための支援体制が整備されているか。

教育課程においてキャリア教育として位置付けられるものは、共通科目の「社会・生活科目群」において、「NPO・NGO入門」、「企業を知るⅠ・Ⅱ」、「ボランティア論」等を開講している。これらは、各々、新たな公共サービスの理解、企業の経営活動と働く意義、時代と地域のニーズに対応した地域活動、社会教育機能などを学ぶものである。さらに各学部の専門科目においては、学部学科の専門的な知識・技能と職業とを意識した科目を開講している。法律学科の「法律実務論」、地域行政学科の「行政実務論」、企業システム学科の「eコマース・マーケティング」・「ビジネス特別講義」、産業情報学科の「エグゼクティブ・セミナー」、人間福祉学科の「心理学と職業」等は、行政実務者や企業人等を講師として大学の学びと職業を具体的に結びつけるものである。また、経済学部の「キャリアデザイン論」も将来の職業的自立を早期に意識づけるための科目として開講している。

県内企業におけるインターンシップは、全学で運用し、単位認定を行っている。加えて、平成22(2010)年度は、中国上海において海外インターンシップを実施し、国際的視野を醸成する一助とした(特記事項において詳述する)。

就職・キャリア支援サービスを行う学生部キャリア支援課では、新入生向けに「キャリアデザインブック」を作成・配布し、新入生キャリア・ガイダンスを開催し、有意義な学生生活と卒業後の自立に向けた意識付けのための取組みを行っている。就職

活動が本格化する3・4年次向けの各種セミナーでは、より具体的に職業選択を実践する機会を提供している。

## **(2) 4-4の自己評価**

「キャリア支援委員会」による就職・キャリア支援施策は、学生の年次、進路等を踏まえ、多様な施策を展開し、相談・指導体制の充実に努めている。

キャリア教育・職業観の醸成は、教育課程の内外を通じ行われている。ただし、教育課程におけるキャリア教育の位置付けと体系化、さらには、既存のキャリア支援施策との関連付けを整備することが必要となっている。

## **(3) 4-4の改善・向上方策（将来計画）**

学校教育から職業人へのスムーズな移行を成すために予てより就職を意識した支援・サービスを展開してきたところであるが、昨今の企業活動、雇用構造の変化による若年者就労環境の悪化は、改めて大学の人材養成のあり方を再構築する要因ともなっている。

キャリア教育関連科目の位置付けは、「共通科目・表2 教員に関する検討委員会」において検討がなされ、「共通教育機構準備委員会」において具体化に向けて検討を進めている。

また、県外就職を推進するための「就職活動サポートセンター（東京都）」の活用推進や海外インターンシップによる国際的視野を持って活躍できる人材の養成は、沖縄の置かれている地域特性を意識した本学の使命からも重要であり、引き続き充実を図る。

## **[基準4の自己評価]**

本学は、「学則」に基づいて入学者選抜を行っている。入学定員数については、本県の社会的、経済的事情に鑑み、入試管理委員会において設定している。

学習支援に関しては、AAを中心に、事務組織もそれを支援するように対応している。学生サービスに関しては、奨学金制度、課外活動支援、メンタルヘルスケア、ハラスメント防止等の強化を行っている。

就職支援は、職員とキャリアカウンセラーによる相談・助言体制を整えており、職業的自立の意識啓発や就職活動の導入的なセミナーを始め、3年次以降における企業説明会など多様な就職支援施策を行っている。資格取得支援講座は、個々のキャリアアップとなり、就職を後押しする一助となっている。また、進学については、AAを中心に助言している。

大学院では、各研究科・専攻の理念・目的や方針等の情報提供を行い、入学者選抜を行っている。また、個別の研究指導及び補完的教育プログラムなども含めて充実している。経済情勢によって大学院志願者の消長もあるが、進学者には奨学金も含め、個別の研究指導や補完的教育プログラムなどを設けて充実に努めている。

**【基準4の改善・向上方策（将来計画）】**

平成 22(2010)年度に策定した全学の3つのポリシーについては、なお一層の周知を図るとともに、平成 23(2011)年度に策定を予定している学科ごとの3つのポリシーと併せて周知を図る。

本学が求める人材と教育内容について、より広範かつ深いステークホルダーの理解を得るため、中期的にぶれのない広報戦略の策定を進めている。広報コンテンツ等に関しては、「中期広報戦略方針策定作業部会」（経営対策委員会）において中期的に揺るぎないものとする検討を行っている。

学生サービスの内容や学生への支援体制については、今後とも学生の多様なニーズの把握に努め、強化・充実を図る。

**基準 5. 教員**

**5-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。**

**(1) 5-1 の事実の説明（現状）**

**5-1-① 教育課程を適切に運営するために必要な教員が確保され、かつ適切に配置されているか**

平成 23(2011)年 5 月 1 日現在の学部学科別専任教員数を表 5-1-1 に示す。本学は、法学部、経済学部、産業情報学部、総合文化学部の 4 学部構成であり、専任教員の現員は 132 人である。

大学院を担当する教員は、主に基礎となる学部の教員が兼担しており、必要な教員数が確保されている。

**表 5-1-1 専任教員数**

学部	学科	設置基準上 必要専任 教員数	専任 教員数	兼任 教員数
法学部	法律学科	10	13	9
	地域行政学科	10	14	42
経済学部	経済学科	10	12	6
	地域環境政策学科	10	12	12
産業情報 学部	企業システム学科	10	13	24
	産業情報学科	10	12	17
総合文化 学部	日本文化学科	7	12	26
	英米言語文化学科	7	15	55
	社会文化学科	6	12	35
	人間福祉学科	11	17	34
大学全体の収容定員に応じて定める 専任教員数		42		
<b>学部計</b>		<b>133</b>	<b>132</b>	<b>260</b>
研究科	専攻	設置基準上必要 研究指導教員数及び 研究指導補助教員	兼担 教員数	兼任 教員数
地域文化 研究科	南島文化専攻	5	14	12
	英米言語文化専攻	5	9	6
	人間福祉専攻	5	13	9
地域産業 研究科	地域産業専攻	9	21	1
法学研究科	法律学専攻	5	12	0
<b>大学院計</b>		<b>29</b>	<b>69</b>	<b>28</b>

**5-1-② 教員構成（専任・兼任、年齢、専門分野等）のバランスがとれているか。**

学部における教員構成は、既出の表 5-1-1 のとおり、専任教員数 132 人、兼任教員数 260 人である。年齢別構成は各学部学科及び大学院研究科とも特定の年齢層に大きな偏りは見られない。また、教育課程に応じた分野設定により、専任教員を適切に配置している。

**表 5-1-2 学部学科及び大学院研究科別年齢構成**

		66～ 70 歳	61～ 65 歳	56～ 60 歳	51～ 55 歳	46～ 50 歳	41～ 45 歳	36～ 40 歳	31～ 35 歳	26～ 30 歳	計
法学部		0	2	4	3	5	1	9	2	0	26
経済学部		1	4	3	2	5	2	4	2	1	24
産業情報学部		0	4	4	1	4	5	7	0%	0%	25
総合文化学部		1	9	7	6	13	6	10	3	0	55
学部計	(人)	2	19	18	12	27	14	30	7	1	130
	(割合)	1.5%	14.6%	13.9%	9.2%	20.8%	10.8%	23.1%	5.4%	0.8%	100%
地域文化 研究科		1	5	6	4	9	5	6	0	0	36
地域産業 研究科		0	4	4	0	6	4	3	0	0	21
法学研究科		0	2	2	2	3	0	3	0	0	12
大学院計	(人)	1	11	12	6	18	9	12	0	0	69
	(割合)	1.4%	15.9%	17.4%	8.7%	26.1%	13.0%	17.4%	0%	0%	100%

なお、兼任教員数はのべ 260 人であり、兼任教員依存率は学部全体で 66.3% であり、大学院の兼任教員数の比率は、28.8% となっている。

**(2) 5-1 の自己評価**

本学の教員構成は表 5-1-1 の学部計に示すとおり、設置基準上必要な専任教員数に対して 1 人不足しているため、改善を要する。教員の年齢別構成には大きな偏りはみられない。学部の兼任教員依存率については、多面的な教養教育を目指した共通科目を開設していること、専門教育において実務家教員を登用し多様なカリキュラムを提供しているためである。

本学大学院教員の修士号以上の学位を有するものは 95.3% を占めている。学位別にみると、博士号授与者は全研究科教員の 39.7%、修士の授与者は 55.6% である。

**(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）**

5 月 1 日時点において、大学設置基準を 1 人満たしていない点については、共通科目の再編計画の途中の偶発的な欠員であり、恒常化しているものではない。既に採用委員会を整備し、9 月採用を目途に公募を行っている。

また、基準3で述べたとおり、本学では、平成23(2011)年12月を完了目途として、学部学科ごとの3つのポリシー策定、また、「共通教育機構準備委員会」における、「共通教育機構（仮称）」に関わる諸規程の草案作成、平成24(2012)年度を始期とするカリキュラムの再編成、教職課程の位置づけ・運営の詳細に関わる草案作成に着手している。こうした検討を行うなど、兼任教員への依存を減じる方策も検討する。

大学院においては高度な教育、研究の指導が求められることから、研究の活性化を促進し、また、それに対する支援を強化する。兼任教員数の多い研究科については、教育内容等についての見直しを行い、兼任教員依存率の低減に努める。

## 5-2 教員の採用・昇任の方針が明確に示され、かつ適切に運用されていること。

### (1) 5-2の事実の説明（現状）

#### 5-2-① 教員の採用・昇任の方針が明確にされているか。

本学の教員数は、「教職員定数規程」に定め、同規程に基づいた採用を行い、学部学科に配属している。学部における採用については、教育課程に沿った教員配置を行うため、大学設置基準に準じた採用計画を図り、「教授会」が設置する「教員任用審査委員会」において審議し採用している。

研究科教員については、大学院設置基準に準じており、任用については、専門性や能力・経験・実績・人格等を勘案して各研究科会において資格審査を行い、任用している。

#### 5-2-② 教員の採用・昇任の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

教員の採用・昇任は、「教員の任用及び昇任に関する規程」、「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する暫定的取扱について（大学協議会申合せ）」に基づき運用している。

教員の採用・昇任は、「教員の任用及び昇任に関する規程」、「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する暫定的取扱について（大学協議会申合せ）」に基づき運用している。

「学部の種類及び規模に応じ定める専任教員」の採用に関しては、当該学部の「教授会」において採用条件を審議したのち、公募を行う。「大学全体の収容定員に応じ定める専任教員」の採用に関しては、当該案件ごとに「共通科目担当を主とする教員等の任用に関する委員会」を設置し、担当科目、任用学科、募集要項等を調整の上、当該学部の「教授会」において審議したのち、JREC-IN（研究者人材データベース）、本学ウェブサイト等を通じて公募を行う。いずれの採用においても、案件ごとに「教員任用審査委員会」を編成し、同委員会による選考を経て、「教授会」で審議し候補者を決定する。そののち、「大学協議会」の議を経て、「理事会」において最終決定する。

昇任については、「教員の任用及び昇任に関する規程」に定める基準を満たす場合、該当者の申請に基づき行っている。学科の議を経たのち、「教授会」において「昇任審査委員会」を編成する。「昇任審査委員会」には3人以上の教授を含み、申請者の教育経験年数及び研究業績を審査する。「教授会」は、同委員会の報告を受け、推薦候補に

対し投票を行い、その結果によって候補者を決定する。その後、「大学協議会」の議を経て、「理事会」で最終決定する。

大学院教員については、「沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程」の定める基準に基づき、各研究科会において大学院教育担当者としての資格審査をしたうえで任用している。

## **(2) 5-2 の自己評価**

採用・昇任に関しては、「教員の任用及び昇任に関する規程」に基づき教育経験・業績評価が数値化され、客観的に比較、評価し、採用・昇任を行っている。また、研究業績の評価に際しては、数値化の妥当性を高めるため、必要に応じて学外の教員の追加査読審査を行っている。なお、教育業績を昇任基準に盛り込むことが課題である。

大学院教員の任用については、「沖縄国際大学大学院開設科目担当基準に関する規程」に基づき、資格審査を行っている。

## **(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）**

採用候補者については、教育業績・研究業績・面接によって選考を行い、模擬授業等も必要に応じて行っていく。採用に際しては、今後とも研究業績だけでなく学生を教育する観点から教育業績についても重視し、本学の使命を体現できる人材の任用を慎重に行っていく。

大学を取り巻く環境が一層厳しくなることが危惧されるなか、教員数の増加は困難であることから、教員の採用及び昇任に際しては、今後とも慎重を期す。なお、教育業績を研究業績とともに評価し、学士課程教育の活性化を図ることが今後の重要課題であり、採用の際には適切な配置を実施していく。

## **5-3 教員の教育担当時間が適切であること。同時に、教員の教育研究活動を支援する体制が整備されていること。**

### **(1) 5-3 の事実の説明（現状）**

#### **5-3-① 教育研究目的を達成するために、教員の教育担当時間が適切に配分されているか。**

本学では、「専任教員担当時間規程」（以下、「担当時間規程」と記す）に基づき教員の教育担当時間を規定しており、役職者等の特例を除き、原則 1 週 10 時間（5 コマ）とすることを定め、同規程では超過担当時間が 1 週 6 時間（3 コマ）までと定めている。

また、「担当時間規程」では、担当時間以外に 1 週 2 時間のオフィスアワーを設定することを定めている。なお、同規程では、教学管理に関する役職者・学科長等については担当時間数の減免についても規定している。

なお、平成 22(2010)年度における担当授業時間数の現状は、データ編 表 5-3 に示すとおりである。専任教員の年間担当授業時間は、平均すると 14 時間（7 コマ）であり、超過授業時間を加えた 16 時間（8 コマ）に収まっている。また、最低で年間担当時間が 2 時間の教員がいるが、これは教学管理に関する役職者や研究所の専任所員であり、

担当時間規程に基づいている。

### 5-3-② 教員の教育研究活動を支援するために、TA( Teaching Assistant)・RA( Research Assistant)等が適切に活用されているか。

本学では、平成 22(2010)年度より、学部教育の運営支援を行う「教育支援者 (TA・SA) 制度」を導入した。導入初年度には、前期 13 科目、後期 20 科目、通年 21 科目、集中 1 科目の合計 55 科目で教育支援者を活用した。教育支援者の内訳は、TA (大学院生) は前期 3 人、後期 3 人、通年 5 人、集中 1 人の合計 12 人、SA (学部生) は前期 13 人、後期 18 人、通年 26 人、集中 2 人の合計 59 人 (TA・SA いずれも延べ人数) である。

RA については導入していないが、大学院においては「研究助成費交付規程 (以下、「研助規程」と記す)」に基づき、研究に必要なアルバイトを雇用することを可能としており、教育研究活動の支援措置を講じている。

### 5-3-③ 教育研究目的を達成するための資源 (研究費等) が、適切に配分されているか。

本学研究費には、学内資金による研究費、学外資金による研究費、そして教育目的を達成するための「FD 支援プログラム」による資金、の 3 種類が存在する。

学内資金による研究費は、「研助規程」に基づき一般研究費、特別研究費、特定寄付金に基づく研究費がある。一般研究費は、専任教員に一律 50 万円を助成するもので、特別研究費は専任教員の申請に基づき「研究助成費審査委員会」の審査を経て交付額を決定する。

さらに、「研究成果刊行奨励費交付規程」に基づき著書等の刊行に際しての助成、「学会発表助成費交付規程」に基づき国内・国際学会出席の一部諸経費の助成、「シンポジウム・学会等助成規程」に基づき専任教員が責任者となって開催する学会等の助成を行っている。

なお、科学研究費補助金 (以下、「科研費」と記す) は、平成 22(2010)年度において申請数が 26 件、採択数が 5 件となっている (「データ編」表 5-9 参照)。

また、教育目的を達成するための資源としては、「FD 支援プログラム」があり、本学の「教育の質の向上につながる諸活動に対し必要な補助を行うこと (「沖縄国際大学 FD 支援プログラムに関する規程」第 1 条)」を目的としており、公募プロジェクト、指定プロジェクトそれぞれに助成を行っている。平成 22(2010)年度において、公募プロジェクトは 4 件を採択した。

## (2) 5-3 の自己評価

教員の教育担当時間については、「担当時間規程」に基づき運用している。一部の教員において担当時間を超える事態が生じているが、退職者補充の未決定などに伴うものであり、常態化しているわけではない。

TA については、平成 23(2011)年度は前年度を超える科目で活用が行われており、制度が定着しつつある。また、「研助規程」等によるアルバイトの雇用も可能となってお

り、教育研究支援体制を整備している。

研究費等については、諸規程に基づき適切に配分している。学内研究費・助成費などは充実している。

### **(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）**

教員の教育担当時間及び教育研究活動を支援する体制については、今後も前述の支援体制を維持継続していく。

TAについては、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD委員会」と記す）が主催する教員対象説明会・研修会を通じて必要な科目について活用を促していく。

教育研究目的を達成するための資源については、現状の一般研究費を維持しつつ、特別研究費の配分について審査の実質化に向けた検討を進める（下記 5-4 にて詳述）。

また、科研費を中心とする新たな外部資金の積極的な獲得方策については、教員への更なる情報の周知や、外部研究費獲得のための助言等を実質化すべく検討を始めている。

## **5-4 教員の教育研究活動を活性化するための取組みがなされていること。**

### **(1) 5-4 の事実の説明（現状）**

#### **5-4-① 教育研究活動の向上のために、FD等組織的な取組みが適切になされているか。**

本学では、平成 14(2002)年度に「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」を制定し、全学的組織としての「FD委員会」を設置した。平成 19(2007)年度には同規程を改正し、FD活動を企画・実施する機関として「大学院専門部会」、「学部専門部会」、「FD企画・調査小委員会」を設置し、FD活動の基本方針の作成や運営全般を担う「FD委員会」との機能分化を行った。

本学におけるFD活動は、平成 16(2004)年度後期から学部教育において導入した授業評価アンケートの実施に止まっていた。しかし、平成 22(2010)年度を「FD元年」と位置づけ、本学におけるFD活動の定義を「教育の質保証及び教育力の向上をめざすあらゆる取組みのことであり、本学の学生が、本学の理念に基づく教育目標を十分に体得することができるように教職員が協力して組織的に取り組む活動」と定め、「FD支援プログラム」、「授業改善計画書に基づくFD活動」、「教育支援者制度」の3つの制度を新たに導入した。

大学院においても、上記「FD委員会」「大学院専門部会」が「大学院教育研究科に関するアンケート調査」を実施し、その結果に基づき改善点を明らかにした上で対応している。

#### **5-4-② 教員の教育研究活動を活性化するための評価体制が整備され、適切に運用されているか。**

学部教育において実施する授業評価アンケートの結果は、担当教員のみならず、学部長、学科長、共通科目の科目群責任者に対しても通知され、それぞれの立場で教育

内容・制度の改善に活用することとなっている。また、「FD 委員会」において「授業改善計画書に基づく FD 活動」に着手しており、平成 22(2010)年度は共通科目の「英語 I・II」を指定科目とし、授業改善の工夫に関する情報の共有化や、共通科目の英語の到達目標の明確化に向けた検討を行っている。

教員個人の研究活動に関する特段の評価体制は設けていないが、昇任時には業績が審査対象となっている。また、「人を対象とする研究倫理規程」に基づき、この種の研究に該当する研究者の行動・態度、研究計画について審査を行い、適切な研究方法・手段を講じている。

また、本学の各研究所が実施する研究活動については、上位機関である「総合研究機構」において、事業計画や予算等について審議・承認を行っている。

## (2) 5-4 の自己評価

本学は平成 22(2010)年度から、組織的な FD 活動に本格的に着手している。「FD 委員会」は、平成 22(2010)～平成 23(2011)年度の活動方針として「FD 活動の円滑な始動と定着をめざす」としており、教員対象の各種研修会の開催、「FD 支援プログラム」と「授業改善計画書に基づく FD 活動」などの FD 活動を着実に展開している。

本学では、授業評価アンケートの対象が「年間 1 科目以上」となっているため、各教員が担当するすべての授業を自己評価できる体制となっておらず、また、授業評価アンケート自体を実施しない教員も存在している。大学院に関するアンケートは、平成 20(2008)～平成 22(2010)年度までで平均 4 割程度であり、全大学院生の意見を反映するまでには至っていない。

また、本学では、教員の昇任や大学院科目担当者任用等の人事審査に際して、研究業績が審査されることはあるが、教育研究業績を定期的に報告する仕組みなど、教育研究活動活性化に向けた評価体制については整備に至っていない。

## (3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

平成 22(2010)年度の「FD 支援プログラム・指定プロジェクト」では、「授業評価アンケートの改善」をテーマとして取り上げ、1 年間の活動の結果、「授業評価」を主とした従来のアンケートから「学生自身による授業理解の自己省察」を主眼とするアンケートへの転換、全科目での実施と結果の全面公開を原則実施とするよう提言を行った。これを受け、平成 23(2011)年度に「FD 委員会」において制度の改善に向けた具体的な検討に着手することとなっている。

研究活動の活性化に向けた方策として、学内の競争的研究資金である特別研究費については、特別研究費計画書の実質審査制度を確立する必要があると認識しており、今後とも他大学の学内競争的研究費の審査制度について継続的に情報収集を行ったうえで改めて議論をすることとなっている。

## [基準 5 の自己評価]

本学では、教育課程に応じた分野設定の下、専任教員を採用・配置しており、教員の年齢構成に、大きな偏りはない。

兼任教員の登用については、本学の使命を体現できる教育を強く意識するためであるが、共通教育改革と学部カリキュラムの改善の中でその在り方を検討する。

また、採用・昇任人事における教育業績基準の位置づけの明確化、学外研究資金の獲得促進については、改善を図る必要がある。このような課題を抱えてはいるものの、採用・昇任人事審査過程においては、規程に基づき公平性・公正性を確保し、組織的FD活動を着実に進めている。

#### **【基準5の改善・向上方策（将来計画）】**

平成 23(2011)年度に予定されている、学部学科の3つのポリシーの制定、「共通科目・表2教員に関する検討委員会」の答申に基づいて実施される共通教育改革によって、学士課程教育の質向上に即応した教育課程が編成され、それと連動する形で教員採用のあり方や兼任依存率などの見直しを図る。

また、本学では、各研究所を中心として組織的な研究活動を展開し、その成果を地域社会に還元してきたが、平成 22(2010)年度に策定した本学の使命や教育目標、地域連携・研究目標に鑑み、地域との関わりを一層緊密化した研究活動を推進し、活性化につなげる。

**基準 6. 職員**

**6-1 職員の組織編制の基本視点及び採用・昇任・異動の方針が明確に示され、かつ適切に運営されていること。**

**(1) 6-1 の事実の説明（現状）**

**6-1-① 大学の目的を達成するために必要な職員が確保され、適切に配置されているか。**

本学は、昭和 47(1972)年の設立以来、「寄付行為」第 8 条で「理事長は学長をもってあてる」とし、学長が学校法人の理事長と大学の代表を兼務し、管理運営にあたっている。このことから学校法人の事務局と大学の事務局についても、両組織を分離運営することなく、一元的に運営している。

法人業務と大学（教学）の業務が有機的に連携し、円滑な運営を図っていくことを目途として「事務組織規程」を定め、部、課、室、センター等の組織を設置するとともに、職制及び事務分掌について必要な事項を規定している。

事務組織の各部署への職員配置については、事務分掌に基づく業務量等を勘案した「教職員定数規程」を設け、行っている。

事務組織は、大学の発展とともに随時見直しを図り、新たな課や室の設置や統廃合を行って来たが、近年の大学を取り巻く諸環境の変化等に伴う業務の複雑化・多様化に対応すべく、平成 21(2009)年度には事務組織の効率化を通じて教育サービスの向上と本学財政の安定化を図ることを目的として、事務組織の再編を行った。

これは理事長の下に「経営政策室」を新設することや事務分掌の見直し、次長を廃し、事務部長を置く新職制の導入及び権限の委譲等であり、意思決定の迅速化と効率化に寄与できたものと思量する。

表 6-1-1 職員配置の状況(平成 23(2011)年 5 月 1 日現在)

部署	専任職員	非常勤職員	臨時雇用・嘱託職員	派遣職員	合計
局長	1	—	—	—	1
経営政策室	3	—	—	—	3
総務部	22	1	7	—	30
教務部	24	4	26	—	54
学生部	12	2	16	—	30
図書館	10	1	21	—	32
センター	13	—	12	2	27
計	85	8	82	2	177

**6-1-② 職員の採用・昇任・異動の方針が明確にされているか。**

本学事務職員の採用は「就業規則」第 6 条の中で、「職員は、建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない

い」と規定しており、本学の目的を達成するために必要な人材を採用し、かつ育成することを基本姿勢としている。

また、採用権者、採用方法については、「就業規則」第 27 条に「職員の採用は理事長が行い、採用の方法は競争試験及び選考による」と明示している。

職員の昇任や配置換え等の異動については、大学行政運営の円滑化と本学の理念や使命・目標等の達成において必要な人材の育成をめざすとともにゼネラリストやアドミニストレーターの育成等の必要性に鑑み、昇任対象者と配置換え対象者を明示した「事務職員昇任及び異動方針（部局館長申合せ）」を設けている。

### 6-1-③ 職員の採用・昇任・異動の方針に基づく規程が定められ、かつ適切に運用されているか。

職員の採用・異動については、「就業規則」第 27 条、第 31 条に規定し運用している。

採用については、「就業規則」第 27 条において「競争試験及び選考による」と規定しており、公募に際し「職員採用試験委員会」、「部局館長会」において承認された「採用試験募集要項」をウェブサイト上に掲載し、新規学卒者及び過年度卒業者を対象に広く募集している。

表 6-1-2 全専任事務職員のうち本学出身者数

全職員数	本学卒業者	本学以外
85	58	27

職員の採用に際し、常務理事、事務局長、事務部長 3 人、課長 4 人で構成する「職員採用試験委員会」を設置し、採用方針、採用基準及び選考方法を明確にした採用試験実施要項の原案を作成し、「部局館長会」において承認の上、試験実施要項に基づいて同委員会が採用候補者の選考を行い、最終的に「理事会」において決定するなど、選考過程での公平性、透明性を担保している。

異動（昇任及び配置換え）は、「就業規則」及び「事務職員昇任及び異動方針」に基づき毎年 7 月を異動の基本としているが、退職者や新規採用との関係から 4 月の異動も実施している。その他、年度中途に退職者が生じた場合など、特別な場合は必要に応じて実施している。

配置換えは、原則として同一部署に 3 年以上勤務している者を対象としており、実務経験、勤務業績、勤務態度、適性等を総合的に勘案し、可能な限り法人部門と大学部門の業務を経験させることにより、バランス感覚のとれた人材の育成を行っている。

昇任は、原則として就業規則第 53 条第 1 項第 2 号に定めるそれぞれの職位に相当する級号俸にある者を対象として事務局長が候補者を選出し、配置換えは、事務局長、総務部長、総務課長で候補者選出を行い、それぞれ学長・理事長、副学長、常務理事との調整を諮った後に、「部局館長会」の承認を経て学長・理事長が発令する。

## (2) 6-1 の自己評価

職員の組織編成の基本的視点は、大学を取り巻く諸環境の変化等に対応し、健全な

大学運営と効率的な事務執行を図ることを目途としており、その実質化を図るために事務組織の見直し点検を行っており改善に資する体制を確保している。

採用については、本学の求める人材像を明確に示して広く公募し、競争試験による選考を行うことで大学の目的を達成するために必要な職員を採用しており、職員採用時の公平性、透明性を担保している。

また、異動（昇任・配置換）についても、基本方針、異動の対象及び実施上の留意点等を明文化して運用し、公平性を保っている。

### **(3) 6-1の改善・向上方策（将来計画）**

教育の質保証や高等教育機関としての説明責任の履行、積極的な情報の公開等、大学が社会から求められるニーズに対応しながら、建学の精神に基づく理念及び使命・目標を実現していくために、事務組織の強化は不可避である。その組織運営を担う職員の採用については、今後も公募を原則として、広く人材を求め、公平かつ公正な選考に努める。

なお、昇任候補者の拠り所となる指標については、現在勤務年数とほぼ連動する職務の級号俸のみであることから、職員の個性と能力・モチベーションをより向上させることにつながる指標の設定について他大学等の事例調査に着手する。

## **6-2 職員の資質・能力の向上のための取組み（SD等）がなされていること。**

### **(1) 6-2の事実の説明（現状）**

#### **6-2-① 職員の資質・能力の向上のための研修、SD等の取組みが適切になされているか。**

本学では職員の資質向上を大学経営上の最重要課題のひとつと位置付け、現行の中長期経営計画の中においても、経営体制の強化のために「人材の採用・育成計画の再点検」に取り組むとしており、平成 22(2010)年度は全専任職員を対象とした「全体研修会」、管理職を対象とした「管理職研修会」を実施した。

SD 活動として、「事務職員初任者研修」、「事務職員夏期総合研修」等を行っている。特に「事務職員夏期総合研修」は、グループワークの手法を用いて各階層別のビジネス遂行能力、マネジメント能力の向上及び組織運営における問題解決能力の向上を期待したもので、管理職 2 人と初任・中堅職員を一つの班（約 10 人）に編成し、10 回程度の討論・調査を経た後、班単位でプレゼンテーションを行い、実質的な問題解決の能力を培っている。管理部門と教学部門の職員を混在させたチーム編成にする事により、多角的な視点で捕らえた問題点が浮き彫りになり、学内の諸問題の解決の一助としているほか、職員間のコミュニケーションが取りやすくなった効果は大きい。なお、平成 22(2010)年度に実施した主な研修会は、下記のとおりである。

第 1 回 SD 研修会

「事務職員夏期総合研修」

第 2 回 SD 研修会

Q-Links 研修を活用

### 第3回 SD 研修会

「ダイアログ」手法を用いた SD 研修プログラムについて、過去2回の試行を経て、今回は、研修プログラムのプロトタイプ版として課長以下の職員を対象としたワークショップを実施した。

### 第4回 SD 研修会（管理職向け講演会）

「情報資産のインシデントとリスク及びその対策」

情報セキュリティポリシーや情報漏洩対策について事務部長、課長向けの講演を実施した。本学の情報資産を有効活用し、様々なリスクやインシデントから守るための注意点や、情報漏洩が起きた場合の対応及び管理職の心構えについて外部講師が講演した。

加えて、本学では従前より日本私立大学協会、日本私立学校振興・共済事業団及び独立行政法人日本学生支援機構等が主催する各種研修会への参加を積極的に奨励している。さらに職員の自己啓発を促進するため、知識・技能の習得、職務遂行能力の向上に資する研修を支援し、幅広い人格形成を図ることを目的として、平成8(1996)年に「事務職員研修助成費交付規程」を設け、申請に基づき助成金を支給している。また、本法人の設置する大学及び大学院に職員が入学する場合は、奨学のために入学金を含む学費の半額を法人が免除する「職員子女学費減免規程」を設けており、平成12(2000)年度～平成22(2010)年度までに3人の職員が同制度を利用している。

なお、本学では FD と SD の関連性を重視し、「FD 活動支援のための SD 研修プログラムの開発」を FD 活動の一環として扱うなど、ユニークな取組みも行っている。

## (2) 6-2 の自己評価

SD 活動の継続的实施等、職員の資質向上への取組みは組織対応がなされており、さらに自己啓発についても諸規程を整備して支援施策を講じている。なお、近年においては、「事務職員夏期総合研修」でのグループワークから生まれた提案を、大学運営に汲み上げている。

## (3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

職員の資質・能力向上に向けた取組みについて、制度面の整備は順調に進んでいる。今後は、中長期経営計画の達成及び職員個々のキャリアアップのために内容面の充実に努めていくとともに、研修効果の検証及び分析を進め、諸施策にフィードバックし、実効性あるものとする。また、研修制度、人事制度及び給与制度を相互に関連させた総合的な人事システムの構築についても、将来的な課題とし検討していく。特に目標達成評価、行動特性評価の2つの人事考課の導入を検討する。

FD は教学部門（教員）、SD は管理部門（職員）という区分けが、教職協働を実質化できない要因と思量する。教職協働を実質的に推進するためには、教員、職員双方が互いの職務内容を理解し、ともに支えあっていくことが重要である。

FD、SD 活動の有機的連携により本学の潜在的な活力を引き出し「学生中心主義」をより良く実現していく。

### 6-3 大学の教育研究支援のための事務体制が構築されていること。

#### (1) 6-3 の事実の説明（現状）

##### 6-3-1① 教育研究支援のための事務体制が構築され、適切に機能しているか。

本学では、教育研究支援のため平成 21(2009)年 4 月より事務組織を再編した。再編後、平成 21(2009)年 11 月には事務組織再編の検証を実施し、各部門別には「期待・効果への対応」、「評価」、「評価根拠資料」、「課題への対応」等の項目を設定し、教育研究支援部門においても検証した。

特に、教務部門において 1 課から 3 課体制に再編し、教育研究体制の強化を図った。教務部教学課は 4 学部教授会の支援部署と位置づけ、教学政策の策定資料収集を担っている。平成 21(2009)年度の事務組織再編により、「事務組織規程」第 17 条第 16 号に教務部教学課の事務分掌に「ファカルティ・ディベロップメント(FD)に関すること」を加え、FD に関する事務の責任主体が明確となったことも相まって FD 活動の活性化を支援する体制が整いつつあり、平成 21(2009)年度に教育改善・教育支援諸施策の策定を行い、平成 22(2010)年度は「FD 元年」としてそれらを順次実行し諸施策の運用、改善・支援のための情報提供についても積極的に行っている。

また、教務部研究支援課の新設により研究費関連事務を教務係から移管し、科学研究費補助金ほか外部研究資金情報収集も活発化している。

研究支援機構の下に 4 つの研究所を設置し、専任所員（教員）又は研究支援助手（事務職）を配置している。産業総合研究所では、平成 21(2009)～平成 22(2010)年度、全国商工会連合会の「農商工連携等人材育成事業」研修機関に採択されたほか、総務省補助事業である「読谷村ユビキタス村づくり」事業の応募書類作成から事業立ち上げまでをサポートする等、研究支援助手が貢献したところは大きい。外部資金導入による事業活動を推進するに留まらず、地域貢献事業にもその活動の場を広げており、教務部研究支援課が下支えとなった。

#### (2) 6-3 の自己評価

事務組織の再編により、教育研究支援のための事務体制を再整備したことは、教育研究の活性化に貢献できたものとする。教育研究に係る各種委員会の運営事務は、「事務組織規程」及び諸委員会規程に定める各事務部署が担当し、円滑に運営しており情報の収集・集約と活用・公開に努めている。

また、FD 活動を下支えするための SD 活動などユニークな取り組みも行っており、教職協働のもと「学生中心主義」の推進を図っている。

#### (3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

SD 活動等を通して教育研究活動に係る業務全般についての理解を深め、事務処理の質的向上に今後も努めていく。また、大学や全学的問題に対する情報の共有を図るとともに、教育研究支援に対する連携協力を強化していく。特にカリキュラム編成にあたっては「質の高い、より良い情報」を持ち寄り、実質的なカリキュラム編成にしておくことが肝要であり、先進的な取り組み事例についての情報収集と提供に努める。

### 【基準 6 の自己評価】

18 歳人口の減少など大学を取り巻く諸環境の変化に伴い、効率的な大学の運営・経営を遂行していくためには、職員及び職員組織のあり方がより重要な事項となる。本学は、先述の事務組織再編により、職員が教育研究に係る各種委員会への委員としての参画を推進するなど、教育研究支援の向上及び学生支援サービス向上のための体制を整備した。

大学の使命達成のために必要な職員及び職員組織は、関連規程を整備、遵守するほか見直し・点検を図り改善に資する体制を確保している。職員の採用は、必要な人材の確保を図るため、「職員採用試験委員会」での公正な選考が計画的に行われており、昇任・異動についても、「事務職員昇任及び異動方針」で昇任・異動の基準を明確に示して運用している。

多様化する社会のニーズに的確及び迅速に対応していくためには、教育研究諸活動への支援・サービスの充実が重要であるとの考えに立ち、職員の能力開発・資質向上のため、研修等の取組みを継続的に行っている。本学独自で毎年実施している SD 研修は、従来実施していた研修の見直しを図り、提案型職員を育成するためのプログラムへ改善を行うなど、本学の目的を達成するために必要な職員を確保し、有為な職員の育成、意識向上及び業務改善に対する意識の醸成に資するよう努めている。また、日本私立大学協会等が主催する各種の研修会・研究会等への参加についても積極的に行い、offJT（職場外研修）による職員の資質向上を図っている。

今後も職員が「大学協議会」、「教授会」などの会議等へ事業案件、施策案件の事業説明を行い、的確で効果的な対応を継続していく。

### 【基準 6 の改善・向上方策（将来計画）】

高い公共性を認識する教育機関である大学は、教育の質確保や説明責任の履行及び積極的な情報公開等、社会から求められるニーズに対応しながら、建学の精神に基づく理念及び使命・目標を実現していくことが求められている。このような中、職員の果たす役割は極めて大きく、良質な教育研究支援・学生サービスの提供と効率的な組織体制の確立が課題となる。

平成 21(2009)年度には事務組織の再編を行うことにより、事務組織の効率化を通じて教育サービスの向上につなげたところであるが、なお不断の見直しを行うとともに、環境の変化等に柔軟な対応が可能となるよう継続的に PDCA を実施していく。

職員個々の個性と能力・モチベーションをより向上させるための方策としては、従来から実施されている職員研修、SD 活動を継続する。なお、現在、FD 活動の一環として、「FD 支援プログラム」の指定プロジェクトとして「シラバスの実質化」を取り上げ、利用価値向上と負担軽減の両立を目指し、教員とともに職員が一体となって具体的な方策を検討する活動に参画している。今後も、教育活動の改善に資する職員の育成に努めていく。

研修制度と人事制度を相互に関連させた総合的な人事システム・人事考課のあり方についても、平成 22(2010)年度に事務部長、課長有志によって課題の検討を行い、学長・理事長へ報告したところであり、今後実施に向けた検討を進めていく。

## 基準 7. 管理運営

7-1 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備されており、適切に機能していること。

(1) 7-1 の事実の説明（現状）

7-1-① 大学の目的を達成するために、大学及びその設置者の管理運営体制が整備され、適切に機能しているか。

本法人の最高意思決定機関は「理事会」であり、大学においては「大学協議会」であるが、本学は創立以来、法人と大学の管理を分離することなく有機的に連携した運営に努めてきた。このことは、法人の組織及び運営を定めた「寄附行為」において「理事長は学長をもってあてる」（「寄附行為」第 8 条）こと、学部の運営に関する校務を統括する学部長（「学則」第 10 条第 2 項）を「理事会」の構成員としていること（「寄附行為」第 6 条第 3 号）に依るもので、本学の教学運営と大学経営を両立し、円滑で良好な管理運営を行うための基本体制となっている。

本学は、「寄附行為」第 15 条で「この法人の業務は理事会で決定する」と理事会の権限を明示しており、「理事会」は本法人の意思決定機関である。「評議員会」は学校法人の運営に関する重要事項についての諮問機関であり、「寄附行為」第 25 条で重要事項に関する評議員会の事前審議権限を、同第 26 条では評議員会の具申等について定めている。

理事長の諮問機関として「長期計画研究委員会」を置いている。教学機関としては「教授会」との調整や全学に関わる教学事項を審議する「大学協議会」、正常な教学運営に著しく支障をきたす事項及び副学長、部局館長の選出に関する事項を審議・決定する「全学教授会」があり、また、業務の執行について全学的な連絡調整を図る機関としての「部局館長会」を置き、法人及び大学の有機的な連携を図った管理運営を行っている。

設置者である法人全体の管理運営については、「寄附行為」第 1 条において、「教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校その他の教育事業を経営することを目的とする」としており、「寄附行為」及び、その下に経理に関する事項を定めた「経理規程」や、本学の活動に関する事務を円滑に運営するために定めた「事務組織規程」等、関連の諸規程を通じて管理運営体制の整備を図っており、管理運営は適切に機能している。

本法人の業務を決定する意思決定機関である「理事会」（「寄附行為」第 15 条）は、学長、副学長、学部長、事務局長を含む理事 15 人で構成し、毎月 1 回（8 月、9 月を除く）定期の「理事会」を開催し、法人の重要な事項についての意思決定を行っている。

監事は、本法人の理事、評議員又は職員以外の者であり、「評議員会」の承認を得て、理事長が選任し、法人の財産状況の監査及び業務状況の監査を担っており、毎理事会へも出席し、法人の業務の状況又は財産の状況等について意見を述べるなど、職務の適切な遂行にあたっている。

「評議員会」は、予算、借入金、資産の処分、事業計画、寄付行為の変更、私立学校法第 50 条第 1 項第 3 号に掲げる事由による解散、その他重要事項について意見を述

べ、法人の健全な運営に資する任務を担っている。「評議員会」は、理事長、副学長、常務理事、学部長を含む 32 人で構成し、平成 22(2010)年度は 5 回開催している。

教学面の体制については、学則・カリキュラムの改正、学生生活・厚生補導等教学運営上に関する事項については「教務委員会」、「厚生補導委員会」等の各種委員会を経て、「教授会」、「大学協議会」において、また、大学院においては「研究科会」、「大学院委員会」において承認又は決定される。教員の人事（採用・昇任）については、「教授会」、「大学協議会」の審議承認を経た後、「理事会」において決定している。

「大学協議会」は、教学の基本方針、教員の採用・昇任、「学則」の改正、学年暦、入学試験、教学関係予算等、教学上の重要な事項について審議承認又は決定を行う機関として機能するとともに、各学部間の調整機関として有効に機能している。

### 7-1-② 管理運営に関わる役員等の選考や採用に関する規程が明確に示されているか。

役員の数及び選考に関しては、「寄附行為」第 5 条、第 6 条及び第 20 条に規定しており、理事については、①学長、②副学長、③学部長及び事務局長、④評議員のうちから評議員会において選任し、理事会において承認された者 2 人、⑤卒業者の中から理事長が推薦し、理事会及び評議員会で承認された者、⑥理事長が推薦する者で理事会及び評議員会において承認された者、⑦学識経験者のうちから評議員会において承認された者 4 人、監事については、この法人の理事、評議員又は職員以外の者であって、評議員会の承認を得て理事長が選任することを明確に示している。

また、評議員については、「寄附行為」第 24 条に、①理事長（学長）、②副学長、③常務理事、④法学部、経済学部、産業情報学部及び総合文化学部から各 2 人宛各教授会で選任された者 8 人、⑤事務職員の中から理事長が推薦し、理事会で承認された者 4 人、⑥卒業者の中から理事長が推薦し、理事会で承認された者 9 人、⑦学識経験者のうちから理事会で選任された者 8 人で組織することを明確に示している。

学長の選考方法及び実施に関する細則は、「学長選挙規程」及び「学長選挙規程施行細則」に規定しており、全教員と課長以上の事務職員による単記無記名投票の選挙により、選考することを明示している。

学部長及び研究科長の選考方法については、「学部長選挙規程」、「大学院研究科長選挙規程」において、学部、研究科を構成する教員により、その教授の中から選出された者を学長が任命するとして明示している。

副学長及び教務部長、学生部長、図書館長の選任については、「副学長及び部館長選任規程」第 5 条において、副学長及び部館長は学長が指名し、「全学教授会」の承認を経て学長が任命することを明確に示している。

## (2) 7-1 の自己評価

法人及び大学が有機的に連携した本学の管理運営については、法人部門の「理事会」、「評議員会」、教学部門の「教授会」、「大学協議会」とそれぞれの役割を明確に示し、各会議の意見を集約し、全体の管理運営に反映している。また、副学長、学部長が理事として「理事会」等に参加しており、教育研究における意思を反映する体制を整備

している。

管理運営を担う役員等の選考等についても、「寄附行為」及び大学の各規程に明確に定めている。管理運営における最高意思決定機関としての「理事会」においては、定例理事会を年間10回開催しており、理事、監事の出席状況も良く、意思決定機関としての機能・役割を果たしている。また、役員を選任についても、財界、学識経験者、卒業生で構成される校友会、学生の父母で構成される後援会及び学部長など、本学のステークホルダーである関係各方面の意見を取り入れるような選任となっている。

平成21(2009)年度には事務組織再編の一環で「経営政策室」を置き、18歳人口の減少、社会構造・大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応ができるように、理事長の諮問機関として設置した外部有識者を含む「経営対策委員会」の運営にあたらせるとともに、諸課題の解決に向けて情報の収集と分析及び諸施策の企画を進めている。

本学の管理運営にかかわる「理事会」、「評議員会」、「教授会」、「大学協議会」等各機関での決定事項は、迅速に「部局館長会」、「課長会」及び学内イントラネットを通じて教職員全員に周知している。

### **(3) 7-1の改善・向上方策（将来計画）**

大学全体の業務に関する意思決定機関である「理事会」は、常に適切な審議・決定を行い、役員及び教職員はその決議事項に従い、それを速やかに実現していかなければならない。

本学の意思決定は基本的には、各種委員会、「教授会」の議を経て学長・理事長が判断し「理事会」において最終決定する、いわゆるボトムアップ方式による審議経路を採っており、これまでは支障なく運営してきた。しかし大学を取り巻く諸環境の変化に迅速に対応していくためには、事案によってはトップダウンによる意思決定の審議過程も取り入れる必要がある。その観点から、学内の多様な意見の斟酌と、学長・理事長としてのリーダーシップの発揮という二律背反的な状況を緩和するため、「経営対策委員会」において外部有識者も含め、慎重かつ柔軟な審議を行い、課題解決につなげていく。

実質的な内部監査は今年で3年目を迎えるが、試行錯誤を重ねながら監事、外部監査人（公認会計士）との連携を図り、三様監査の強化と監査業務の実質化と機能強化を進めていく。

## **7-2 管理部門と教学部門の連携が適切になされていること。**

### **(1) 7-2の事実の説明（現状）**

#### **7-2-① 管理部門と教学部門の連携が適切になされているか。**

「理事会」は、大学の教育研究に関する管理運営について「教授会」における審議結果を尊重しており、教学部門における決定に基づいて法人の運営に関わる審議・決定をしている。管理部門の長（理事長）と教学部門の長（学長）は、「寄附行為」、「学則」、「大学院学則」により、それぞれの役割・責任を定め、明確に区分している。管理部門としての「理事会」は、法人全体の管理・運営を行い、教学部門としての大学の「教授会」は、大学の教育理念、使命・目標に基づいた教育研究の運営に必要な意

思決定を行うとともに、運営に関する責任を負う。「理事会」は、経営に関する管理運営面での責任を持ち、教学組織での教育研究に関する決定事項についてはこれを尊重し、連携協力体制をとっている。理事長は、本法人を代表し、その業務を総理し、学長は、大学を統括し、「理事会」の定めた方針に基づき大学運営にあたっている。

本学では、管理部門と教学部門の連携を円滑に遂行するため理事 15 人中、6 人を教学部門より、2 名を管理部門より起用し意思の疎通を図っている。なお、「理事会」のほか、毎週「部局館長会」を開催し、管理部門と教学部門の実務的な意見調整を行い、相互の意思疎通を図りつつ連携協力を推進している。

また、本学では学校法人によるガバナンス機能を強化する一方、理事の一部に設置大学の学長、副学長、学部長を充てるほか、評議員の一部に法学部、経済学部、産業情報学部及び総合文化学部の各教授会で選任された各 2 人の教員を充てることにより、教学部門の意向を法人運営に反映させることが可能な体制となっている。

一方、「大学協議会」、「部局館長会」等、教学部門の主要な会議には、学長・理事長、副学長、常務理事、学部長、事務局長などが出席しており、管理部門と教学部門の情報共有、意見交換の機会を複数設けている。

本学では管理及び教学両部門の連携を円滑に図っている。両部門の連携を円滑にするために、学長が理事長を兼務していることが象徴するように、両部門の関係の緊密化に貢献している。

## **(2) 7-2 の自己評価**

大学運営を担う教学部門と、経営面での管理運営を担う管理部門は、それぞれ責任範囲を自覚し活動している。学長は理事長を兼務し、強いリーダーシップの下で大学の運営を行っている。

このように、本学では管理部門と教学部門との協力体制は良好に保たれ、両部門の連携を図っている。さらに学長が理事長を兼務していることも、両部門の関係の緊密化に貢献している。

## **(3) 7-2 の改善・向上方策（将来計画）**

大学を取り巻く環境が厳しさを増す目下の状況で、学長が理事長を兼ねるという長所を活かしつつ、管理部門と教学部門の一層のバランスのとれた体制の構築に努める。また、教職員が管理運営の方針、教育理念、教育目標等の認識水準の向上と共通の意識醸成に努め、大学の使命・目標を達成するよう、相共に努力を重ねていく。管理及び教学部門の全学的な連携強化の重要性は、将来ますます増大すると思われる。今後は、現在の良好な状態の維持に努めるとともに、管理部門と教学部門の更なる連携強化を図っていく。

## **7-3 自己点検・評価のための恒常的な体制が確立され、かつその結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築されていること。**

### **(1) 7-3 の事実の説明（現状）**

**7-3-① 教育研究活動をはじめ大学運営の改善・向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制が整えられているか。**

本学では、自己点検評価について「学則」第2条に「目的を達成するため、本学は教育研究の向上を図るとともに、自ら教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行う」と規定している。これを受け不断の自己点検・評価を適正かつ円滑に実施するため、平成6(1994)年度に「自己点検・評価委員会規程」を制定し、「自己点検・評価委員会」を設置した。同委員会のもとに、大学院等委員会・学部等委員会・事務等委員会の専門委員会をおき、法人業務・教学システム・教育研究の内容等について、継続的に点検を行い、自己評価の結果を学内外に公表している。

監事の業務監査については、毎年、監査事項を定め、公認会計士と連携して各部署からの聞き取り調査を行っているほか、内部監査制度についても平成21(2009)年度より実質的な監査（業務監査、会計監査）を実施している。

**7-3-② 自己点検・評価の結果を教育研究をはじめ大学運営の改善・向上につなげる仕組みが構築され、かつ適切に機能しているか。**

自己点検・評価の結果を受け提言される改善施策については、当該案件を所管する部署において具体化し、関連会議体での審議に付して大学運営の改善・向上につなげている。最近の取組みとしては基準5-4にFD活動の諸取組みを詳述した。

学部教育において実施している授業評価アンケートの結果は、担当教員のみならず、学部長、学科長、共通科目の各科目群責任者に対しても通知し、それぞれの立場で教育内容・制度の改善に活用することとなっている。また、自由記述欄を含めた各項目の検証を行い、教職員の学生対応の改善、機器備品の改修・充実につなげている。さらに、教育支援者制度(TA・SA)、授業改善計画書を導入し、授業の質を高めるシステムを構築し、教育改善を図っている。

監事及び公認会計士による「業務監査報告書」は、「理事会」、「評議員会」に報告し、管理運営の改善に反映させる一助としている。同様に、内部監査も理事長に報告し、各部署の業務改善につなげている。

**7-3-③ 自己点検・評価の結果が学内外に適切に公表されているか。**

本学では、自己点検・評価の結果を「自己点検・評価報告書」に取りまとめ、冊子を教職員や国内協定校等に配布するとともにウェブサイト等により学内外に公表している。なお「自己点検・評価委員会規程」制定以前は、「教務委員会」の決定を受け、平成6(1994)年度講義要項と教員研究教育活動要覧を発刊している。

自己点検・評価報告書は、表7-3-1のとおり年度ごとに本学独自のテーマを定め発刊している。さらに、平成8(1996)年度と平成16(2004)年度には第三者機関の認証評価を受審するため、点検・評価報告書をまとめた。

監事及び公認会計士による「業務監査報告書」は、「理事会」、「評議員会」に報告し、内部監査の結果も理事長に報告するなど、各部署の業務改善につなげている。

表 7-3-1 自己点検・評価報告書

	年度	テーマ
1	平成 6(1994)年度	「本学の情報化の現状と課題」
2	平成 7(1995)年度	「本学公開講座の現状と課題」
3	平成 8(1996)年度	「本学入学試験の現状と課題」
4	平成 9(1997)年度	「本学就職対策の現状と課題」
5	平成 12(2000)年度	「本学の教育の現状と課題」
6	平成 19(2007)年度	「本学図書館の現状と課題」
7	平成 21(2009)年度	「本学における F D ・教育改善の現状と課題」

## (2) 7-3 の自己評価

平成 6 (1994)年度に始めた自己点検・評価の取組みは、その後も継続して行われ、自己点検・評価報告書に取りまとめ学内外に公表している。

自己点検・評価活動の取組みは、自己点検・評価委員会を中心に定期的に行っており、評価活動に教職員が直接あるいは間接的に関わることで構成員間の情報共有を図り、教育研究活動の改善に資する活動につなげている。

学生を対象として行った授業評価アンケートは、教室・施設等を含めて本学の教育環境に対する学生の意見を把握することにつながっており、本学の教育力向上に資する継続した改善を図る上で重要なシステムの一つとなっている。

監事及び公認会計士による業務監査や内部監査の結果については、管理運営の改善に反映している。

平成 21(2009)年度には 18 歳人口の減少、社会構造・大学を取り巻く環境の変化に迅速に対応するため、理事長の諮問機関として外部有識者を含む「経営対策委員会」を設置し、諸課題の解決に向けて取組みを進めている。

## (3) 7-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学が建学理念の実現を目指して、たゆまずに改革を図ることは当然の責務である。今後も継続的に自己点検・評価を実施し、「自己点検・評価報告書」としてまとめていくとともに、法令に定められた期間ごとに認証評価機関による評価を受審し、社会に対する大学の説明責任を果たすと同時に、学外有識者の加わる「経営対策委員会」からの意見や外部有識者招聘による理事長特命事項アドミニストレーターの活用等によって、外部からの客観的な評価等も積極的に取り入れ、教育研究の質の維持と向上に努めていく。

## 〔基準 7 の自己評価〕

大学の目的を達成するためには、設置者である法人と大学の両者が有機的な連携を図りながら管理運営を推し進めていくことが肝要である。

本学における「理事会」（法人部門）と「教授会」（教学部門）との連携協力、機能分担、権限委譲等の管理運営は、「寄附行為」、各教授会規則等関連規程の中で各々の

役割や権限を規定し、整備している。法人部門の最高決定機関である「理事会」の構成員として、選挙により選任された学長（理事長）及び「教授会」から選任された学部長と副学長、常務理事及び事務局長が理事として参画しており、管理部門と教学部門の有機的な連携を図っている。管理運営に関わる事項については、「部局館長会」において調整・確認がなされた上で「理事会」へ上程審議し、その結果は、「教授会」、「課長会」等を通じて全教職員へとフィードバックしている。

自己点検・評価のための恒常的な体制は、「自己点検・評価委員会規程」を定め、同規定に基づき設置した委員会において提起されたテーマを設定し、継続的な点検・評価の取組みを進め、結果の公表を適切に行っている。

### **【基準7の改善・向上方策（将来計画）】**

学長が理事長を務めるという本学の特徴を活かすことにより、法人（管理部門）と大学（教学部門）との適切な連携がなされているが、時勢や本学に対する地域社会の要請、学生のニーズに迅速に対応していく必要があることから、「経営対策委員会」を活用し、新たな意思決定ルートを構築し、学長・理事長のリーダーシップにつなげる。

ステークホルダーや地域社会から信頼される大学運営のために、今後も「部局館長会」等を通じて適切な情報の共有を行い、全学的な連携強化と適切な管理運営に努めていく。

本学は、社会環境の変化、時代のニーズに的確に反応し、健全で効率的な運営のための大学改革・改善を推進していくために、今後も教職員の自己点検・評価に対する意識向上につながる取組みを図っていく。これまで継続的に取り組んできた自己点検・評価を不断に行い、社会への説明責任を果たすと同時に、大学の質の維持と向上に努めていく。

## 基準 8. 財務

### 8-1 大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有し、収入と支出のバランスを考慮した運営がなされ、かつ適切に会計処理がなされていること。

#### (1) 8-1 の事実の説明（現状）

#### 8-1-① 大学の教育研究目的を達成するために、必要な経費が確保され、かつ収入と支出のバランスを考慮した運営がなされているか。

本学では、経費面での節減・効率化を図りながら、大学本来の教育研究活動を継続的かつ計画的に行うため、予算編成は主に次の基本方針に沿って策定している。

- (1) 収支均衡の財政運営を図る。
- (2) 借入金に依存しない財政基盤を図る。
- (3) 自己資金が調達できる限度内で施設設備の投資を行う。
- (4) 各部署の経常予算要求額については、中長期経営計画及び過去3年間の決算額の平均額を勘案し精査する。
- (5) 環境負荷を軽減する仕組みを構築し、省資源、省エネルギーを推進する。

上記5項目の予算編成の骨子に沿って、大学の教育研究目的を達成するために必要な財源を確保するとともに、教育研究環境の改善・充実に資するために必要な施設設備の整備及び学生を主体としたサービスの充実に財源の重点的配分を行うよう配慮している。

本学の消費収支状況を概観すると、平成 21(2009)年度における学生生徒等納付金の帰属収入に対する比率は 86.05%となっており、この割合は「全国大学法人(医歯系法人除く)比率 72.7%」と比べて高く、本学の収入が学生生徒等納付金に大きく依存している状況を示している。このことから学生数の確保が重要な課題となるが、これまでの学生確保状況は良好であり、毎年度、収容定員を上回る学生数を確保して来た。しかしながら、少子化の影響は無縁とは言えず、志願者数がやや減少傾向に転じていることから、平成 21(2009)～平成 22(2010)年度は学生募集活動に注力するための資源投入を行った。

大学の財政環境の厳しさが増してくる中、支出面での一層の節減・合理化を図るため、本学経営の基本方針(「収支均衡」「借入金に依存しない財政運営」「自己資金が調達できる限度内での施設設備の投資」)に基づいて、平成 19(2007)年度から中長期経営計画として具体的な業務計画と財政計画を策定し、計画に基づく、事業、財政運営に務めている。また、予算編成作業においても、各部署からの予算要求に対して、それぞれの経費の支出状況と事業効果についての説明を求め、経費の抑制と効率的な執行が図られるよう取り組んでいる。

本学の消費収入超過額は、平成 11(1999)年度以降プラスの状況で推移しており、平成 21(2009)年度においては、5億 8,000万円余、翌年度繰越収入超過額は、33億 8,000万円余となっているが、本学の教育研究経費比率が予算編成時 30.36%、決算時 27.63%という数値が示しているとおおり、本学における収入超過の要因が教育研究計画の未履行に依るところが大きいこと、かつ同比率が「全国大学法人(医歯系法人除く)比率 31.00%」と比較して低い値を示していることから今後検証が必要である。

本学の平成 21(2009)年度末の資産状況は、資産総額 265億 900万円余、負債総額

44億800万円余、正味財産221億300万円余で、正味財産(自己資金)の比率は83.37%となっており、「全国大学法人(医歯系法人除く)比率86.8%」と比べてやや低いものの現状の財政基盤は比較的安定している。また、人件費比率46.81%「全国大学法人(医歯系法人除く)比率52.80%」、人件費依存率54.40%「全国大学法人(医歯系法人除く)比率72.30%」ともに良好な値を示している。借入金等利息比率0.43%「全国大学法人(医歯系法人除く)比率0.40%」については、私立学校振興・共済事業団からの借入金返済を順調に行っており、経年比率も右肩下がりとなっている。総合的にみて現時点での財務状況は良好である。

なお、基本金については、平成21(2009)年度以降「第2号基本金」の組入は行っていないが、現在進めている「キャンパス整備方針(案)」で、同基本金の計画的な組み入れを予定している。

### 8-1-② 適切に会計処理がなされているか。

本学の予算編成は、予算編成方針に基づき、まず予算積算要求資料を各部署予算担当者(課長)が作成し、総務部会計課に提出する。提出された予算積算要求資料を踏まえて総務部長、会計課長・会計課担当者が要求内容を確認し、各部署予算担当者の説明を徴して査定し、問題点や留意点を指示する仕組みとなっている。さらに査定後、常務理事の再精査の後、学長・理事長、副学長及び事務局長の精察を経て「部局館長会」、「予算委員会」、「大学協議会」、「評議員会」及び「理事会」に諮る。

なお、「私立学校法」第42条第1項第1号及び「経理規程」第53条において、予算については「あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない」と定めているところに従い、予算案は、通常3月に開催される「評議員会」に諮問し、これを踏まえて「理事会」で決定する。

会計処理は、出納業務を含め総務部会計課が一元的に管理・執行しており、「学校法人会計基準」、「沖縄国際大学経理規程」、「沖縄国際大学経理規程細則」、「沖縄国際大学予算統制規程」等に基づき、適切に処理している。予算執行の際は、各部署より会計システムへの入力後、紙媒体としての支出伝票が証憑書類を添えて会計課に提出され、データは会計システムに反映するシステムとなっている。なお、処理判断の難しい問題等については、必要に応じ、本学と監査契約を取り交わしている公認会計士や日本私立学校振興・共済事業団の指導・助言を受けて適切に処理している。

予算の執行管理にあたっては、「沖縄国際大学職務権限規程」及び「沖縄国際大学調達規程」に基づき一定額以上の支出については、入札あるいは数社の見積もりをとったうえで、比較検討を行い、稟議により理事長の承認を得ることとしている。また、執行段階で、再度、予算計上金額・執行目的やその効果等について再確認することとしている。

なお、年度途中において発生した追加的要因については、やむを得ない場合は、補正予算を編成して対応している。

### 8-1-③ 会計監査等が適正に行われているか。

本学の会計処理と決算については、「学校法人会計基準」に準拠した処理を行ってお

り、監査契約を締結している公認会計士による会計監査と監事による監査を実施している。

公認会計士の監査は、「私立学校振興助成法」第14条第3項に基づいて行われ、決算監査及び実査を含めた学内での帳票類監査が毎年度、年間約20日間、公認会計士2人、その他業務補助者3人で行われている。監査内容は、帳票・証憑書類・稟議書等による会計処理の妥当性のほか、規程との整合性、計算根拠の妥当性及び「理事会」、「評議員会」での学内手続き方法等の監査も含まれている。また、公認会計士は学長・理事長、常務理事及び事務局長との意見交換を通し、本学の経営方針、将来構想及び内部統制の機能等経営活動に関わる情報を入手し、リスク評価の手段としている。

公認会計士による会計処理の指摘に対しては、その趣旨を理解したうえで会計課に限らず関係部署へ周知し改善するよう、迅速に対応している。また、決算監査終了後には「理事会」へ「独立監査人の監査報告書」が提出されている。

監事監査については、本学は2人の非常勤監事を置き、「私立学校法」第35条、第37条第3項及び「寄附行為」第21条に基づいて監査を行っている。

監事は、「理事会」に出席し、本法人の運営について質問や意見を述べるとともに、業務執行状況や財産の状況について監査を行っている。また、「寄附行為」第38条第1項に、「この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする」と規定しているところに従い、決算時には監事が会計書類の閲覧等を行い、会計課責任者から決算概要の説明を求めるとともに、必要に応じて質疑し、本学の業務及び財産の状況を把握している。監事監査の結果については、「理事会」、「評議員会」で報告している。

公認会計士と監事は、監査期間中に意見・情報交換を行い、本学の財務状況、業務内容について情報の共有を図り、監査終了後に本学への提言等を行っている。

そのほか、課題であった内部監査の実施についても、平成21(2009)年度の事務組織再編を機に参事を内部監査担当者に充て、実質的な内部監査（業務監査、会計監査）を行っている。なお、監事監査で指摘・提案された改善を要する事項については、内部監査人にも情報共有しており、内部監査に活かし指摘事項の改善に向けて取組みを進めている。

## (2) 8-1の自己評価

近年の経費節減努力、収支均衡の財政運営、借入金に依存しない財政運営及び自己資金が調達できる範囲内の施設設備投資という基本方針のもと、本学では連年、消費収入超過となっており、累積額も堅調で収入支出バランスはほとんど問題ないと考えている。

学生の確保状況は良好であるが、志願者数がやや減少傾向に推移し、昨今の経済不況による景気悪化によって、学生が経済的困窮に追いこまれ、休学者及び学費未納による除籍者、退学者も漸増傾向にある。このような状況は今後本学の帰属収入の85%を占める「学生生徒等納付金収入」へ深刻な影響を及ぼす可能性があることの認識及び課題意識も有している。

本学が借入金に依存することのない、堅実な財務体質を維持してきたことにより、

負債関連の比率は良好な値を示している。また、負債の大部分は、前受金、未払金、預り金や退職給与引当金等に限られたものである。一方、資産運用のため、株式、事業債の有価証券を所有しているが、特に大きな財政的リスクもなく、健全な財政状況である。

### **(3) 8-1 の改善・向上方策（将来計画）**

本学においては、地域に根ざした大学として、社会的責務を果たすための確固たる財政基盤の確立を期すとともに、短期及び中長期に亘る財政計画に基づく財政運営を図ることが極めて重要な課題となっている。

学生確保のための募集活動については、高校卒業生数予測と市場調査に基づき総合的で効果的な施策を講じ、財政投入を図る。

学生中心主義を体现できるよう、学生の福利厚生 の充実にも注力する。具体的には、現在審議中の「キャンパス整備方針（案）」において、これまで造成してきた第2号基金を活用し、学生の多様な活動の情報発信拠点として「学生会館（仮称）」を建設することを予定しており、減価償却を終えている多目的屋外競技場については、平成23(2011)年度内での再整備を行うべく、学内審議を進めている。

今後も、以下の財政運営の基本方針を堅持していく。

- (1) 収支均衡の財政運営を図る。
- (2) 借入金に依存しない財政基盤を図る。
- (3) 自己資金が調達できる限度内で施設設備の投資を行う。

## **8-2 財務情報の公開が適切な方法でなされていること。**

### **(1) 8-2 の事実の説明（現状）**

#### **8-2-① 財務情報の公開が適切な方法でなされているか。**

「財産目録」等、財務状況に関する資料については、「私立学校法」第47条第2項において「利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない」とされている。また、文部科学省からの財務状況の公開促進を受け、本学では「財務書類等閲覧規程」に基づき、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」及び「監事監査報告書」を総務部会計課に備え付け、学生やその保護者、教職員、その他の利害関係者の請求により閲覧できるよう体制を整えている。また、財務状況について、「学報」、「大学要覧」に掲載し、学生や教職員に公開しているほか、本学ウェブサイトを通じて一般にも公開している。なお、ウェブサイトに掲載している財務状況に関する資料のうち、「資金収支計算書」及び「消費収支計算書」は、いずれも「大科目」レベルでの公開としている。

### **(2) 8-2 の自己評価**

「私立学校法」に基づき、適切に情報公開を行っている。財務情報の公開については、本学ウェブサイト等を活用して積極的に行っている。「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」、「財産目録」及び「監事監査報告書」の閲覧について規程を整備し、総務部会計課に備え付け、閲覧に供しており、法令を遵守して財務情報を

公開している。

### **(3) 8-2 の改善・向上方策（将来計画）**

財務情報はウェブサイトで公開しているが、数表のみの掲載だけではなくグラフや図形、解説を加えた内容を付加することによって学生、教職員、ステークホルダーにもわかりやすい財務情報をウェブサイトに公開するなどの対応に努める。

## **8-3 教育研究を充実させるために、外部資金の導入等の努力がなされていること。**

### **(1) 8-3 の事実の説明（現状）**

#### **8-3-① 教育研究を充実させるために、寄附金、委託事業、科学研究費補助金、各種 GP (Good Practice) などの外部資金の導入や収益事業、資産運用等の努力がなされているか。**

外部資金としては、補助金収入、寄附金収入、資産運用収入、受託事業収入等があり、教育研究活動を充実させるための貴重な財源となっている。

本学にとってその主たるものは補助金収入の国庫補助金収入である。その中で日本私立学校振興・共済事業団による「私立大学等経常費補助金一般補助・特別補助」の平成 21(2009)年度実績額 4 億 2,100 万円余は、補助金収入全体の 98.3%を占める。寄附金収入については、本学後援会から 4,400 万円余（平成 21(2009)年度実績）、本学校友会から 515 万円余（平成 21(2009)年度実績）の寄附金があり、主に奨学費等の学生支援に充てている。

平成 21(2009)年度に事務組織の再編に伴い、教務部研究支援課を新設し、科学研究費補助金（以下、「科研費」と記す）等の外部資金の獲得強化を図った。学長名による教職員への申請呼びかけや応募促進のため、科研費申請と学内特別研究費への申請を連動させ、科研費への申請を積極的に奨励している。

資産運用については、学校法人運営という事業の性格上、安全性に努めることを最優先するが、収益性も考慮し銀行預金以外の運用手段を導入しているところであり、「沖縄国際大学資産運用内規」に基づき安全性の高い有価証券を保有し、収益性の向上を図っている。

### **(2) 8-3 の自己評価**

本学の外部資金は、4 億円を超える補助金収入がその大半であるが、それは私立大学等経常費補助金が大きな割合を占めている。我が国の私立大学への補助金行政が年々厳しい状況になりつつある中、積極的に補助金獲得に取り組む必要がある。

委託事業及び科研費については、平成 21(2009)年度に事務組織の再編に伴い教務部研究支援課を新設し、外部資金の獲得強化を図った。平成 21(2009)年度は、受託事業及び科研費採択件数が 20 件、補助金総額 2,200 万円余、平成 22(2010)年度が受託事業及び科研費採択件数 21 件、補助金総額 2,400 万円余と増額となった。

資産運用に関しては、「沖縄国際大学資産運用内規」に基づき、元本の安全性と、収益性向上を原則とした運用を行うとともに、適正な管理体制を維持している。

### (3) 8-3の改善・向上方策（将来計画）

本学にとっては将来的にも補助金収入が外部資金の大きな比重を占めると考えられるが、教員と職員が連携して補助金制度の理解度を高め、「各種 GP」、「教育・研究装置及び教育基盤・研究設備補助金」、「特別推進事業補助金」等の申請への取組み強化を図る。

研究費に関わる外部資金の導入については、研究支援課を中心に各種補助金申請の教員への周知、説明会等を実施し、全教員に応募を呼び掛けるなどして積極的な申請を働きかける。

#### 【基準 8 の自己評価】

本学は、教育研究目的を達成するため必要な教育環境の整備を図りながら、収入支出のバランスのとれた財務運営を行ってきた。現在のところ収容定員を上回る学生数を安定的に確保してきたこともあって、財政基盤も比較的安定し、財務運営についても健全かつ適切に運営している。しかしながら、全国的な少子化の進展や大学間競争等の影響を受け、志願者数がやや減少傾向にあることや昨今の経済不況に伴う経済的負担の増大による休学者及び学費未納による除籍者、退学者の漸増傾向の点から決して楽観できる状況ではない。

会計処理、財務情報の公開等については法令に則り、適切に行われおり、研究費に関わる外部資金の導入についても、各種補助金申請の教員への周知を実施しており、全教員に応募を呼び掛けるなどして積極的な申請を働きかけている。

#### 【基準 8 の改善・向上方策（将来計画）】

大学本来の教育研究活動を継続的かつ計画的に行い、学生サービスを充実していくため、経費面での節減・効率化を図るとともに、教育研究環境の向上に資する必要な施設設備の充実に努める。予算編成においても先に掲げた基本方針に沿って予算編成を策定し、収支バランスを考慮した財務運営を行い、より強固な財政基盤を築いていく必要がある。併せて学生の満足度を高めながら、入学者の確保と除籍者、退学者の減少を図るよう努める。また、外部資金の導入・拡大や補助金の確保については、教員・職員が協力して鋭意取り組んでいく。また、資産運用にあたっては、元本回収の確実性、流動性の確保等にも留意しながら、より効率的な運用対象商品の選定を行っていくものとする。

財務情報については、本学の主要な財務状況を積極的に公開しており、適切かつ妥当な状況にあると考えるが、学生、教職員、ステークホルダーが理解しやすい情報提供に努める。

大幅で急激な社会経済環境の変動の時代にあって、本学が競争優位を獲得・維持し、更なる発展を期すためには、大学の本分として、教育研究の質的充実・向上と財政基盤の強化に不断の自助努力を傾注しなければならない。そこで、本学が今後とも大学の社会的役割を十全に果たし得るよう、平成 29(2017)年 3 月を終期とする今後 5 か年の経営計画を策定する。なお、平成 18(2006)年度に策定した中長期経営計画を第 1 次中長期経営計画とし、今回策定する計画を第 2 次中長期経営計画と位置付け、本学の

経営戦略の一貫性を担保する。

## 基準 9. 教育研究環境

9-1 教育研究目的を達成するために必要なキャンパス（校地、運動場、校舎等の施設設備）が整備され、適切に維持、運営されていること。

(1) 9-1 の事実の説明（現状）

9-1-① 校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、附属施設等、教育研究活動の目的を達成するための施設設備が適切に整備され、かつ有効に活用されているか。

### 校地・校舎

本学は、沖縄県宜野湾市に 117,000 m<sup>2</sup>の校地面積、41,162.17 m<sup>2</sup>の校舎面積（体育館、サークル棟、厚生会館を除く）を有し、大学設置基準で必要とされる校地面積 4,716 m<sup>2</sup>・校舎面積 24842.4 m<sup>2</sup>を十分満たしている。また、全ての校舎に空調設備を設け、亜熱帯気候という地域特性を考慮した快適な教育環境を提供している。

そのほか、沖縄本島の北部にある東村に敷地面積 43,000 m<sup>2</sup>、建物合計面積 1,395.37 m<sup>2</sup>のセミナーハウスを有し、正課内外の活動に供している。

施設概要は以下のとおりである。

### 沖縄国際大学キャンパスマップ



表 9-1-1 主要施設概要

名称	構造	延床面積等	主要施設
1号館	RC造 地上6階建	3,753.93 m <sup>2</sup>	事務室、会議室など
3号館	RCB造 地上3階建	3,596.59 m <sup>2</sup>	講義室、演習室、実験室など
3号館別館	RCB造 地上1階建	545.60 m <sup>2</sup>	講義室
5号館	RC造 地上6階建	12,085.61 m <sup>2</sup>	講義室、演習室、研究室、会議室など
6号館	RC造 地上2階地下1階建	4,585.08 m <sup>2</sup>	体育館（アリーナ、サブアリーナ、トレーニング室他）、講義室
7号館	RC造 地上2階建	1,523.45 m <sup>2</sup>	講義室、心理相談室
8号館	RC造 地上3階建	2,830.42 m <sup>2</sup>	サークル棟（クラブ室、会議室）
9号館	RC造 地上6階地下1階建	4,054.18 m <sup>2</sup>	講義室、演習室、研究室、会議室など
10号館	RC造 地上4階建	2,344.39 m <sup>2</sup>	売店、食堂、喫茶室、事務室、ホール
11号館	RCB造 地上1階建	90.60 m <sup>2</sup>	倉庫
12号館	RC造 地上4階地下2階建	10,096.46 m <sup>2</sup>	図書館
13号館	RCB造 地上6階建	5,268.33 m <sup>2</sup>	講義室、演習室、研究室、事務室、会議室、図書資料室他
運動場用地	—	36,205.00 m <sup>2</sup>	多目的屋外競技場、野球場など

## 図書館

図書館の面積は、地上4階地下2階の10,096.46 m<sup>2</sup>で、蔵書数428,460冊に加え、定期刊行物2,278種類、視聴覚資料（マイクロフィルム、ビデオテープ、CD、DVD等）31,273点を収蔵している（平成23(2011)年5月1日現在）。

開館時間は、月～金 9:00～23:00、土曜日 9:00～22:00、日曜日 10:00～18:00 で年末年始、祝祭日、月1回の館内メンテナンス日は休館日としている。

エントランスホールから続く吹き抜けの空間を設けることにより、館内が把握しやすく、利用者の動線を重視した閲覧スペースやゾーンの設定を心がけるほか、豊富な閲覧席（996席）、PCを備えた研究個室（21室）、グループ学習室（4室）、99人収容可能なAVホール等を設置している。

学術情報へのアクセスでは、国立情報学研究所の新 NACSIS-CAT に対応した図書館情報システムを導入し、ウェブサイトからも OPAC (Online Public Access Catalog : オンライン蔵書目録) 検索が可能である。国立情報学研究所の NACSIS-ILL に参加しており、他大学と連携協力し相互貸借及び文献複写サービスも提供している。

また、電子ジャーナルの整備を進め、洋雑誌のデータベース「Academic Search Elite データベース」を導入し、2,000 誌のオンラインジャーナルにアクセスできるよう環境整備を行った。以上のように書誌や書誌情報の提供に留まらず、インターネットを活用した情報検索の環境も整えており、卒業論文の作成やレポート及び研究課題の作成等に多くの学生が利用している。また、図書館は、学外へも開放しており、平成 22(2010)年度の学外者(卒業生を含む)の利用状況は、年間 57,664 人であり、そのうち地域住民の利用状況は 28,755 人である。

### 体育施設

体育施設については、体育館、夜間照明付き多目的屋外競技場(400mトラックグラウンド)、両翼 90m の野球場、テニスコート 2 面を有している。体育館にはメインアリーナとサブアリーナ、トレーニング室、柔道場、剣道場、空手道場、講義室を設け、講義等がない時間帯については、体育系、文化系、両学生サークルの活動のほか、ゼミの交流の場としても活用されている。また、地域からの利用要請にも対応している。

### 情報サービス施設

情報サービス施設については、学内すべての情報システムの管理運営を情報センターが行っている。PC 教室等を講義で使用する際の教員への機器取扱いサポートや学内情報ツールの利用方法などの情報提供や PC を利用する学生への個別支援に関しては、コンピュータ管理室に担当者を配置し、サービス提供している。

また、有線 LAN を全ての教室・研究室に、無線 LAN アクセスポイントを学内 77 か所に設置し、主要な講義室では有線無線を問わず、インターネットに接続することが可能となっている。学生が利用可能な PC は、1,041 台を学内に配置している。これらの PC は、耐用年数を考慮しながら毎年約 200 台を最新機種に入れ替え、学生が最新の PC 環境に慣れ親しむことができるよう配慮している。さらに平成 21(2009)年に竣工した 13 号館には、フレキシブルパソコン教室やマルチメディア実習室、ネットワーク実習室等の情報化に対応した施設設備の充実を図った。

これらの情報機器には、様々なソフトウェア (office ソフトや解析ソフトなど) をインストールしており、基本的な文書作成から研究論文に関する情報の収集・作成まで有効に利用されている。e-Learning ソフトも語学教育、情報教育等自学自習が可能なコンテンツを整備・提供している。また、コミュニケーションツールは、全学規模でグループウェアを導入し、電子メール、電子掲示板、電子会議等教育・研究はもとより、事務運営においても学内情報共有や連絡手段として活用している。

これらのシステムやソフトウェアに加え、学生の科目履修登録システムも学外からの利用環境を整備し、有効に活用されている。

**9-1-② 教育研究活動の目的を達成するための施設設備等が、適切に維持、運営されているか。**

本学の施設設備は、総務部管財課が常時点検を行っており、設備管理の専門的な技術・知識をもつ職員を配置するとともに、建物、電気設備、給排水・衛生設備、空調設備、消防設備、昇降機等の法定点検を含む保守点検や警備業務、植栽を含めた清掃業務は、専門業者と委託契約を締結して対応するほか、日常発生する消耗品の取り替え作業や、緊急を要する修理等に対応するため、メンテナンス業者と委託契約を結び、設備専門職員を学内に常駐させている。

また、施設の老朽化等に伴う大規模修繕等については、施設の現状、築年数等を考慮しながら、年度計画を策定し、夏期休業などの長期休業を利用して施工している。

体育施設は、体育館に管理担当スタッフを置き、利用者管理と施設管理にあたり、体育館、多目的屋外競技場、野球場、テニスコートを巡回点検している。

図書館では、毎月館内メンテナンス日を設け、蔵書の整理等を行い利用者の利便性向上を図るとともに、地域に開かれた公共性を有する図書館の責務を自覚し、定期的に防災訓練を実施している。また、開館時間を 9:00～23:00 までとして、利用者への便宜を図っている。

情報サービス施設は、5号館、13号館にあるコンピュータ管理室でPC教室等の日常的な管理を行い、講義運営や自習利用に支障のないよう維持・運営している。

**(2) 9-1の自己評価**

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないよう管理、運用している。講義運営に用いる校地は分散せず、移動等が不要であることは学生や教職員に無用の負担を強いることも無く、教育研究にふさわしい環境あり、学生・教職員の教育研究活動に適した環境を提供している。

情報サービスは、在籍学生総数 5,783 人対して、学生が活用可能な PC を 1,041 台配置し、学生約 6 人に 1 台の割合となっている。

学生の快適な利活用のために多目的屋外競技場の再整備が喫緊の課題であり、同施設が既に平成 16(2004)年度に減価償却を終えていることから、平成 23(2011)年度中に設備更新計画を策定し、速やかな整備を図る。

教育研究活動を行うためには、健康な体作りも大切であり、体育館に設けたトレーニング室には、各種トレーニング機器を設置して、学生・教職員が利用できる環境を設けているが、機器の老朽化へ対処するため、平成 23(2011)年度に機器の更新を行うこととしている。

施設設備維持のための将来計画については、「自己資金が調達できる限度内で施設設備の投資を行う」との財政運営の基本方針を受け、平成 17(2005)年度から将来的な施設設備改修のための資金として「減価償却引当特定預金」を設けるほか、新たな施設設備の取得が予定される場合には、「第 2 号基本金」組み入れ計画を策定し、自己資金の造成に努めている。

### (3) 9-1の改善・向上方策（将来計画）

本学における施設設備の保守点検・維持管理は、本学の教育研究活動を運営するために最適な状態を保つよう努めているところであり、今後もこの姿勢を堅持する。図書館は、学生の利用促進のために、各学部学科のカリキュラムに沿った図書・資料のより一層の充実を図る。また、学生の要望に対し、迅速に対応するようレファレンスサービスも強化していく。

体育館レーニング室のトレーニング機器は、今夏に更新を予定しており、10月供用を予定している。

情報システム環境は、教育研究活動の運営のために不足なく整備しており、今後は情報センターを中心に既存の情報セキュリティポリシーの実施手順の作成、運用の強化を図っていく。

平成 31(2019)年度までの校地整備、校舎整備の青写真となる「キャンパス整備方針（案）」を「長期計画研究委員会」の審議を経て、策定・履行することとし、平成 23(2011)年度は、夜間照明付き多目的屋外競技場の整備に着手する。

## 9-2 施設設備の安全性が確保されていること。

### (1) 9-2の事実の説明（現状）

#### 9-2-① 施設設備の安全性（耐震性、バリアフリー等）が確保されているか。

本学では、昭和 56(1981)年以前の建物である 3号館と 7号館が耐震診断を要し、平成 23(2011)年度に耐震診断を実施する。診断の結果によっては、補強工事が必要となる可能性があるが、現在、審議中の「キャンパス整備方針（案）」では、3号館の建て替えをその俎上に載せていることから、診断結果を待って計画の前倒しや 7号館相当の増床の可能性について検討を行う。図書館や研究所の図書資料室では、地震対策として書架の固定(書架止め)に加え、書籍の落下を防ぐため書棚の上段部にブックキーパーを取り付けるなどの防災対策を施している。

キャンパスのバリアフリー化については、各建物に音声案内付きエレベーターを設置し、トイレやスロープ、手摺り、点字ブロック、専用駐車場も設置している。ただし、各建物は建築時期が異なるため、バリアフリーへの対応に差があり、これについては個別に対応している。平成 22(2010)年度には、10号館（厚生会館）のトイレ改修を行った。近年の施設整備においては、設計段階からバリアフリーの観点を考慮しており、平成 21(2009)年に完成した 13号館では、全ての講義室、演習室のドアは引き戸にし、オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）対応のトイレを設置するなどの配慮がなされている。

施設設備の保守点検業務については、外部に委託しており、構内電話交換機保守、エレベーター設備保守、電気設備保守、消防設備保守、浄化槽設備保守、空調設備保守等の契約を締結し、維持管理している。また、5号館、図書館は特定建築物に指定されているため、関係法令に従い、所定の環境測定を行っている。飲料水についても、週 1回の残留塩素測定と年 2回の法定水質検査を実施しており、ガス設備も漏れや配管劣化等の点検を年 1回実施している。

外壁がタイル貼りの建物については、剥離の可能性を目視及び打診検査によって診

断し、剥離の恐れがあるものについてはタイル撤去工事を実施している。

## (2) 9-2 の自己評価

バリアフリー化については、音声案内付きエレベーター、トイレやスロープ、手摺り、点字ブロック、専用駐車場等を確保している。学内において、唯一エレベーターが設置されていない7号館については、平成 23(2011)年度にエレベーター設置工事を行う予算措置をし、改修を実施する。

施設設備の維持管理は、法令等に基づき定期的に保守点検を実施しており、点検時に判明した不備等は迅速に対応し、安全性の確保に努めている。

情報サービス施設については、ファイヤーウォールの設置、ウイルスチェックやスパムメール対策等のセキュリティ対策を講じたことにより、情報利用における安全性、信頼性を確保している。

## (3) 9-2 の改善・向上方策（将来計画）

耐震診断が未実施の建物については、安全性を確保するため、耐震診断結果に基づき耐震補強や建て替え等を進めていく。

7号館は、エレベーターが設置されていないため、平成 23(2011)年度中に電動車椅子に対応できるエレベーター設置工事を行う。タイル外壁の建物は、剥離可能性の把握に努め、剥離の恐れがあるものについてはタイル撤去工事を行う。施設設備の安全性、バリアフリー化の推進については、今後も点検、調査のうえ改善に努め教育研究環境の更なる充実を図る。

情報セキュリティ対策については、現状の基本対策及び不正侵入検知など、安全性の維持向上に資するための継続的な強化を図っていく。

## 9-3 アメニティに配慮した教育環境が整備されていること。

### (1) 9-3 の事実の説明（現状）

#### 9-3-1 ① 教育研究目的を達成するための、アメニティに配慮した教育研究環境が整備され、有効に活用されているか。

構内には、樹木、四阿、ベンチを配置し、また、適度に緑地帯を確保し、教室やキャンパス内も清掃を徹底した快適な教育空間を整えている。

受動喫煙防止対策として、屋外8カ所に喫煙所を設け、指定場所以外は禁煙とし、分煙を進めている。

県内の主たる交通手段が車であることから、本学では学生駐車場を約 2,000 台分確保している。また、主要な講義棟間は渡り廊下を設置し、快適な教育環境となるよう努めるとともに、学生アンケートにより、学生生活の状況や意見などを把握することで、今後のキャンパスライフの充実・向上に役立てている。

また、東村にセミナーハウスを設置しており、学外ゼミ・研修会・サークル活動や、地域交流などに活用している。

平成 22(2010)年度に環境負荷の低減に取り組むため、エコアクション 21（以下、「EA21」と記す）の認証を取得した。EA21 は、環境省が策定した環境マネジメント

システムであり、環境への取組みを効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、PDCA サイクル活動を行い、継続的な改善を図り、システムの有効性の向上を目指すもので、本学では、省エネ、廃棄物の削減・リサイクル、節水などの取組みを行っている。

なお、本学構内には書店、食堂、カフェ、多目的ホール、宿泊施設などを整備し、学生・教職員のニーズに応じている。

## **(2) 9-3 の自己評価**

キャンパスは、常に利用者目線に立った環境整備を行い、教育の場にふさわしい空間となるよう整備している。講義室及び演習室は空調設備を備え快適な教育環境を提供しており、また、分煙を推進することで、構内美化の面でも効果を上げ、吸い殻のポイ捨てや歩きタバコは、分煙実施前に比べて減少している。なお、キャンパス内の清掃は、EA21 の PDCA サイクル活動と併せて、より良い環境が保たれている。

セミナーハウスは、学生の学外ゼミ、体育系、文科系学生サークルの活動に利用されており、学生同士や教職員との絆を深めるため有効に機能している。

## **(3) 9-3 の改善・向上方策（将来計画）**

今後も、利用者目線に立った環境整備を行い、快適な教育研究環境を確保する努力を続けていく。無線 LAN 環境を整備する等学生にとって快適な空間を提供しているが、スマートフォンやタブレット PC などのモバイル情報端末の普及に対応すべく、学内において学外インターネットにアクセスできる環境整備など、学生のニーズに対応できるよう検討を進めていく。

現在、策定中の「キャンパス整備方針（案）」において、多目的屋外競技場の再整備や「学生会館（仮称）」を建設することを検討している。本方針においては、近く予定している多目的屋外競技場の再整備と併せて、5号館前庭にベンチを設置するなどアメニティにも配慮し検討を進めている。また、更なる快適性を高めるために「学生会館（仮称）」建設に際しては、学生ラウンジ等の学生が集える機能についても検討しており、教育の場にふさわしい空間づくりとともに、EA21 の PDCA サイクル活動も踏まえ、継続して快適な教育環境の整備に努める。

## **【基準 9 の自己評価】**

校地、校舎は、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、教学運営に支障のないよう管理、運用している。講義運営に用いる校地は分散せず、移動等が不要であることは学生や教職員に無用な負担を強いることも無く、教育研究にふさわしい環境を提供している。

校地・校舎等については、教育研究活動を行うために適切な面積と環境を確保しており、大学施設内には植樹した木立が陰をつくり、緩衝地としての緑地帯も適度に設けている。

図書館は、書籍や視聴覚資料、オンラインデータベースなど多くの資料を備え、学生はもとより地域にも広く開放し、利用されている。また、閲覧席、グループ学習室

や研究個室等も適切に配置しており、常に利用者のサービス向上に努めている。

体育施設や情報サービス施設についても学生が快適に利用できるよう環境整備をしており、利用時間などの運用面においても学生への便宜を図っているほか、学外者からの利用要請にも対応している。

建物の耐震性確保については、平成 23(2011)年度に耐震診断を実施し、補強工事又は建て替えを検討するほか、「キャンパス整備方針（案）」において総合的な整備を検討中である。

バリアフリー化の推進については、継続的に改善を重ねてきたことから障壁箇所の除去、改善が整いつつあるが、唯一エレベーターが設置されていない7号館についても、設置工事を行う。

教育研究環境においては、アメニティにも配慮し、キャンパス内は整備、清掃も行き届いており、書店や学食、宿泊施設も整備した十分な教育環境となっている。

### **【基準 9 の改善・向上方策（将来計画）】**

大学の施設設備は、教育研究の目的達成のための諸活動を支え、教育目標を具現化するために、きわめて重要なものであり、保有する全ての施設設備は常に最適な状態を保つことが必要である。

そのためには、保守・点検、日常の清掃、防犯対策を行い、各設備の効率化を目指して行くことが肝要と本学では考えている。

現在、審議中の「キャンパス整備方針（案）」は、魅力ある大学づくりの一環であり、老朽化した建物を更新・整備していくもので、耐震対策を行ううえでも重要な計画である。耐震対策については、建て替えも視野に入れながら、今後も対応していく。

バリアフリー化の推進、EA21 の活動も継続して行い、構内美化や廃棄物の削減、省エネを行い、環境負荷の低減に努めていく。

キャンパスは常に整備が行われ、教育の場にふさわしい空間となっており、今後も継続して、より良い環境づくりに努めていく。

**基準 10. 社会連携**

**10-1 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること。**

**(1) 10-1 の事実の説明（現状）**

**10-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされているか。**

本学は、地域に根ざした大学を目指している。このため、沖縄国際大学総合研究機構（機構長：副学長）の下に南島文化研究所、産業総合研究所、沖縄法政研究所、沖縄経済環境研究所を設置し、それぞれの研究所において、「沖縄」という地理的・社会的空間に展開する様々な事象を研究している。このような独自の研究を行うとともに、研究成果を地域に還元している。加えて、一般県民向けの各種講座も学内外で開催しており、まさに地域に根ざした大学をつくりあげている。

**公開講座**

本学の公開講座は、うまんちゅ定例講座、学外講座、大学入門講座、公開科目、講演会の5種類の講座がある（データ編 表 10-2 参照）。特にうまんちゅ定例講座は毎年、地域ニーズに沿ったメインテーマ（平成 22(2010)年度は「地域と環境ありんくりんー経済発展と快適環境の調和を目指してー」）を設定し、10 回前後の個別講座を開催するなど、充実した内容となっている。

表 10-1-1 平成 22(2010)年度うまんちゅ定例講座一覧

日程	開催 月日	テーマ及び講師	受講 者数
1	6月12日	「新エネルギーとして導入が進む太陽光発電」 担当者：新垣武（経済学部准教授）	56
2	6月26日	「持続可能な観光と環境保全」 担当者：上江洲薫（経済学部准教授）	43
3	7月10日	「在沖米軍人等の基地外居住について」 担当者：友知政樹（経済学部准教授）	113
4	7月24日	「沖縄ジュゴン対ラムズフェルド事件 ー沖縄ジュゴンの歴史的・文化的価値を問うー」 担当者：砂川かおり（経済学部講師）	48
5	8月7日	「地域の環境保全に活かされる金融」 担当者：永田伊津子（経済学部准教授）	39
6	8月21日	「島嶼型低炭素社会を探る」 担当者：野崎四郎（経済学部教授）	29
7	9月4日	「沖縄県における花き類生産の現状と課題」 担当者：小川護（経済学部教授）	44
8	10月2日	「観光を楽しむための情報技術」 担当者：根路銘もえ子（経済学部准教授）	34
9	10月16日	「沖縄の自然環境と環境問題」	40

		担当者：名城敏（経済学部教授）	
10	10月30日	「コモンズ（共有財産）の環境価値と地域発展 －白保のイノから学ぶ－」 担当者：呉錫畢（経済学部教授）	51

本学では、平成5(1993)年度以降に開催した学内定例講座（現：うまんちゅ定例講座）等の講演内容を『沖縄国際大学公開講座シリーズ』として出版しており、また、講演会の内容は『沖国大ブックレット』として出版している。

また、平成13(2001)年度からスタートした「大学入門講座」も、多彩な内容の講座を数多く準備し、各高等学校へ活用を呼びかけている。

さらに、生涯学習の高まりという社会的要請に対応し、大学の講座・講義の公開というコンセプトをさらに推進するために、正規授業科目の一部を社会人へ公開している。平成23(2011)年前期の公開範囲は、一部の実習科目を除いた正規授業390科目を社会人に公開している。

高大連携事業として平成15(2003)年より県内高校に呼びかけ、大学の授業を聴講できるようにすることで、進路選択や関心分野の発掘、学習意欲の向上に役立てることを目的として大学入門講座を事業展開している。

そのほか、平成21(2009)年度から文部科学省の認定を受け、教員免許更新講習事業を実施しており、社会的要請にも適宜対応している。

#### 図書館

本学図書館は、学外者への利用規程を整備し、広く社会に開放している。平成22(2010)年度の学外者の図書館利用状況は、合計57,664人のうち地域住民が28,755人(49.9%)、他大学学生5,140人(8.9%)、専門学校生2,440人(4.2%)などとなっている。さらに、夏期休業及び春期休業期間は地域の高校生も利用でき、学習の場として活用されている。

なお、県内中学、高校の職場体験学習の場としても機能しており、中学高校生に図書館で職場体験をさせ、就業に対する意識を高めることを目的にしている。

#### 外国語センター

本学外国語センターでは、外国語に関わるプログラムを地域に提供していくことを目的に、ワークショップ、セミナーなどの各種の教育プログラムを企画・実施している。その一つに沖縄県高校生英語ホームページコンテストが挙げられ、平成22(2010)年度までに12回開催している。

#### その他の施設

その他の施設の開放については、社会の要請に応じて対応している。特に教室、体育施設、グラウンドの地域社会への貸し出しについては、「校舎等の学外貸与に関する規程」及び「体育施設管理運営規程」に基づき貸し出しを行っている。資格試験や講演会などへの活用のほか、近隣の市民が相互に懇親を深めるために行われている各種行事（宜野湾区の大綱引きなどの伝統行事や宜野湾区民運動会等）のためにグラウンドを提供するなど、住民の憩いの場としても大学の施設が活用されている。

## 自治体などの各種審議会への教職員の派遣

本学教職員は、地域貢献活動のひとつとして、行政・各種団体の審議会委員、研修会などの研修・運営に多く参画している。そのため国や沖縄県、宜野湾市をはじめ地方自治体の都市計画や地域振興に関わる諸審議会・委員会の委員、各種研修の講師などに教職員が招請されている。

## 学生の地域貢献活動

本学学生の地域貢献活動も多岐にわたり、学生サークルの浦風（エイサー）、琉球風車（エイサー）が地域の催し（「浦添てだこ祭り」など）に積極的に関わり、エイサー演舞の披露を通じて地域との交流を深めている。そのほかにも、琉球芸能文学研究会は、台湾など外国でも琉球舞踊・琉球芸能の紹介に努めている。

そのほか、サークル「カタヤビラ」は、公開講座（大学入門講座）の講師として現役高校生に対するキャリア教育にも積極的に取り組んでいる。

## (2) 10-1 の自己評価

本学は、地域に根ざした大学を目指し、地域の住民に開かれた大学として各種公開講座を開催し、地域住民へ生涯学習の場を提供している。しかし、学生サークルを中心とするボランティア等の地域貢献活動については、その活動状況の詳細把握ができておらず、大学全体として活動を把握する必要がある。また、上記の各事業の効果検証が適切に行われているかデータを分析することが課題である。

## (3) 10-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学で開催される公開講座は、教育・研究活動の成果を地域社会に還元し、地域文化の向上に貢献することを重要な使命の一つとして捉え、社会からの要請を踏まえながら今後も継続していく。

また、本学の人的資源は、教職員に加えて、意欲とパワーあふれる学生に支えられており、ゼミ活動も含めて学生たちの地域貢献活動の機会を大学としても積極的に支援し、大学の資源を地域社会へ提供していく。

## 10-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること。

### (1) 10-2 の事実の説明（現状）

#### 10-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。企業との関係

本学は、企業や官公庁においてインターンシップを実施しており、平成 22(2010)年度は、92 事業所に 206 人の学生が実習を行った。

さらに、平成 22(2010)年度より海外インターンシップを開始した。これは海外での職業体験学習を通じて国際感覚の涵養と国際的な場で活躍できる人材の養成を目的としており、平成 22(2010)年度は経済成長の著しい中国上海に拠点を置く日中合弁企業へ 5 人の学生を派遣した。

また、企業の求める人材像や、本学が育成する人材像などについて、県内企業と大学との情報交換を行う機会を定期的に設けている。

総合研究機構では、それぞれの研究所において、人材育成、地域貢献、産官学連携及び共同調査・研究の分野で協力しながら、大学の使命の一つである地域での社会貢献を果たしている。一例を挙げると、産業総合研究所では、県内産業界・産業支援機関及び教育機関と連携して、沖縄県における生産・加工・流通・販売等の個別努力を結集し、連携を促す契機を提供するとともに、具体的商品開発と市場展開を試みるなど、農商工連携による人材育成事業が行われている。

沖縄経済環境研究所では、NPO 法人や民間事業所と連携し、地域発展、経済的発展を目指すために、事業者・有識者のネットワークを活用し、効率的かつ効果的な人材育成を図っている。

### 他大学との関係

本学は、台湾の東海大学、韓国の韓南大学、中国の澳門大学、英国のアルスター大学、エジプトのカイロ大学、フランスのレンヌ第2大学、オーストラリアのマッコーリー大学、そしてアメリカのヘンダーソン州立大学と姉妹大学として学術交流協定を結んでおり、学生や教職員が活発に交流を深めている。この姉妹大学へ交換留学生として1年間派遣する制度が国外協定校短期派遣留学制度であり、留学中は、姉妹大学の学生と同様のカリキュラムを履修することができ、所定の要件を満たせば修得した単位を本学の単位として認定している。これまでに、台湾の東海大学へ42人、韓国の韓南大学へ38人、中国の澳門大学へ26人、フランスのレンヌ第2大学へ9人の学生を派遣している（平成22(2010)年4月現在）。

また、札幌学院大学との単位互換協定締結を皮切りに、国内（県外）において単位互換協定を結んでいる大学に半年又は1年間の交換留学ができる制度も設けている。これは、本学と単位互換協定を締結した大学（協定校）で開講している科目を履修できる制度であり、履修した科目は「学則」第23条に基づき、本学の卒業単位（4年間で60単位、1年間では40単位まで）として認定している。県外の協定校へは、原則として毎年20人以内の学生を半年又は1年間交換派遣している。平成22(2010)年度は協定校に27人を派遣し5人（県外4人、県内1人）を受け入れた。本学では、札幌学院大学との単位互換協定締結をはじめ、名城大学、京都学園大学、桜美林大学、熊本学園大学、松山大学と単位互換協定を締結している。

さらに、県内私立大学（沖縄大学、沖縄キリスト教学院大学、沖縄女子短期大学）、放送大学とも単位互換協定を締結し、学生の派遣及び受け入れを行っている。なお、大学院についても、県内4大学（沖縄大学、沖縄国際大学、名桜大学、琉球大学）の「人文社会科学系大学院間の単位互換に関する協定」に基づき、学生の派遣及び受け入れを行っている。

### (2) 10-2の自己評価

沖縄県内外の大学との単位互換の協定により、学生は、県内外の各大学での単位取得ができる道が開かれ、教育研究において適切に連携が行われている。アジア、アメリカ、ヨーロッパなど世界8大学と国際交流協定を結んでおり、さらに昨年より始められた海外インターンシップを加えると、海外とも適切に関係を構築している。学生は国内、海外の大学に学び、その上また、職場体験を積むことができ、自らの経験と

知識を広める意義は大きい。

また、各研究所が実施している社会貢献についても、各研究所の目的に明記され、その目的を達成するために各研究所において企業はもとより、自治体などとも連携する関係が築かれている。

### **(3) 10-2 の改善・向上方策（将来計画）**

本学では単位互換制度、インターンシップを通じて企業や他大学と適切な関係を構築するための制度の整備を図っている。今後も引き続き、本学の教職員が、「学生の将来」のキャリアアップのためにこれらの制度が重要であることを共通の認識として、学生にこれらのプログラムに積極的に参加するよう働きかけ、さらに、東アジアに位置する本学としては、継続してアジア諸国への学生の派遣を行っていく。

## **10-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。**

### **(1) 10-3 の事実の説明（現状）**

#### **10-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。**

本学は、沖縄県や那覇市、浦添市、沖縄市などの近隣自治体からの要請に応じて、教職員の多くを各種委員会や審議会に派遣し、提言や助言等、地域社会の行政運営に参画している。平成 21(2009)年度における各自治体の委員会や審議会への教職員の派遣状況は資料編 資料 10-1 のとおりである。

平成 16(2004)年 8 月 13 日に発生した米軍ヘリ墜落事件など普天間基地問題では、地元宜野湾市や市民との協力で市民大会を開催した。さらに図書館内に米軍ヘリ墜落事件関係資料コーナーを設置し、平和学習の一助としている。

研究所等の行う地域連携事業として、まず、南島文化研究所においては、南島文化地域学習を実施している。これは沖縄について学び地域への愛着を持つとともに今後の観光産業、地域教育等に生かす目的を持って行われており、地域の住民、学外研究者と連携して、県内離島・県内各地域を訪問し、その地理と自然、動植物、歴史と遺跡、文化、文学、言語、経済、農業、漁業を様々な視点から所員や地元住民のガイドによって巡見し、研究する。この事業には学生だけではなく、地域住民の参加も可能となっている。

また、産業総合研究所においては、読谷村や村内関係団体、企業などとの協力により、ユビキタス技術の活用による地域振興及び観光振興への協力を行っている。なお、本事業については、産業情報学部の学生も事業の一部に参画しており、学びの場としても活用された。

さらに、本学の大学院地域文化研究科の附属施設として心理相談室を、沖縄法政研究所に法律相談窓口を設けるなど、専門性を活かして地域の住民の心の悩みや法律相談に随時応じている。

学生と地域社会との協力関係のひとつに、警察官や少年補導職員と共に少年の非行防止活動、健全育成、学習支援や街頭補導活動などを行って、警察と連携した地域の防犯意識の高揚と犯罪の未然防止に取り組む「大学生少年サポーター」として、本学の学生が毎年沖縄県警察本部から多数の委嘱を受け、真摯に取り組んでいる。平成

21(2009)年度の実績では、県内4大学から82人が委嘱された中、本学学生は63人となっており、全体の77%である。

【<http://www.police.pref.okinawa.jp/shokai/seikatsuanzen/shonenka/support04.html> 沖縄県警 HP 参照】そのほか、10-1-①で取り上げた本学の学生による地域貢献活動も見逃すことはできない。

## (2) 10-3の自己評価

本学の教員は、その専門性を活かし、本学が立地する宜野湾市をはじめ国や自治体などの各地域で専門委員を務めるなど、地域との協力関係を構築している。また、米軍ヘリコプター墜落事件を契機として、平和学習を通じて積極的に地域社会へ貢献している。

## (3) 10-3の改善・向上方策（将来計画）

本学では地域社会との交流・協力を努めているが、より多くの地域住民に様々な面での理解協力が得られるよう、一層のサービスを提供し、交流を充実していくとともに、地域社会との協力関係がいつそう密接となるよう交流を推進する。

### [基準10の自己評価]

本学は、地域に根ざした大学を目指し、公開講座等を通して地域へ研究成果を還元し、地域との親睦を深めている。

また、国際交流協定をはじめ、県外や県内大学とも単位互換の協定を結ぶなど、県内外はもとより、海外の大学とも連携しているほか、研究所などは地元企業や自治体などと適切に連携を図っている。

人的資源の供給の観点から、本学教職員が宜野湾市などの各種審議会委員として、政策提言や助言を行っている。また、学生もサークル活動などを通じ、ボランティアとして地域に積極的に溶け込んでいる。なお、図書館、グラウンドなどの諸施設を地域社会に広く開放し、その利用を通じて学生、教職員、地域住民との親睦と交流を深めている。

### [基準10の改善・向上方策（将来計画）]

本学は地域社会、国際社会との連携の重要性を認識しており、今後も多種多様な連携を模索し構築して、社会に貢献することを目指す。大学組織をあげて、国内外の大学との連携、地域との連携を視野に入れ、共同研究や研修、学生交流などを本学の建学の精神に基づき一層の充実に努めていく。

## 基準 11. 社会的責務

11-1 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切な運営がなされていること。

(1) 11-1 の事実の説明（現状）

11-1-① 高い公共性を有する機関として必要な組織倫理に関する規定が整備されているか。

本学は、建学の精神に基づき地域との密な連携により発展してきた地域密着型の大学である。

私企業の多くの事業目的が間接的な社会貢献を謳うことと異なり、学校法人においては、事業そのものが公益となるものであり、高い公共性を有する機関として組織倫理観の醸成に努めるとともに、必要な規程整備を行っている。教職員は、公器としての大学を常に意識しつつ、その責務の重要性についての認識を自覚している。

本学では「寄附行為」第1条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い学校その他の教育事業を経営することを目的とする」と明示するほか、教職員の服務に関しては、「就業規則」に定めており、本学教職員の勤務心得については、同第6条において「職員は、建学の精神を理解し、職務の公共的使命を自覚し、その責務を遂行するため、職務に専念しなければならない。」と規定している。

人権に関する問題については、本学を構成する全ての者が個人として尊重され、快適な環境において学び、教育及び研究し、働くことができる大学づくりを目的として、本学におけるハラスメントの防止及び対策に関して、平成 18(2006)年に「ハラスメントの防止等に関する規程」を制定した。同規程第4条では、「本学構成員は、この規程等に従い、人としての尊厳を傷つけるハラスメントの防止に努めなければならない」としている。

個人情報保護の重要性に鑑みて、個人情報の利用取扱い、管理、開示等、個人情報保護にあたっての基本方針を定め、「個人情報保護に関する規程」を制定するとともに、個人情報保護に関する法律等を遵守し、個人情報の保護に取り組んでいる。

本学の学術研究に対する信頼と公正さを確保するため、研究を遂行する上で求められる行動規範を「科学者の行動規範」（日本学術会議策定）に準拠し、研究者の責任及び行動、説明と公開、法令の遵守、研究対象への配慮等について「沖縄国際大学における研究者行動規範」を規定するほか、「研究活動の不正行為への対応規程」を「研究活動の不正行為への対応のガイドラインについて」（科学技術・学術審議会）等に基づき定め、本学における研究活動の不正行為に対する適切な対応の仕組みについて必要な事項を定めている。

研究者が人を対象として研究を行う場合は、個人の生命・尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的かつ社会的に妥当な方法・手段で遂行することが基本とされるが、法令、所轄庁の告示、指針等及び本学「個人情報保護基本方針」、「個人情報保護に関する規程」を遵守すること等を定めた研究者の行動・態度の基準等を「沖縄国際大学における人を対象とする研究倫理規程」として平成 22(2010)年度新たに定め、運用している。

### 11-1-② 組織倫理に関する規定に基づき、誠実に運営されているか。

本学教職員の服務等勤務に関する心得は、「就業規則」に定めており、その責務の遂行に違反する事案が生じた場合には、同規則に基づく所要の制裁・懲戒処分を行うこととしている。

また、組織倫理に関する各規程に基づき、委員会等を設置し適切な運営を図っている。まず、学内におけるハラスメントの防止やあらゆるハラスメントを排除するため、「ハラスメントの防止等に関する規程」に基づいて、ハラスメント相談室を設置し、相談員及び専門相談員を配置している。さらに同規程に基づき「ハラスメント人権委員会」を設け、ハラスメントの防止等に関する研修及び啓発活動の企画・立案を行うとともにその実施にあたっている。

次に、個人情報の保護等その取扱いに関しては、「個人情報保護に関する規程」を制定しており、同規程に基づいて「個人情報保護委員会」を設置し、個人情報保護の適切な運営に努めており、外部事業者へ業務委託する際には、個人情報の安全管理のために講ずべき措置を記した合意書を委託先と取り交わすなどの措置を講じている。

また、研究活動及び研究資金の管理における不正行為の告発等の取扱いに関する事項を定め、告発等の受付窓口を設けるなど所要の措置を行っている。

なお、法人の業務運営が法令及び本学規程等に準拠し、適正かつ効率的な業務運用及び会計処理がなされているか否かについては、「内部監査規程」を定め、理事長直下の経営政策室に内部監査人を置き、法令遵守の履行に努めている。

### (2) 11-1 の自己評価

本学は、大学に課せられた高い公共性を有する機関として法令遵守に努めるとともに「就業規則」のほか組織倫理に関する必要な規程を定めており、これらの規程に定めた事項を誠実に履行している。

本学教職員が法令や規程を遵守していくためには、その周知が重要である。組織倫理に関する規程をはじめ、全ての規則・規程は、「規程集」に収録し教職員全員へ配布するとともに学内イントラネットにも掲載しており、諸規程の全教職員への周知を図っている。また、新任の教職員に対しては、初任者研修の際に周知を図っている。

学生に対しては、「学生便覧」、「履修ガイド」及び学内イントラネットを通じて、学則、履修に関する規程等の周知に努め、その遵守を呼びかけている。

### (3) 11-1 の改善・向上方策（将来計画）

教職員の組織倫理観の醸成と向上のために、今後も引き続き毎年実施している新入教職員オリエンテーションやFD・SD等の研修会などを通じて、規則・規程について説明を行い、周知と理解の深化を促し、各構成員の誠実な履行に努めていく。

公益通報に関しては、現在、研究活動及び研究資金の管理における不正行為の告発等について受付窓口を設けているが、その他の事象についても規程整備と窓口の設置を平成23(2011)年度内に整備する。

今後も日々変化していく社会環境に対応していくために、組織倫理に関する規程等の見直しを行い、逐次改善に取り組んでいく。

## 11-2 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能していること。

### (1) 11-2 の事実の説明（現状）

#### 11-2-① 学内外に対する業務執行上の危機管理の体制が整備され、かつ適切に機能しているか。

本学は、危機管理全般に係る規程として、「学校法人沖縄国際大学危機管理規程」、「沖縄国際大学防火・防災管理規程」を定め、キャンパスにおける危機管理体制を整えている。危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学の学生、教職員及び近隣住民等の安全確保を図るとともに、大学の社会的責任を果たすことができる。また、危機管理の対象とする事象を定め、その対策本部設置により迅速かつ的確に対処している。

対策本部を設置するにあたり、事前に初動体制を確保するための対応として、「沖縄国際大学防火・防災管理規程」第7条及び第8条に定める防火・防災管理者（事務局長）の下緊急対応班をおき、危機的事態に対し全学的な緊急対応が可能な体制を構築している。

また、防災対策を講ずるため、「消防法」第8条第1項に基づき、「学校法人沖縄国際大学防火・防災計画」を定め、災害予防及び対応の為の管理体制を整備している。管理権限者、防火管理者、防火担当責任者、火元責任者及び「防火管理委員会」により構成される予防管理組織を置くとともに、災害発生時への対応として教職員による「自衛消防隊」を組織している。

消防避難訓練については、教職員及び学生が参加し定期的を実施しており、災害発生時の緊急連絡体制及び避難経路の確認等が行われている。基本的には大学祭期間中に1回、セミナーハウスにおいて1回を年間で実施しており、図書館においては年2回実施している。

また、心肺停止時の救急救命活動に有効とされるAED（自動体外式除細動器）4台を設置（本館、5号館、体育館、図書館）し、その使用方法についての講習会を実施するなど不測の事態に備えている。

防犯対策としては、警備員による監視及び巡回のほか、総務部会計課、教務部学務課へ防犯カメラ及び防犯ベルを各1台、サークル棟へ防犯カメラ4台、図書館へ防犯カメラ3台を設置し、キャンパス内の安全の確保に努めている。現在昼勤務6人、夜勤務6人の常駐警備員で大学構内の警備を担当している。

情報セキュリティ危機管理体制や対策、対応状況については、「情報セキュリティポリシー」（基本方針・対策基準）を規定し運用を行っている。

また、情報資産のセキュリティ確保のため、システム管理者を配置し、管理体制を整備している。また、情報ネットワークの管理・運用については、『コンピュータ教室利用案内』を学内イントラネットを通して周知し、インターネット及び電子メール利用時のセキュリティ確保のためのマナーやルールの周知・啓蒙を講じている。

その他、学生生活に係る危機管理の一環として、悪徳商法からの回避や飲酒強要の防止等について、「フレッシュマンセミナー」、「基礎演習」、体育会・文化会リーダー研修会等を通じて啓蒙活動を行っている。また、昨今、大学生の薬物乱用が社会問題

化していることから、学生・教職員に対するセミナー開催や学内イントラネットを利用した啓発を行なっている。

## **(2) 11-2 の自己評価**

防災、防犯及び情報管理等必要とされる基本的な危機管理体制は整備しており、緊急時の実行性を高めるための訓練体制も整備し、機能している。

更なる対策として、軍用機による事故、大型台風による豪雨や風害、大地震による建物の倒壊や津波等の大規模災害発生に備え警察、消防及び自治体等との連携を強化する必要がある。

## **(3) 11-2 の改善・向上方策（将来計画）**

危機管理においては、不測の事態に備えた訓練を継続的に実施するとともに地域と連携し、協力体制構築に向け情報交換を行い、大規模災害時や新型インフルエンザ対策等の新たな課題についても対応していく。

なお、「キャンパス整備方針（案）」において、災害時における周辺地域住民の避難場所に充てるための空間をキャンパス内に確保することについても検討している。

## **11-3 大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されていること。**

### **(1) 11-3 の事実の説明（現状）**

#### **11-3-① 社会に対する説明責任の観点から大学の教育研究成果を公正かつ誠実に学内外に広報活動する体制が整備されているか。**

教育研究成果の学内外への広報活動としては、各紀要や報告書の発行などを通じて社会へ広く公開している。特に琉球弧の島々を対象とする研究分野は多様性に富み、南島文化研究所の研究成果は国内外から高い評価を受けている。

地域に根ざし世界に開かれた大学を目指し、学術文化の振興を図り、教育・研究成果を地域へ還元し、地域文化の向上に貢献することを目的として公開講座（うまんちゅ定例講座、学外講座、大学入門講座、公開科目、講演会）を開催し、地域社会の期待やニーズに応え、それぞれ特色ある内容で開講している。

インターネットを通して、広く本学情報を提供するウェブサイトは、「沖縄国際大学ホームページ公開・運用規程」により、総務部広報企画課が一元管理し、情報発信を行っている。情報を広範かつ迅速に提供することを目的に関係各部署、図書館、研究所においては、文書や図を簡単に配置するだけで、ウェブサイトが編集できるコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を導入し、情報発信をスムーズに行えるように工夫するとともに、デザインを統一するなど、閲覧の利便性にも配慮している。

なお、大学広報誌「学報」も年2回（合計1万7,000部）発行しており、学生、保護者、県内高等学校、県内市町村等へ配布し、本学の教育研究活動や学生の活躍に関する情報を提供している。

## (2) 11-3 の自己評価

研究紀要の発行は、規程に基づき、編集委員会等を設けるなど必要な実施体制を整備しており、掲載の可否については、論文審査基準に基づく審査の実施等適切かつ公正な学内手続きを経て行なわれている。併せて、学外関係機関への配付も積極的に行っており、教育研究成果の公表と社会への還元に大いに役立っている。

ウェブサイトは、広報企画課の管理の下、各学部、事務部門からの情報を一元管理し、内容の更新を適宜行い最新の情報を常時発信することに努めている。その結果、民間企業が行う「全国大学サイトユーザビリティ調査」において、平成 22(2010)年には国公立大学総合スコア第 3 位 (200 校中) となり、ウェブサイトの使いやすさが評価されている。

なお、大学広報誌「学報」については、内容を厳選し、表現を平易にするなど、学生、保護者、志願者等ステークホルダーに親しめるよう工夫している。

## (3) 11-3 の改善・向上方策 (将来計画)

寄稿奨励による研究紀要の充実、教育研究成果の情報一元化とデータベース化及びその公開、ウェブサイト上での教育研究実践・学生活動の発信など内容の更なる充実についても怠りなく継続していく。

統合的で効果的な広報活動を行うためのコンセプトを明確にするため、広報戦略方針の策定作業を行っており、「中期広報戦略基本方針(案)」(平成 23(2011)年度～平成 27(2015)年度の 5 か年)を定め、中期的な整合性が確保された広報活動を継続的に実施するための基本方針と具体的な施策を講じる。

なお、今年度からうまんちゅ定例講座と学外講座受講者に対して、次年度以降の講座企画・運営に資することを目的としたアンケート調査を実施し、講座の感想や受講者ニーズの把握に努める。

## [基準 11 の自己評価]

本学は、公共性を有する機関として必要な組織倫理確立のために必要な規程等も整備し、誠実な履行体制も整備している。危機管理体制についても、必要規程等を整備し、有事の際の実行性を高めるための訓練体制も整備し、機能している。

平成 16(2004)年 8 月 13 日午後 2 時 20 分頃、本学本館(1 号館)ビルに米海兵隊所属の CH-53D 型ヘリコプターが接触し、墜落・炎上するという重大な事件が発生した。この事件により本館ビルは使用不能となり、学術情報ネットワークが切断され、本学の中核機能が麻痺する事態に陥った。

当日、本館ビル向かいに位置する図書館は開館しており、隣接する建物では夏期集中講義が行われていたため、学内には学生のみならず、地域住民も多数いた。

本学は事態の重大性に鑑み、直ちに対策本部を設置、翌日には夏期集中講義を再開し、情報ネットワーク回線を一部回復させ、国内外へ情報を発信した。

不測の事態ではあったが、常日頃からの危機管理、的確な情報発信により、更なる危機の回避と社会的責務を果たすことができた。その結果、社会的機関として必要な組織倫理の確立と適切な運営、学内外に対する危機管理体制をより認識することとな

った。

また、教育研究成果の広報体制の整備についても、高等教育機関としての社会的責務を果たすべく、学内外へ知的資源を定期的・継続的に提供し、公開講座などにより地域社会との結びつきを一層深めるなどの取組みを行っている。

### **【基準 11 の改善・向上方策（将来計画）】**

教職員の組織倫理観の醸成と向上のために、新入教職員オリエンテーションや FD・SD 等の研修会を継続して実施し、規則・規程の周知と理解の深化を促し、各構成員の誠実な履行に努めていく。

危機管理に関しては、管理部門と教学部門とのコミュニケーションを密にすることによって教職員個々の認識を深めるなど、事前対策の更なる充実を図るとともに、学生に起因する事件・事故についてもあらゆる事態を想定し、具体的な方途を検討し整備していく。危機への対応で最も重要な事は大学構成員と地域住民との連携協力であり、米軍ヘリ墜落事件の教訓を活かして、地域社会との連携を強化する。

「中期広報戦略基本方針（案）」を定め、中期的な整合性が確保された広報活動の基本方針と具体的な施策を講じ継続的に実施していく。

大学を取り巻く社会情勢の変化により生ずる新たな課題に対し、整合的かつ迅速に対応していくことで、本学に課せられた社会的責務を着実に果たしていく。

## IV. 特記事項

### 1. FD の取組み

#### はじめに ー本学における FD 活動の組織整備ー

本学では平成 14(2002)年度に「学則」の一部改正（第 19 条の 2）及び「ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」の制定を行い、FD(Faculty Development)活動のための組織的基盤の整備に着手した。さらに、平成 19(2007)年度には、この「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下、「FD 委員会」と記す）の下に「学部専門部会」と「大学院専門部会」を設置した。

しかしながら、この時期の「FD 委員会」の活動は、授業評価アンケート及びプレースメント・テストの導入のみに止まっており、組織的な FD 活動という面からは低調なものであった。本学の FD 活動の低調さの背景には、FD というものに対する本学教職員の認識が斉一でなかったこと、「FD 委員会」及び各部会の構成メンバーの大多数が学部長・学科長・研究科長の職責委員であり実質的な FD 活動を担う余裕がなかったことなどがあった。より具体的には、①FD 活動を企画・立案する主体となるべき教職員(FDer:Faculty Developer)を組織的に位置づけていなかったこと、②FD を継続的に下支えする部署が事務組織のなかで明確化していなかったことなども本学の FD 活動の低調さの背景にあったといえる。

このような中、平成 21(2009)年度に実施した本学の事務組織再編に伴い、新たに設けた教務部教学課の業務として「事務組織規程」第 17 条に「ファカルティ・ディベロップメント(FD)に関すること」と定め、事務組織における FD 活動の担当者を置いた。さらに「FD 委員会」においては、平成 21(2009)年度に「FD 企画・調査小委員会」という常設の小委員会を設けた。この小委員会は教務部長、各学部の教務部長指名委員及び教学課職員で構成し、本学の学士課程教育に関わる FD 活動のプログラム企画立案・調査研究・普及活動を具体化するワーキンググループとしての役割を担っている。

このような組織整備を経て、平成 21(2009)年度の「学部専門部会」では、以下に記すような FD プログラムを選定した。そしてこれらのプログラムが実施をみた平成 22(2010)年度を「沖縄国際大学の FD 元年」と位置づけ、全学的な取組みが実質的にスタートしたのである。

#### 本学の FD プログラム

##### (1) 授業評価アンケート

学生による授業評価アンケートは、試行期間を経て、平成 16(2004)年度より全学的に実施している。アンケートの対象は、兼任教員を含む全教員の科目である。アンケートは前期・後期の 2 回行い、各教員にはいずれかの学期において最低 1 科目につきアンケートを実施するよう求めている。アンケートの調査項目は大別して、①授業内容に関する評価、②受講生の当該授業への取組み、③当該授業に対する自由記載、④大学・学習環境についての自由記載である。このアンケートで得られた結果は集計し、担当教員のみならず、学部長、学科長、共通科目の科目群責任者に対しても通知し、自由記載欄に寄せられた学生の要望については各学科長が回答を取り纏め、ウェブサ

イト上で公開している。

大学院においては、平成 19(2007)年度より「大学院教育研究の向上に関するアンケート」を開始した。アンケート項目は、①学生自身に関するもの（進学動機・研究状況など）、②授業及び指導体制に関するもの、③その他の自由記載である。このアンケート結果についても、各研究科が回答を付し、ウェブサイト上で公開している。

さらに、授業評価アンケートについて、平成 22(2010)年度に次のような改善に着手した。

#### 1) 「授業改善計画書」の導入

個別の授業評価アンケートに関しては、それにどう応えるかは教員個人の裁量に委ねられており、必ずしも形として示されてこなかったことから、平成 21(2009)年度の「FD 委員会」において「授業改善計画書」の導入が提案され、翌年から実施される運びとなった（後述（3）授業改善計画書参照）。

#### 2) アンケート項目・方式の再検討

現行のアンケートの調査項目等については、授業評価アンケートそのものには肯定的な教員間でも様々な疑義が寄せられている。このため、より良い授業評価のあり方についての再検討が必要であり、平成 22(2010)年から導入している「FD 支援プログラム」（後述（4）FD 支援プログラム参照）の指定プロジェクトとして、この授業評価アンケートの改善に係る調査・検討が、テーマとして選定された。現在、アンケート内容、実施後の活用のあり方などの包括的な再検討を行い、1年間の検討結果を報告書としてまとめている。

#### 3) リフレクション・シートの試行

現行の授業評価アンケートは、事後評価のため、学期途中での改善には利用しづらいという問題があった。そこで、平成 23(2011)年度より教員各人が学期途中においても逐次改善を行えるよう、パイロット版の「リフレクション・シート」を作成し、学期途中での授業改善に活用する試みを開始した。

### (2) 教育支援者制度 (TA・SA)

平成 21(2009)年度に「沖縄国際大学教育支援者 (TA・SA) 制度に関する規程」及び「教育支援者 (TA・SA) に関するガイドライン」が制定されたのを受け、翌年 4 月より運用を開始した。この制度は、本学の学部・大学院に在籍する学業及び人物ともに優秀な学生を教育支援者（大学院生は TA(Teaching Assistant)、学部 3・4 年次は SA(Student Assistant)) として採用し、学部教育における授業科目の教育的補助業務に従事させることにより、学部教育の充実に資することを目的とするものである。

TA・SA の業務内容は、①授業における業務：実験・実習支援、学生への助言、質疑への対応、出席管理補助、機器の操作補助等、②授業外の業務：学生の発表・報告の支援、レポートに関する指導、レジュメ・教材等の作成補助等である。また、本制度の運用にあたっては、その教育的効果を検証するため、PDCA サイクルを導入している。その基礎資料として、TA・SA を採用した教員に「教育支援者実績報告書」、TA・SA となった学生には「教育支援者活動実績報告書」の提出を義務づけるとともに、当該授業の受講生にも「教育支援者に関するアンケート調査」を実施している。これらに

よって得られた事例・データについては、FD 企画・調査小委員会を中心に検討し、全教員が共有できる情報として研修・報告会等で活用している。

### (3) 授業改善計画書

学生による授業評価アンケートだけではなく、個々の教員の授業実践を省みる一助として、平成 22(2010)年度に授業改善計画書を導入した。学生による授業評価アンケートの調査結果を踏まえつつ、教員が自らの授業実践を振り返り、自己診断を加えて作成するものであり、これらの作業を通じて授業改善に資することを期待している。同時に、ウェブサイト上で公開し、可視化に努めることで学生や社会に対する説明責任を果たすことにもつなげている。

授業改善を試みるための授業改善計画書の作成対象は、作成を推奨し提出を任意とする科目と、作成を義務化する指定科目とに区分される。この科目の指定は「FD 委員会」において決定し、本計画書に基づく研修等 FD 活動の実施については、「FD 企画・調査小委員会」がこれを所管する。

授業改善計画書指定科目

年度	科目
平成 22 年度	「共通科目 英語 I・II」
平成 23 年度	「各学科における 1 年次対象ゼミ科目」

### (4) FD 支援プログラム

本プログラムは、専任教職員が行う組織的 FD を推進し、教育の質の向上につながる活動、①教育方法の改善に関する諸活動、②教育開発に関する諸活動、③教育制度の改善に関する諸活動、④その他 FD 活動の実質化に関する諸活動に対し、必要な補助を行い支援するものであり、平成 22(2010)年度にスタートした。

これには、個人又は複数の専任教職員のイニシアチブによる「公募プロジェクト」と本学の教育全体にとって必要な取組み・課題として「FD 委員会」がテーマを選定する「指定プロジェクト」の 2 種類がある。支援期間は原則として 1 年であり、公募プロジェクトは 20 万円、指定プロジェクトには 100 万円を上限として補助を行っている。プロジェクトの申請に対しては、「FD 委員会」において下記の 6 項目について審査し、その採用の可否を決定する。

- 1) 本学の FD 活動の実質化と拡大を図ることができる調査活動であること
- 2) 組織的な取組みへ発展できる見通しがあること
- 3) 内容が具体的で、成果の公表や学内への提言・提案ができる見通しがあること
- 4) 本学の教育活動への効果が見込めること
- 5) 本プログラムの目的に合致していること
- 6) 経費が申請内容に照らして妥当性があること

本プログラムの支援を受けた者は、支援期間終了後、1 か月以内に成果報告書を教務部長に提出し、学内で開催する FD の講演会や研修会において、その成果を大学全

体に発表する義務を負う。また、これらの成果報告については、本学のウェブサイトへ掲載し公表している。

**FD 支援プロジェクト一覧**

年度	プロジェクト区分	名称
平成 22 年度	指定プロジェクト	「授業評価アンケートの改善：疑心から活用へ」
	公募プロジェクト	1)「中国語の共通・統一テスト/習得度評価プログラムの開発」 2)「FD 活動支援のための SD 研修プログラムの開発」 3)「図書館司書資格課程演習科目における実践的・探求的学習支援プログラム」 4)「教職課程運営システムの改善に関する調査・研究」
平成 23 年度	指定プロジェクト	「シラバスの実質化：利用価値向上と負担軽減の両立をめざして」
	公募プロジェクト	1)「ブックガイドを活用した専門教育導入プログラム：日本文化学科 1 年生を対象として」

**教育の質向上に対するその他の取組み**

(1) プレースメント・テストの全学的実施

初年次教育の充実のためには、新入生の基礎学力に関するデータが不可欠であるとの認識のもと、一部の学科で行われていたプレースメント・テストを、平成 23(2011)年度より全学的に拡大した。本テストは日本語、英語、数学で、このうち日本語を必修とし、英語、数学については各学科で選択する。平成 23(2011)年度は 3 学部 8 学科において実施している。

(2) 単位の実質化に向けた学年暦の編成

「大学設置基準」第 21 条第 2 項に定める単位を実質的なものとするため、各学期において最低 15 回の講義日（試験日を除く）を確保する必要がある。しかしながら、本学の「学則」第 18 条第 1 項は休業日として、①日曜日、②国民の祝日に関する法律に規定する休日、③慰霊の日（6 月 23 日）、④本学創立記念日（2 月 25 日）、⑤春期休業 3 月 1 日から 3 月 31 日まで、⑥夏期休業 8 月 1 日から 9 月 30 日まで、⑦冬期休業 12 月 25 日から翌年 1 月 5 日まで、としており、毎年の学年暦編成において 15 週の講義日を確実に設定することに苦慮していた。そこで平成 22(2010)年度の「学則」改正により、上記⑤～⑦の休業日を「学年暦による」こととし、弾力的に講義期間を定めることができ、毎年 15 週の講義日を確保できるようにした。

### (3) 3つのポリシーの策定

本学の使命・目標を基盤とした「アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）」、「教  
カリキュラム・ポリシー（育課程編成方針）」、「ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）」  
については、平成 21(2009)年度「FD 委員会」の下に「大学ポリシー制定小委員会」  
を設け、3つのポリシーの策定を開始した。その結果、平成 23(2011)年 1 月 19 日の「大  
学協議会」において「FD 委員会」による原案を承認し、大学としての3つのポリシー  
を策定し、公表するに至った。平成 23(2011)年度においては、各学科のポリシーを策  
定し、これを公表する予定である。

### (4) 九州地域大学教育改善 FD・SD ネットワーク（Q-Links）への参加

Q-Links は、FD・SD の大学間連携による人的ネットワークの構築や情報共有を通じ  
て、各高等教育機関における学習・教育の改善を支援するための、九州地区を中心と  
した大学ネットワークであるが、本学も平成 22(2010)年よりこれに加盟し、研修等の  
各種活動に積極的に参加している。

### (5) FD・SD 研修会

平成 21(2009)年度の FD 組織の整備によって FD 活動の活性化を担う「FD 企画・調  
査小委員会」を設け、同時に各種 FD プログラムを導入したことで、FD・SD 関連の研  
修会も活発に行っている。本学では基準 6 でも述べたように FD と SD の関連性を重視  
しており、平成 22(2010)年度に実施した FD・SD 関連の研修会は下記のとおりである。

#### ①教育支援者（TA・SA）研修

「教育支援者の理想像を考えよう」（平成 22(2010)年 4 月 5 日、9 月 24 日）

「教育支援者の理想に近づくために（効果的な事例、失敗事例の共有）」（平成  
22(2010)年 9 月 24 日）

「教育支援者の『志』が入った引継書をつくろう」（平成 23(2011)年度 3 月 9 日）

#### ②FD 研修会

● 「本学における共通英語 I・II の可能性」（平成 22(2010)年 11 月 26 日）

● 「大学における『授業評価』を考える」（平成 23(2011)年度 1 月 28 日）

● 「教職協働による『カリキュラムづくり』とは—Q-Lab 第 1 回 CD プロジェク  
ト参加報告会」（平成 23(2011)年度 2 月 4 日）

#### ③SD 研修会

● 「本学の創設時から学ぶ事—沖縄国際大学創設前史と統合後の歩み」（平成  
22(2010)年 12 月 17 日）

● 「大学職員として学生と向き合う時—あなたならどうする？」（平成 23(2011)  
年 1 月 28 日）

● 「大学職員ができる教育活動をしよう」（平成 23(2011)年 2 月 18 日）

● 「情報資産のリスクとインシデント及びその対策」（平成 23(2011)年 2 月 24  
日）

### (6) FD 通信の発行

本学が取り組みを進める FD 活動について、教職員の間でもその認知度やそれに対す

る意識は齊一なものではない。このため、平成 22(2010)年 4 月 7 日より『FD 通信』を発行し、大学のウェブサイト上で公開している（平成 23(2011)年 5 月現在、第 14 号まで発行）。この『FD 通信』は学内広報としての役割を果たすと同時に、本学の教育の質向上に向けた取組みを公開することで、広く地域社会に対して大学の姿勢を説明するものともなっている。

#### おわりに

本学の組織的 FD 活動は、緒についたばかりである。FD 委員会では、平成 22(2010)～平成 23(2011)年度の活動方針を「沖縄国際大学の「FD 元年」にあたり、新たに始まる FD 活動の円滑な始動と定着をめざす。」とし、積極的に活動を展開している。今後とも、教職員対象の各種研修会の開催や「FD 支援プログラム」などの FD 活動を着実に展開していく。

## 2. エコアクション 21 の認証・登録

### はじめに

本学では、平成 22(2010)年 12 月、財団法人地球環境戦略研究機関が定める環境省(旧環境庁)が策定した環境マネジメントシステムに準拠した「エコアクション 21」(以下、「EA21」と記す)に認証・登録された。

近年、環境に配慮した環境マネジメントシステムを導入している大学はあるが、本学の特色として、EA21 の実施体制を全学的な取組みとし、学生、教職員で構成する内部監査チームを設置して積極的に取組み、協同して環境を考える大学を目指している。

本学では、平成 19(2007)年度から EA21 認証・登録を目指し、以下のとおり環境方針を定めた。

### 沖 縄 国 際 大 学 環 境 方 針

#### 基本理念

沖縄県の自然環境は、亜熱帯海洋性気候で多数の島々から成り立っています。そして、やんばるの森に代表されるように、島ごとに固有の生物種が数多く生息する独自の生態系を形成しています。加えて、島々で暮らす人々の営みが独特の文化・歴史・社会を築いてきました。

本学は開学以来、それらの恩恵に浴しながら育まれてきました。それゆえに、本学は自然環境の保全に努め地域の文化・歴史・社会を大切に、次世代に引き継ぐ責務を有すると考えます。よって、本学は自然環境や地域特性等に配慮しながら教育研究活動に伴う環境負荷の低減に努め、地域との共生を図り、社会的責任を担うべく様々な方策を模索し、計画の策定、実施、確認、評価・見直しにより学内外の環境問題に適切に対応していくよう努めます。

併せて、21 世紀の多様な現代社会において持続的発展可能な循環型社会、自然共生社会、低炭素社会の構築に貢献できる高い見識を身につけた次世代を担う人材を育成することを目指します。

#### 環境方針

本学は、基本理念を実現するために、以下の活動に積極的に取り組みます。

- 1 省エネルギー、廃棄物の削減及び節水等に努め、汚染の防止、環境負荷の低減に取り組みます。
- 2 環境保全・再生に関する教育研究を実践し、環境意識の高い人材を育成します。
- 3 環境に関する公開講座などの開催や研究成果の公開を推進し、環境保全に貢献します。
- 4 PDCA サイクル活動を実施し、環境経営システムの継続的な改善を図ります。
- 5 環境方針を達成するために、環境目的・目標を設定し、環境保全に取り組むとともに、定期的な見直しを行います。
- 6 環境に関する法規制、条例、協定、学内規定等を遵守します。
- 7 環境方針や環境活動を学生・教職員及び一般社会へ公開します。

平成 21 年 1 月 21 日

沖縄国際大学 学長

高川 登氏

## 各学部環境への取り組み

全学の環境方針に則り、学部ごとの環境への取り組みを明確にするために、次のような学部の環境方針を平成 22(2010)年 10 月に策定した。

### (1) 法学部

法学部では、法律や政治を中心とする学部教育の観点に基づいた、循環型社会構築にむけた人材育成と、地域社会への貢献を目指す。

### (2) 経済学部

大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済システムのなかで自然環境が予測を上回る速度で劣化している。そのような状況に鑑み本学の環境方針に則り、環境問題に適切に対応することにより、持続可能な経済発展及び環境保全に貢献できる人材を育成し地域社会へ輩出していく。

その達成のために本学部では環境保全活動に加えて環境に関する科目を提供しながら教育研究活動を行う。

### (3) 産業情報学部

産業・情報・ビジネスに関する教育研究において、情報化・国際化の進展とともに、環境問題にも適切に対応することが求められる。当学部では、本学の環境方針を遵守し、環境保全や環境との調和に配慮した、企業社会との関わりを重視する人材育成・教育研究活動を展開する。

### (4) 総合文化学部

今日の環境問題に対応するため、本学部では環境保全活動に加えて、環境に関する科目を提供しながら教育研究活動を行う。

なお、各学部はそれぞれの学部の環境方針に則り、平成 23(2011)年度前期中に各学部環境目標及び環境活動計画を策定し、本年度後期からの実施を目指すことを確認した（平成 22(2010)年度第 4 回「エコアクション 21 事務局会議」）。

このように、各学部の環境方針、環境目標、環境活動計画を策定することによって環境問題解決への相乗的な効果が期待でき、大学としての環境問題への取り組みという社会的使命の一端を果たすことができると考える。

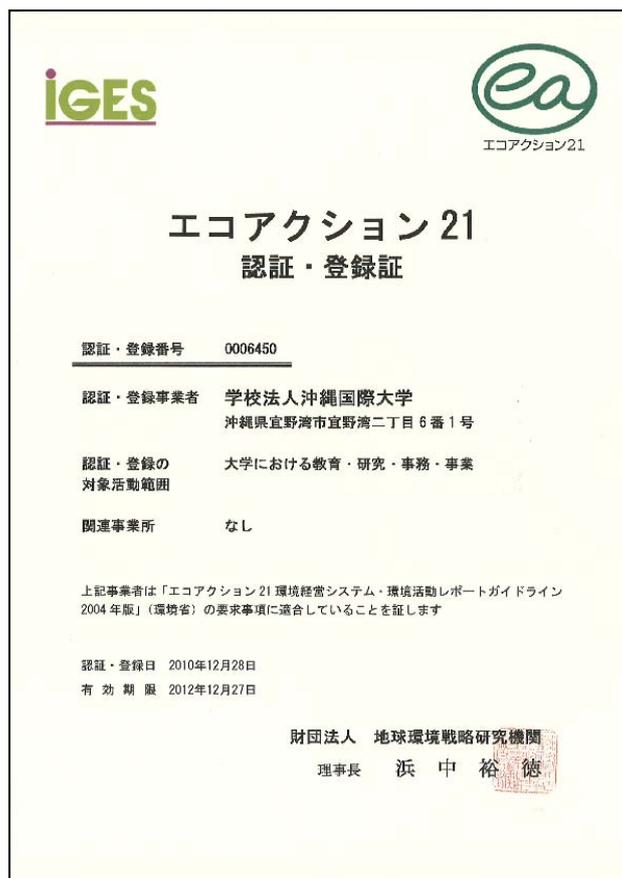
## 認証登録

本学は、平成 22(2010)年 12 月 28 日に、「エコアクション 21 認証・登録証」を授与された。

大学での EA21 の認証・登録の状況は、全国の大学で 7 大学が認証登録（平成 23(2011)年 5 月 14 日現在）を行っているが、九州の私立大学では本学が最初の取得となった。

これにより、学内はもちろんのこと学外に向けても環境に配慮した大学運営を行っていることが認められると同時に、学生・教職員の環境についての意識の高揚にもつなげている。

なお、「環境活動レポート」は、毎年作成し、公表することになっており、学内外に公表することで、本学がどのように環境負荷の削減に努力し、環境問題への取り組みが誠実に実行していることを表す指標としている。



## 本学の取組みと今後の課題

### (1) 視覚に訴える

学生・教職員の環境への意識を高めるため、各所に「沖縄国際大学環境方針」をはじめ、節電、節水、階段利用励行、ゴミ分別等のステッカーを貼付し、啓発に努めている。また、“みんなで考えよう「環境」 エコアクション21”の懸垂幕・横断幕を学内に掲げた（写真参照）。さらに、地域社会に対しても本学が環境問題に真剣に取り組んでいることをアピールするために“環境にやさしい沖縄国際大学「エコアクション21」実施中”の横断幕を掲げている。



沖縄国際大学環境方針及び節電ステッカー



エレベーター扉の階段利用励行ステッカー



ゴミ箱設置場所のゴミ分別ステッカー



トイレ等水利用場所の節水ステッカー



懸垂幕①



懸垂幕②



5号館入口の横断幕



大学前道路沿いフェンスの横断幕

## (2) 環境に関する研修会の開催

環境問題への意識を高めるために本学では、環境問題に詳しい専門家を招聘し、下記のようなセミナーを学生、教職員向けに行っている。

### ①学生向け研修会

日時：平成 21(2009)年 11 月 25 日 場所：本学 13 号館 301 教室

講師：NPO 法人沖縄県環境科学センター環境部長 古家克彦氏



### ②教職員向け研修会

日時：平成 22(2010)年 2 月 24 日 場所：本学 13 号館 301 教室

講師：NPO 法人沖縄県環境管理技術センター理事長 名嘉光男氏



このような研修会を今後も粘り強く開催し続けることによって学生・教職員の意識を高めていく。

## (3) エコ大学祭の実施

本学の「エコサークル」を中心に、大学祭参加団体から各建物やグラウンドにエコ係として学生を配置し、学生自らゴミの分別に取り組み、ゴミをできるだけ出さないエコ大学祭を来場者にも呼びかけている。模擬店の中には、使用する皿などもできるだけ使い捨てのものを使用せず、プラスチック皿などを洗って利用する団体もあった。

このような活動を通して学生も来場者も環境への意識を高めることができ、意識を変えるためにエコ大学祭は有効な方法であり、学内スポーツ大会など類似の機会にもエコ活動が期待できる。

環境問題を考える場合、最も重要で困難なことは、環境問題への意識をどう変えるかということである。高度経済成長時代の「消費は美德」という考えから、大量消費・大量廃棄に違和感を覚えることもなく、環境に対する認識は低い。

したがって EA21 を本格的・名実共に実践していくためには、学生も教職員もこれまでのような環境に対する考え方・意識を変えなければ EA21 の効果は期待できない。

### おわりに

大学は教育・研究の知的空間であると同時に、社会が直面している諸課題にも積極的に取り組んでいくことが社会に対する責務であり、使命である。このような観点から、地球規模の課題である環境問題について真摯に取り組んでいくべきであると本学では考えている。

本学は今後とも、省エネルギー（CO<sub>2</sub>排出の削減）、廃棄物の削減・リサイクル、節水に努め、環境負荷の低減に取り組み、自然環境、生態系の保全等に貢献していきたい。

本学の EA21 活動は、まだ緒に就いたばかりである。今後も EA21 活動を積極的に推進することで、環境意識の高い人材を育成し、環境保全及び環境負荷の低減に取り組む所存である。

### 3. 海外インターンシップの取組み

#### 概要

本学では、職業選択の支援、そして体験型学習として、沖縄県内の企業・行政機関等の協力のもとインターンシップを実施し、体験を通し成長した学生の学びを単位認定し、評価してきた。加えて、沖縄県の若年者就労支援による県外インターンシップなど就労体験学習の機会を拡大している。また、「グローバルに活躍できる人材の養成」を目指し、予てより海外の学術交流協定校での文化・語学セミナーや1年間の交換留学の事業を行ってきたところである。

企業のグローバル化や個性豊かな人材要求など雇用構造の変化の中、本学は、地域の要請に応え、沖縄の置かれた地理的・文化的特性を活かせる人材の育成を目指している。職業選択に際し、地元企業での就職を望む学生が多数を占める一方、自らの挑戦の場を「沖縄県外、海外で」と志す学生の支援や今後の進路を模索する学生に対し、アジアの企業実践の場を通して、「アジア（海外）を見据えた職業人」の養成を意識し、本事業を展開した。

#### 趣旨

本学では、国際化、情報化、少子高齢化等の社会の変化に対応し、地球規模の諸問題を自らの問題として考え、社会性、創造性、人間性に富む人物の養成を目指している。

この取組みでは、職業体験学習を通して、自らの将来の適性を見定め、職業観を養うという既定のインターンシップの目的や国際交流事業での国際理解の狙いを踏襲しつつ、沖縄での生活基盤や学習基盤を軸としながら比較対象としてのアジアを意識することにより、沖縄における優位性、可能性、改善点などの視点を持ち、将来の沖縄を背負える人物の養成を目指した。

アジアで就業、起業するという成果目標と、加えて、社会人として県内での職業に従事しつつも、アジアを意識できる人物の養成も必要である。大学生の就職が混迷の度合いを強めており、就職氷河期が到来している。この時宜に既存の就職活動への支援に加え、海外にも就職活動の視点を向けられる人物の養成を目的として、海外インターンシップを企画するに至った。

平成22(2010)年度は、学習の場を経済成長の著しい中国上海とした。

#### プログラムの立案と研修内容

事業の企画・立案及び実施にあたり、下記のこと留意した。

- 1.安全な運営に努める（宿泊先、研修企業、帯同員等）
- 2.現地企業の活動を多く視察する
- 3.海外で働く日本人から、直接多くの話を聴く
- 4.各人が現地で調査するテーマを定め、学習する
- 5.世界有数の都市・上海で世界経済の躍動を体感する

また、下記のように本取組みを集約した。

1. 事前研修（8月中 中国語、中国経済・上海事情等）
2. 企業視察
3. 現地での就職セミナー参加
4. 現地日本人就業者へのインタビュー
5. 各自のテーマに基づくりポーターティング
6. 帰国後報告会

### 学生の選抜

この派遣事業では応募対象学生を2年次以上に限定した。その理由は、本学の学習環境に十分に習熟し、また、昨今の就職活動時期の早期化に対応できることを考慮した結果である。さらに、派遣人員は、初年度ということもあって最大5人とした。

選抜は、各学科の教員で構成する「インターンシップ運営委員会」による面接を実施した。また、選抜方法は二段階とした。選抜の視点は、第一段階としてアジアや中国に対する熱意、学生自身のキャリアに対する意識、海外で体験する意義、学生の夢など、これから沖縄とアジアを結びつける人間としての意欲を評価することにした。第二段階は面接者（教員）5人による得点が同点の場合に限り本学の成績をもって判断基準とするものとした。

面接の結果、学生5人（男子3人、女子2人）が選出された。派遣予定学生は記者会見を行い、インターンシップへの意気込み等が報道された。

『沖縄タイムス社』2010.08.31



## 事前研修

実習にあたっては、事前に中国経済、中国語など、インターンシップの派遣に際して必要と思われる基礎知識（中国の経済事情、文化事情）や初歩的な中国語について事前研修を実施した。

## 実習内容

企業実習は、日中合弁企業、日系企業にて視察を中心に行った。業種は、広告・ウェブコンサルティング、食品加工、経営・人材コンサルティング、物流等であった。さらに実習企業の紹介により日本の大手企業の現地子会社を視察する等の研修も行われた（写真1参照）。

また、企業実習のみならず、和僑会、上海沖縄県人会、沖縄県上海事務所などとの交流を持ち、情報交換を行うなど人的ネットワーク構築の重要性も意識した。

実習は事業所により異なるが、基本的には実習テーマを下記のとおり設定した。

1. 海外貿易情報の収集・提供
2. 海外観光客の誘客方法
3. 沖縄県物産品の販路拡大策
4. 企業誘致・経済交流の促進策

## 実習報告会

本学で課した課題は2つある。まずは実習のレポートである。種々の企業訪問や人的ネットワークの構築に際してのレポート提出を義務づけた。第二は学生個人の研究テーマによる中国に関わるレポートである。平成 22(2010)年度は、地域環境政策学科、企業システム学科、英米言語文化学科の学生であったことから、社会科学と人文科学双方の専門性を加味した個別レポートを課した。

さらに、平成 22(2010)年 11 月 15 日に事後報告会の開催によって、成果を公表した（写真2参照）。派遣された学生は、下記のような報告を行った。

- 沖縄県が開催した県産品物産展の分析結果を紹介しました。今後は、観光リゾート地としての優位性をアピールすることの必要性を感じました。（産業情報学部企業システム学科4年次）
- 海外インターンシップを通じ初めて中国オフィスの雰囲気を体験できました。「働く」ことや、「将来」のことを考えさせられた2週間でした。中国の企業に踏み込めたことはとても貴重な経験になりました。（総合文化学部英米言語文化学科3年次）
- 実際にインターンシップに参加して貿易という仕事の実態が以前よりよく見えました。日中貿易に関わる仕事に就きたいと意欲が高まりました。（経済学部地域環境政策学科3年次）
- 自らの将来像を見つめるよい機会になりました。今後の目標は、日本で社会人経験を積み外資系企業で働くことです。世界に出て活躍することで、沖縄や日本に有益になることができると思っています。（総合文化学部英米言語文化学科4年次）

- 「日本ブランド」の販売チャンスはまだ増えていけると感じた。沖縄の物産については、もっと沖縄を認知してもらう必要がある。今回の経験で、今後、自身が在学中にやるべきことがはっきりした。多くの留学生と交流して国際感覚を身につけたい。（産業情報学部企業システム学科3年次）

5人の報告の後、フロアから寄せられた質問で、意見交換が行われた。会場からは、「海外への就職を予定しているか」という質問に対して、派遣学生は「このインターンシップによって、海外に出てみようという気持ちになった」という回答が寄せられた。また「大学に何を求めるか」という質問には、「たとえば、全ての学部に対して中国語を必修科目にするとか、英語の学力試験を充実させることも大事ではないか」という回答もあり、アジアを意識するにあたっての語学の重要性が報告された。

(写真1) 実習風景



(写真2) 事後報告会



おわりに

第1回の海外インターンシップを終え、今後のプログラム充実に向け、以下のような課題についても検討していく。

まずは、期間設定についてである。既存のインターンシップは2週間と3週間の二つの期間を設けている。これは修得する単位数が2単位と4単位の二つのプログラムから構成されているためである。実習先の企業や現地の文化的な事情への適応を深めるとすれば、海外インターンシップを3週間に拡大できるかどうか、その可能性を今後は検討する。

次に派遣国である。今回は万国博覧会が開催された中国・上海に焦点を当てた。もう一つの検討課題としては他のアジア地域への拡大が可能かどうか、検討を進めていく予定である。